

令和3年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 9 月 1 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の委員会付託

第 5 発委第 1 号

提案～採択

第 6 議案第 1 号～議案第 5 号

提案～審議

第 7 議案第 6 号～議案第 11 号

提案～付託

第 8 議案第 12 号～議案第 17 号

提案～審議

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

## 会議のてんまつ

令和3年9月1日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

今日は防災の日です。災いを防ぐというのであれば、コロナ禍での闘いも当てはまるのではないのでしょうか。感染防止のため、長期間様々な制限を強いられた人々の心身は疲弊していることでしょうか。いまだ出口が見えない不安も募ります。自分だけとは諦めてしまうのか、今の自分にできることを実践していくのでは、結果としては大きな違いがあります。科学的の方策を講じつつ各人が持てる力を発揮して、脅威に勝っていきたいと思います。

ただいまから、令和3年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番、唐澤由江議員、9番、三澤澄子議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

本日招集されました、令和3年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案17件、発委1件です。このうち、発委1件は議案審議の関係で即決とします。請願・陳情は、陳情1件が提出されています。

会期は、本日9月1日から9月17日までの17日間とし、この間で9月2日から14日まで本会議を休会といたします。

また、最終日17日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月17日までの17日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和3年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の御出席のもと開会できますことに、まずはお礼を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症について触れさせていただきます。

別次元で感染力の高いデルタ株が猛威をふるっております。県は8月20日に医療非常事態宣言を発出し、全県の感染警戒レベルを一律5に引き上げました。その後、上伊那圏域においても陽性者数がレベル5の水準となり、長野県は飲食店等に対して8月26日から時短要請を行っております。

上伊那圏域における直近1週間の陽性者数は53人、人口10万人あたりに感染しますと29.5人となっております、本村におきましても直近1週間での陽性者数は4人となっております。

村では、感染警戒レベルが4となった8月18日に対策本部会議を開催し、情報共有及び今後の対応について協議を重ねました。その後、20日に全県の警戒レベルが5に引き上げられたため、24日に再度対策本部会議を開催し、ガイドラインに基づいて防災訓練など村が主催する行事やイベント等につきまして、延期または中止の判断を行いました。

また、大芝高原のスポーツ施設や村民体育館、村公民館などの公共施設については、医療非常事態宣言の期間となる9月20日までを利用休止もしくは利用制限をつけました。小中学校におきましては、今後の休業に備えましてタブレットの持ち帰り学習を始めました。また、保育園におきましては、可能な範囲という前提の中で登園自粛のお願いをさせていただいております。

次に、ワクチン接種であります。熟年者への接種については、8月1日時点で1回目の接種率が86.9%となりました。特定の医療機関を希望する方など少数いらっしゃいましたが、希望する方への接種は7月中に完了したと捉えております。引き続き年齢が高い世代から接種を進めておきまして、現在は30歳以上の方の予約を受け付けております。

12歳以上の人口に対する1回目の接種率は、先週末で57.0%となっております。全体では合計1万3,996回の接種をしたところですが、大きなトラブルなく順調に実施できております。接種をお願いしております病院・診療所の医師、看護師、薬剤師、従事者の皆様には、長期間にわたり最大限御支援・御協力をいただいております、改めて厚く御礼を申し上げます。

ワクチンの供給量が当初予定よりかなり少なくなっておりますので、今月からはペースを落として対応してまいります。予約率が高まっておりますが、接種を希望する方へは10月中に接種ができるよう進めております。ただ、今後さらに予約率が高まった場合におきましても、国の目標である11月中には希望者への接種を完全に終えることができるよう、今後も全庁を挙げて取り組んでまいりますので、こちらにつきましても御理解と御協力をお願いできればと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策福祉給付金支援事業についてであります。長引く生活への影響を考えまして、住民税非課税世帯を対象に一人1万円の給付金を支給いたします。8月10日に対象と思われる966世帯に申請書をお送りし、受付を開始しました。申請期限は11月末までとなっております。

災害関係について、3件御報告をさせていただきます。

1つ目は、南部小学校の床上浸水被害であります。7月13日に、南部小学校の一部の教室・廊下・多目的ホールなどが集中豪雨により床上浸水の被害を受けました。翌日、学校につきましては臨時休校とさせていただきましたが、当日夜間からの消防署員・消防団員の排水作業への御協力、また翌日早朝からの清掃業者また地域のボランティアの皆様による清掃・消毒作業により、休校は14日の1日のみで15日から再開することができました。また、

引き続き豪雨が予想されたため、地元建設会社の迅速な対応の下、土側溝や土のうを設置する緊急対応措置も行いました。多くの皆様に御支援をいただき、本当にありがとうございます。

今回のような短時間の集中豪雨の発生は今後も予想されるため、二度と起こることがないように、雨水排水の調査や排水経路の見直しを行ってまいります。当議会でも、補正予算に調査・測量・設計に係わる費用を計上させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。校舎内の被害を受けた施設につきましては、検査等を行いまして適切に対応してまいります。

2つ目です。2つ目は、8月13日から15日にかけての大雨による被害です。

県内では、岡谷市、川岸で土石流により3人が犠牲となってしまいました。本村におきましても雨脚が強くなってきた14日の朝、警報が発令される前から担当職員が待機して、状況確認と情報収集に努めてまいりました。午後になりまして、村内各地で小さな河川における越水や道路からの宅地へ雨水の流入が出始めたことから、速やかに災害警戒本部を設置し対策本部に切り替えまして、午後5時半にレベル3、高齢者等避難を発令いたしました。

天竜川の氾濫による浸水被害が懸念されたため、その対応といたしまして、久保・塩ノ井・北殿・南殿・田畑・神子柴の地区避難所を6か所開設を同時にいたしました。日が変わりまして翌15日、午前3時10分にエリア内に土砂災害警戒情報が発令されたため、対応を協議し午前3時50分に警戒レベル4、避難指示を発令しました。同時に、村民体育館・保健センターの2か所を広域避難場所として開設準備を行いました。ほか市町村では、明るくなるのを待って発令したところもございますが、迅速な対応ができたのではないかと考察しております。

同日、15日の昼頃になって雨脚が落ち着いてまいりました。釜口水門からの放流量は依然多いままでしたが、天竜川また諏訪湖の水位が下がってきましたので、午後4時に避難指示を解除し避難所を閉鎖といたしました。避難された方は合計168名となっております。

村内の被害状況についてです。水路からの越水により、宅地へ雨水の浸入と道路のり面への洗堀が発生いたしました。村では消防団と協力し土のうを積んだり、足りない土のうについては建設組合に支援依頼を行ったり進めてまいりました。

道路につきましては、飛び地であります大泉所ダムへ向かう村道3157号線が、沢筋から集まった雨水が道路を横断するような形で洗堀され通行不能となりました。大泉区等の水の取り入れの関係で日々利用される道路であるため、緊急的に復旧工事を実施し、現在は通行できる状態となっております。また、大芝高原とゴルフ場の間の村道113号線におきまして、ゴルフ場の水路が越水して道路が冠水したため、数日間車両通行止めといたしました。

河川では、大清水川と戸谷川の一部で護岸の洗堀がありまして、今後災害復旧工事を実施してまいります。耕地では、田んぼの土手が崩れたという被害が報告をされております。

3つ目です。3つ目は、8月18日に発生した水道管破裂による断水であります。状況について詳しく申し上げます。

早朝、第一配水地におきまして、配水流量以上の自動警報通報が入りました。漏水箇所を特定するため速やかに調査を行いましたが、早急に特定することができなかつたため自動的に配水側の緊急遮断弁が作動し、結果断水が発生しました。緊急遮断弁につきましては強制的に開放いたしました。朝の水を多く使う時間帯だったため、第一配水地の水が不足しま

して、住民から水が出ないという御連絡を矢継ぎ早にいただくようになりました。

異常の通報を受けてから3時間後、南箕輪小学校の用務員から敷地内の水道管から水が流れ出ているとの連絡が入り確認したところ、75ミリの給水管が老朽化により完全に割れ、水量が多く流れ出ており、今回の原因であると判断し緊急修繕工事を行いました。2時間後には配水量が安定し、正午には全ての家で水が出るようになりました。

御迷惑をおかけした多くの村民の皆様に改めておわび申し上げます。

以上が災害関係の報告であります。これから台風シーズンとなります。被害のないよう努めてまいります。

さて、9月議会は決算議会であります。令和2年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは決算特別委員会の中で申し上げますが、決算状況につきまして少し触れさせていただきます。

一般会計歳出であります。前年度に比しまして新型コロナウイルス感染症対策の給付金・対策事業等により約18億9,000万円、率にいたしまして30.6%増の80億7,200万円ほどの決算規模となり、前年度と比較して大幅増・過去最大の決算となっております。

歳入であります。こちらも同じく新型コロナウイルス感染症対策の給付金、対策事業等に充てた国庫支出金の増などにより、前年度に比しまして19億9,800万円、率にして30.3%増の85億8,500万円余の大幅増となりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策関係以外の通常の歳入部分であります。村税につきましては前年度比7,900万円減の約21億5,000万円と、前年度より減となっております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、法人住民税・入湯税が大きく落ち込んでいることも原因となっております。

次に、地方交付税であります。普通交付税は税収の減及び基準財政需要額の伸びに伴いまして、前年度比18.4%、2億5,000万円増の約16億3,000万円と大幅な増となりました。財政状況であります。令和2年度の財政力指数は0.59と、前年度から0.01ポイントの減となっております。経常収支比率は72.3%で、前年度と比べますと2.3ポイント減となりました。また、健全化判断比率を示す4つの指標につきましては、いずれの数値も基準値以下となっております。

最後に、令和3年度、今年度の普通交付税についてであります。県内市町村への配分の総額におきまして、5.8%増と増えているのに加えまして、需要額の基礎となる人口が令和2年度の国勢調査の人口に置き換わったことから、平成27年のときの人口と比較しますと、当村につきましては754人、5.0%増となっておりますので、交付決定額は前年度比で約1億9,000万円、11.5%増の約18億1,800万円と大きく増加をしております。

続きまして、事業関係であります。

情報施策といたしまして、各地区公民館のWi-Fi整備を進めております。こちらにつきましては、9月末には完了する見込みで進めております。11月からはドア・ツー・ドア乗り合いタクシー運行事業といたしまして、ぐるっとタクシーの運行を開始いたします。ぐるっとタクシーは、伊那地域定住自立圏共生ビジョンの事業として既に伊那市が実施しておりますが、その運行エリアに村の南部小学校通学区域を加えたことで、南部小学校通学区域にお住まいの住人の方が御利用できるようになります。

利用できるのは65歳以上の方、運転免許証を返納した方、障がい者手帳をお持ちの方など

で、少ない費用でタクシーを利用でき、AIによる自動配車システムによって効率よく自宅から目的地まで移動できます。10月から事前登録の申込みを受け付け、11月1日から運行を開始します。

ちょっと失礼します。失礼しました。

若者回帰定住促進事業の一環といたしまして、帰省する学生を対象に新型コロナウイルス感染症検査費用の補助を実施いたしましたところ、現在まで22件の申請がありました。上伊那広域連合の取組といたしまして、7月に保護者のための就活セミナー、8月に就活準備合宿を行いました。村民や村内企業から参加があり、参加者の満足度も高く好評なイベントとなっております。今後、かみいなシゴトフェスも今実施する予定で動いております。

結婚支援といたしまして、村内で働いている若者を対象に7月に第1回目の村の若者交流大作戦を開催し、10名に参加をいただきました。今後2回目を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

防災研修センターの建設工事についてであります。御心配いただいておりますウッドショックの影響もなく、現在屋根工事が完了し、外壁工事・内装工事が始まっております。また、愛称につきましても募集をしているところです。

大芝高原の将来ビジョンの策定を兼ねて実施いたしましたあつまれ！大芝の森コンテストにつきましては、昨日8月31日に応募締め切りとさせていただきます。8月30日現在で、合計172点の応募が寄せられております。

学校給食センター建設事業につきましては地質調査が終了し、これから基本実施設計業務に入っております。設計業者選定に当たりましてはプロポーザル形式で行いまして、土地利用や施設整備計画、食物アレルギー対応、環境への配慮、災害対応機能、将来的な施設の有効利用など総合的な提案を受けた上で審議し、判断してまいります。基本計画案が制作された段階で、内容等につきましては地元説明会等を通じて丁寧に周知してまいります。

次に、社会教育、公民館関係の事業についてです。

村民文化祭は現在実施の方向で検討しております。秋の村駅伝競走大会は、感染予防対策が難しいことから中止の判断とさせていただきます。成人式については、昨年の対象者につきましては令和4年1月3日の午前中に延期とし、今年度の対象者につきましては、同日令和4年1月3日の午後に実施を予定しております。様々な行事の開催が不透明な状況ですが、これからの子供たちの確かな育ちのために、応援・御支援をお願いできればと思います。

また、村の3大イベントの一つであるイルミネーションフェスティバルにつきましても、規模を縮小し開催時期を少しずらした形で、現在のところ開催に向けて準備を進めているところです。

本定例会に提出いたしました案件は議案17件であります。いずれも原案どおりの決定をお願いいたします。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年5月分から令和3年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お



手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第5、発委の上程を行います。

発委第1号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

笹沼美保議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第1号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」について提案説明を申し上げます。

今回の改正は、昨今の社会情勢を勘案し議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など議員として活動するに当たっての諸要因を配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めました。

それでは、議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項中、「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中、「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めます。

第86条第1項中、「請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改めます。

1ページにお戻りいただき、附則として、この規則は公布の日から施行といたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これから、発委第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

発委に対する討論・採決を行います。

発委第1号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論を終わります。

討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村公共物管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村公共物管理条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、河川法施行細則の一部改正に伴い、村の占用料金等に係わる表記を改めるため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

河川法施行細則の一部改正により占用料金が改正されたため、南箕輪村公共物管理条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により説明いたしますので、議案書3ページを御覧ください。

第6条第2項中及び第19条中のアンダーライン部分の字句を改め、議案書3ページ中ほどから6ページまでの別表につきまして、単位の表記を改め占用料金を県の規則と同様の金額に改めるものであります。

2ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和3年10月1日から施行するものです。また、経過措置としてこの条例の施行の際、現に第4条の規定により許可を受けている流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例によるものとします。

以上、議案第1号「南箕輪村公共物管理条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

流水占用料は4条の従前でということでありまして、全体としてこれだけ料金改正があるわけですが、村で税収が増えるのかなど、どのぐらいの予測をしているのかをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 武井課長、分かりますか。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） こちらに書いてあります流水占用の占用料等ということで、この全ての料金について従前の例によるものとするということになりますけれども、これからのものにつきまして上がるということなんです、この占用料につきましては、年間平均にしますと約10件ぐらいですので、そんなに大きな収入にはなるということにはならないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 金額的には分からないですか。

建設水道課長（武井 厚） すみません。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、いいですか。

9 番（三澤 澄子） 分かりました。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

提案理由のとおり、いわゆるマイナンバー法の改正によるものでございます。これまで村が徴収しておりましたマイナンバーカードの再発行手数料を、地方公共団体情報システム機構が徴収することに伴い、改正するものでございます。

議案書3ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、別表第2条関係の11番、個人番号カード再発行手数料800円を削除するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、議案第2号同様、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

唐澤総務課長。

総務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

本案も先ほどの議案第2号同様、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、影響を受ける条例の改正となります。

新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧いただきたいと思っております。

第2条につきましては、用語の意義のうち、その後も出てきます南箕輪村公開条例を簡略化して表記するために、以下公開条例というものを付け加えるものであります。

3ページに移りまして、第11条につきましては、適応条項の項ずれで字句の修正を行うものであります。

第20条は番号法の所管が変更となり、情報提供等の記録の通知先が総務大臣から内閣総理大臣になるための改正、また番号法第19条に新たに第4号が追加されることに伴い、引用条文の号ずれの解消を行うものであります。第40条につきましては、以前に統計法の法改正があった際に適用条項が改正されていないものが判明いたしましたので、この際実情の条項に合わせて改正をするものであります。

1ページにお戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものであります。また、個人情報保護条例に関する規定である南箕輪村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の引用条項を、実情に合わせて改めるものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村準用河川管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村準用河川管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、議案第1号と同様、河川法施行細則の一部改正に伴い、村の占用料金等に係わる表記を改めるため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

河川法施行細則の一部改正により占用料金が改正されたため、南箕輪村準用河川管理条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表による説明いたしますので、議案書3ページを御覧ください。

議案書3ページから5ページまでの別表につきましては、単位の表記を改め占用料金を県の規則と同様の金額に改めるものであります。

2ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和3年10月1日から施行するものであります。また、経過措置としてこの条例の施行の際、現に第4条の規定により許可を受けている流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例によるものとします。

以上、議案第4号「南箕輪村準用河川管理条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで、質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

議案第5号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第2号、第3号同様、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

唐澤総務課長。

総務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

本案も、先ほどの議案第2号、第3号同様、いわゆる番号法が改正されたことに伴い、影響を受ける条例の改正となります。

新旧対照表によりまして説明させていただきますので、議案2ページを御覧いただきたいと思います。

いずれも番号法第19条に、新たに第4号が追加されたことに伴う引用条文の号ずれの解消を行うものであります。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで、質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

日程第7、議案第6号「令和2年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第7号「令和2年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第8号「令和2年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第9号「令和2年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第10号「令和2年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第11号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第6号から議案第11号までは、令和2年度各会計決算の認定に関する6議案でありますので、一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険事業特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計について、令和2年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては決算特別委員会の際、担当課長及び担当係長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 決算概要について説明を求めます。

城取会計管理者。

会計管理者（城取 晴美） それでは、議案第6号から第9号までの令和2年度一般会計及び特別会計の決算概要につきまして説明を申し上げます。

お手元にお配りしてございます資料の黄色い薄い冊子、決算調書を御覧ください。目次をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。こちらに沿って御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。なお、この調書に示してございます数値ですが、それぞれの表・明細により単位が異なっております。また、端数処理の関係で末尾一桁の数字が一致しない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、1の一般会計から御説明申し上げます。

令和2年度の当初予算につきましては、各種計画の策定、防災関連の施設整備、施設等の改修などによりまして、前年度対比7億8,000万円、13.4%の増の65億8,000万円と過去最大の予算となりました。南箕輪村第5次総合計画前期基本計画及び総合戦略は最終年度となりまして、財政面につきましては、新たな村づくりの展開を見据えて、安心・安全な村づくりを推進する積極的な予算としてスタートをいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金等によりまして感染防止対策

を実施する中、最終予算額は前年度繰越明許を除きまして、87億2,296万4,000円となりました。歳入決算総額は85億8,513万9,000円となりまして、前年度対比19億9,802万4,000円、30.3%の増となり、歳出決算額は80億7,205万7,000円となりまして、前年度対比18億8,964万7,000円となりまして、30.6%の増となりました。この結果、歳入歳出差引残高が5億1,308万2,000円となりました。

それでは、歳入でございます。

村税収入につきましては、21億5,520万5,000円となりまして、前年度対比7,864万5,000円、3.5%の減となりました。村税が歳入総額に占める割合につきましては、前年度より8.8ポイント減少しまして、25.1%となりました。

以下、村税の内訳につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは先に行きまして、2ページをお願いいたします。

3行目からになります。そのほかの主な歳入といたしまして、令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症関連の給付等が含まれました国庫支出金となりまして、24億3,783万4,000円となりました。地方交付税は18億2,839万8,000円となりまして、前年度対比2億6,580万6,000円、17%の増となりました。ふるさと納税につきましては、1億5,277万円となりまして、前年度対比2,034万3,000円、13.3%の増となりました。

次に歳出でございます。

歳出は総務費が前年度対比で15億4,437万2,000円、160.7%の増と最も増加率が大きく、次いで消防費が1億8,724万7,000円、88.1%の増となりました。これらの要因としましては、総務費は新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金によるものでございます。消防費につきましては、避難所空調設備設置と防災研修センター関係によるものでございます。

一方、減少した費目としましては、災害復旧費と次いで教育費となりますが、災害復旧費につきましては、令和2年度につきましては大きな災害もなく、災害復旧費としての支出がなかったことが要因となっております。教育費につきましては、学校関係の整備事業が落ちてきたことによるものでございます。

次に、村債でございます。村債は学校教育施設等設備事業債をはじめとしまして、全体で5億1,987万2,000円を借入れをいたしまして、4億1,519万5,000円の償還をいたしました。この結果によりまして、年度末残高は55億5,527万4,000円となりまして、前年度末より1億467万7,000円の増となりました。

それでは、3ページをお願いいたします。

4の基金でございます。基金につきましては、人づくり基金101万4,000円の取崩しを行いました。財政調整基金等そのほかの基金につきましては、利息分の積立てを行いました。

それでは、主要事業でございます。ソフト事業としましては、令和2年度が新型コロナウイルス関連の特別定額給付金をはじめといたしまして、以下のとおりの事業を行いました。こちら後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、4ページにいただきまして下のほうから5行目になります。こちらがハード事業を載せてございます。主なものにつきましては施設の改修、避難所空調設備設置など以下の事業を実施いたしましたので、こちら後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、6ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。

繰越明許につきましては、第2回議会定例会におきまして御承認をいただきましたが、村

道道路の改良事業ほか計12事業、3億2,114万円が年度内に支払いが終わらない見込みとなったため、予算の定めるところによりまして、翌年度に繰り越しをさせていただきました。

では7ページをお願いいたします。介護保険事業特別会計でございます。

歳入決算額につきましては10億7,074万円となりまして、前年度対比1,820万7,000円、1.7%の増となりました。主なものは保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金となっております。徴収率につきましては、現年度分99.5%、滞納繰越分19.9%、全体では98.8%で前年度と同率となりました。

歳出決算額は10億2,925万3,000円となりまして、前年度対比2,558万7,000円、2.5%の増となりました。うち、保険給付費が9億5,860万6,000円で、歳出の93.1%を占めておりまして、2.2%の増となっております。地域支援事業費につきましては、3,274万7,000円となりまして、前年度対比7.8%の増となっております。この結果、歳入歳出差引残高は4,148万7,000円となりまして、前年度対比738万円の減となりました。年度末の第1号保険者数は3,743人で、前年度対比79人の増となっております。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入決算額は11億1,504万4,000円で、前年度対比1億86万6,000円、8.3%の減となりました。歳入の基本となる保険税は、2億7,438万3,000円で、前年度対比4.1%の減となりました。保険税以外の主な収入としましては、県支出金となっております8.6%の減となっております。繰入金は7,024万5,000円で、前年度対比810万7,000円、10.3%の減となりました。徴収率につきましては、現年度分95.6%、滞納繰越分26.6%、全体では87.2%となり、前年度対比6.5ポイントの減となっております。また応能、応益の比率につきましては、令和元年度と同様で53対47となっております。

歳出決算額は11億1,002万3,000円で、前年度対比1億393万8,000円、8.6%の減となりました。保険給付費は7億4,316万7,000円で、歳出総額の67%を占めております。前年度対比が7,080万円となりまして、8.7%の減となっております。この結果、歳入歳出差引残高は502万円となりまして、前年度対比306万8,000円の増となりました。年度末被保険者数につきましては2,796人となりまして、前年度対比19人の減、加入世帯数は1,788世帯となりまして、前年度対比24世帯の増となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入決算額は1億4,761万3,000円で、前年度対比177万4,000円1.2%の増となりました。主な収入は保険料が1億1,640万3,000円で、前年度対比で2.2%の増となっております。徴収率は現年度分99.8%、滞納繰越分86.8%、全体では99.7%となりまして、前年度対比0.6ポイントの増となっております。

歳出決算額は1億4,487万1,000円となりまして、前年度対比で1.1%の増となっております。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1億4,426万8,000円となりまして、歳出の99.6%を占め、前年度対比1.0%の増となっております。この結果、歳入歳出差引残高は274万1,000円となりまして、前年度対比23万4,000円の増となりました。年度末の被保険者数は1,969人となりまして、前年度対比31人の増となりました。

以上が、令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算の概要となります。なお、決算書所要施策成果説明書及び決算添付資料等を御確認いただきまして、詳細につきましては、決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。



なお、決算添付書類につきましては、地方財政状況調査いわゆる決算統計の作成ルールに基づきまして作成をされております。性質の区分の違い等によりまして、決算書とは一部集計数値の違うところがございますが、合わせて決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般会計及び特別会計の決算の概要についての説明を終わらせていただきます。  
議長（百瀬 輝和） 続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第10号「令和2年度南箕輪村水道事業会計の認定について」、第11号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」概要説明をさせていただきます。

初めに、水道事業会計からお願いいたします。

主要施策成果説明書及び決算書添付書類の資料を御覧ください。58ページの令和2年度南箕輪村水道事業報告書を御覧いただきたいと思います。

それでは1、概況の（1）総括事項イ、一般事項でございます。

令和2年度の年間総配水量は約174万8,000トン进行配水し、前年度に比べ約5万4,000トンの増加となりました。これは、配水管から漏水が多数発生したことと給水人口の増加によるもので、有収水量は約138万3,000トン、前年度に比べ約8,000トンの増加となりました。これは、新型コロナウイルスの影響により大口の使用者の使用量が減少したことと、一般家庭での使用量がそれ以上に増加したことによるものであります。上伊那広域水道用水企業団からの受水量は約159万8,000トンで、前年度に比べ約7,300トンの増加となりましたが、年間総配水量が増加したことに比例したものと考えられます。

資本投資の事業は、令和元年度からの繰越事業でありました田畑駅北の黒川第一号橋水管架管工事のほか、県道伊那北殿線配水管布設管工事、沢尻区内配水管布設工事、村道5号線配水管布設替工事、スマートフォン検針システム構築業務、計量法に基づく水道メーターの交換業務などを実施いたしました。

また、加圧式給水車を購入するために発注をいたしましたが、全国的に給水車の需要が多く、年度内の完成は困難となり繰越事業として進めまして、先月8月24日に納車となったところであります。

次にロ、決算の状況でございます。

令和2年度は水道事業収益2億6,154万3,679円に対し、水道事業費用2億4,767万755円、消費税及び地方消費税1,017万5,700円を除いた差引き2,404万8,624円の純利益となりました。水道事業収益の内訳は、営業収益2億3,029万5,606円、営業外収益3,124万8,073円となり、営業収益の主な財源である給水収益は2億2,848万5,205円で、前年度と比較して164万8,633円、0.7%の減収となりました。これは、従量料金の単価の安い一般家庭の使用料が増加した以上に、従量料金単価の高い大口使用者の使用が減少したことによるものであります。

また、消火栓設置等の受託工事の収益は今までは営業収益としておりましたが、令和2年度から水道施設の資産として資本的収支への計上をしたため、皆減となりました。

営業外収益の主な財源は長期前受金戻入で2,809万1,205円となり、前年度と比較して395万8,229円、12.4%の減収、雑収益は消費税及び地方消費税が還付金でなくなったため、294

万3,693円となり前年度と比較して1,164万7,091円、79.8%の減収となりました。

水道事業費用の内訳では、営業費用が原水及び上水費で9,009万6,851円、配水及び給水費901万3,261円、総係費5,335万2,396円、減価償却費7,931万3,624円、資産減耗費256万円12円となり、営業外費用は支払利息が290万5,766円、消費税及び地方消費税1,017万5,700円、雑支出25万3,145円でした。特別損失はなく、予備費の執行もありませんでした。

資本的収支は総収入額1,412万4,758円、総支出額6,275万9,856円で、差引不足額4,863万5,098円は過年度分損益勘定留保資金4,611万2,964円と現年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額252万2,134円で補填をいたしました。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指標の資金不足比率がゼロとなっております。

続きまして、下水道事業でございます。

71ページ、令和2年度南箕輪村下水道事業会計事業報告書を御覧ください。

#### 1、概況の（1）総括事項でございます。

本村の下水道事業につきましては、平成3年度から積極的な整備に努めてきており、現在では南箕輪村第5次総合計画の基本目標の一つである住みやすい環境づくりを進める村を基に、村民の生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁の防止・保全を視野に入れ、資本的なインフラ整備から維持管理を柱に事業展開をしてまいりました。今後は、浄化センター及び管渠の維持管理の費用や改築更新投資の増加、将来的な人口減少による使用料収入の減少等を踏まえ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めます。

また、下水道施設については、ストックマネジメント修繕改築計画に沿ったコスト縮減に努め、より一層健全な経営に努めてまいります。

公共下水道の普及状況でございます。排水区域内の面積856ヘクタール、全体の計画面積は986.4ヘクタールであります。処理区域内の人口1万5,483人、下水道整備率98.2%となり、前年度と比べ処理区域内人口は112人増加をいたしました。水洗化人口は1万4,439人、水洗化率93.2%となり、前年度と比べて水洗化人口が209人の増加、水洗化率は0.7%の増加となっております。また、有収水量は148万6,836立方メートルで、前年度と比べ2万6,078立方メートル増加となっております。

公共下水道の建設改良の状況でございますが、建設改良工事のうち新たな宅地造成等に伴う水洗化のための管渠接続工事など、下水道管敷設延長は約81メートルの増加となり、下水道管敷設延長は160.3キロメートルとなっております。また、南箕輪浄化センターの使用電力の低減と未利用地の有効活用による二酸化炭素排出の減少を目的として、平成29年度に設置いたしました浄化センターの太陽光発電施設につきましては、ほぼ計画どおりの発電量が確保できました。その他、マンホールポンプ場のポンプ交換工事等を実施し、これらの費用として管渠施設建設事業費6,721万4,273円を設備投資いたしました。

おめくりいただきまして、72ページの会計及び経理でございます。

収益的収支は収入5億8,269万9,808円に対し、支出5億8,570万212円から消費税及び地方消費税1,857万8,900円を除いた額、5億6,712万1,312円の差引金額1,557万8,496円が当年度純利益となり、これに前年度繰越欠損金は3億1,322万582円を加えると、当年度未処理欠損金の額が2億9,764万2,086円となりました。

内訳としまして、営業収益2億6,711万3,033円、営業外収益3億1,558万6,775円となり、営業収益の主な財源は下水道使用料で2億6,582万4,292円、前年度と比較して1,679万2,656

円、6.7%の増収となりました。営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で、1億2,967万円となりました。

対しまして下水道事業費用は、営業費用が管渠費526万8,104円、処理場費6,940万4,669円、総係費2,667万2,536円、減価償却費3億6,939万804円となり、営業外費用は支払利息9,637万6,820円、その他営業外費用は8,379円となっております。資本的収支は総収入額3億1,948万950円に対し総支出額は4億7,633万8,373円で、不足額1億5,685万7,423円は当年度消費税資本的収支調整額54万6,150円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,631万1,273円で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指標の資金不足率はゼロとなっております。

以上で、令和2年度水道事業会計決算及び下水道事業会計の決算の概要説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 以上で、議案第6号から議案第11号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について監査委員から報告を求めます。

原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） それでは、令和2年度南箕輪村各会計決算審査の結果を報告いたします。

お手元の令和2年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書を御覧ください。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、丸山監査委員と合意の下に作成した意見書でございます。

1ページを御覧ください。

まず審査の概要ですが、(1)のとおり令和2年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの6会計について、7月26日から8月4日までの間で5日間をかけて実施をし、17日にはまとめを出しました。その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、(3)の①から④について、会計管理者及び各課長・係長から説明を聴取しました。また、例月の出納検査や昨年10月に実施した定期監査の審査の結果も参考にし、工事・事業の実施状況について現地調査も合わせて行いました。

また、財政援助団体等に対する審査として、南箕輪村観光協会に対する審査を実施しました。審査に付されました一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書・附属書類の各計数は、関係帳簿・諸書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理をされたものと認定しました。

また、公有財産に関する調書・基金の運営状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定しました。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と比較をしながら表にし、意見を記載してあります。決算数値等については、先ほど会計管理者また建設水道課長から報告がありましたので、説明は省略させていただき、後ほど御覧ください。

16ページを御覧ください。現地調査につきましては、記載の12か所を実査しおおむね適正に処理されておりました。

次に、財政援助団体等における審査であります。決算審査に合わせ南箕輪村観光協会の審査を実施しました。対象は南箕輪村観光協会に支出した南箕輪村観光協会補助金、南箕輪村観光協会観光事業補助金、南箕輪村観光協会新型コロナウイルス感染症対策テイクアウト事業補助金についてであります。記載のとおり収支につきましては、関係帳簿・証拠書類とも適正に処理をされておりました。内容についても、目的に沿った支出が行われていると認めました。

監査委員の総括意見として、17ページを御覧ください。

資金運用については厳しい時期もありましたが、おおむね良好であったと判断をいたします。村税・保険料・税・使用料・負担金等の収入未済額については、一般会計・特別会計では増加、公営企業会計の水道料及び下水道使用料は増加、下水道の受益者負担金は減少しています。担当課を中心に新たな滞納が発生しない努力がされており、今後も引き続き徴収業務に努めていただきたい。

また、公平性の観点から不能欠損に至らぬよう滞納額の減少、徴収率の向上と事前の対策を立てて実行していただきたい。財政力指数など財政状況を判断する各種比率を見る中では、引き続き健全財政の確保に努めていただきたい。各種契約事務については、おおむね良好であると判断しました。今後も、慎重かつ適切な事務処理をしていただきたいと思っております。

人口が増加し住民ニーズが多様化し、また新型コロナウイルス感染症対策や制度改正などにより、職員の事務量は増えるばかりであります。効率的な事務執行ができるよう、より一層検討をしていただきたい。

最後になりますが、19ページをお開きください。

令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見であります。審査の対象、審査の期日、審査の手続は記載のとおりであります。健全化判断比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理されておりました。なお、提出すべき書類が監査当日までに間に合わず後日の説明になったものがあり、必ず期日までに提出をしていただきたい。

また、20ページの水道及び下水道事業ですが、資金不足比率と、この算定の基準となる事項を記載した書類も適正に作成されていると認められました。

以上が報告の内容でございますが、このほかに事務的指導事項につきましては口頭でお伝えしましたので、申し添えておきます。

以上で、審査報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） 以上で、審査の結果報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第11号までにつきましては、質疑を省略して議員10人全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第11号は、議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算特別委員会の正副委員長には、令和2年1月14日の議会全員協議会において、委員長に福祉教育常任委員会委員長、副委員長に福祉教育常任委員会副委員長が就くことが決定されています。

委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長には三澤澄子議員、副委員長には笹沼美保議員を指名します。

ここで、暫時休憩にしたいと思います。

会議の再開を10時45分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前 10時26分

再開 午前 10時45分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案の上程を行います。

議案第12号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第12号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入では令和2年度決算に伴う繰越金及び普通交付税の交付額確定による増額、歳出におきましては大芝関連施設等指定管理料委託料の追加、また7月の人事異動にともなう人件費の追加などが主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億1,236万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億4,716万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第12号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明申し上げますが、初めに歳出の人件費からお願いいたします。議案書29ページをお願いいたします。

1、一般職、（1）総括では常勤職員が2名減となりますが、報酬88万6,000円、給料229万6,000円、職員手当687万6,000円、計1,005万8,000円の増となっております。理由につきましては、次の30ページの（2）給料及び職員手当の増減額の明細の記載のとおり、昇給及び新型コロナワクチン業務に伴う時間外勤務手当の増によるものでございます。

会計年度職員の増額につきましては後ほど説明いたしますが、以上の説明によりまして、これから説明いたします各事業のうち、給料及び職員手当等につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書16ページを御覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費、0201一般管理事務462万4,000円は、

12節委託料で70万円、これは区加入促進パンフレット作成委託料ということでございますが、現在役場窓口では転入される方について、区の加入について資料をお示しし、丁寧に説明をしておるところでございますが、より分かりやすく見やすいパンフレットを作成するものでございます。パンフレットはイラスト入りで約8ページ、1,000部作製を予定しております。

0202庁舎管理事務、20万円でございます。10節需用費でございますが、蛍光灯・トイレトペーパーなど庁舎管理消耗品の不足が見込まれますので、今回補正をお願いするものでございます。

5目財産管理費、0221財産管理事務12万円でございます。13節使用料及び賃借料で、この後別事業で説明いたしますが、地域おこし協力隊等の車両6か月分のレンタル料でございます。

おめくりいただきまして、17ページをお願いいたします。

1項12目0244移住定住対策事務178万2,000円でございます。10月から採用予定の地域おこし協力隊1名分の人件費であります。国際交流ということで、保育園あるいはこども館へのお子さんへの英語の国際普及ということで、これを目的に活動をしていただく予定でございます。

7節報償費、これは委託業務費用として月20万円の6か月分、13節使用料及び賃借料50万2,000円、これは住居の関係で敷金・住宅使用料等でございます。また、17節備品購入費8万円、これは机等の備品購入等でございます。

次の18ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費、0301社会福祉総務事務447万円でございます。19節扶助費でこれは福祉灯油券代でございますが、既に御説明してありますが、11月1日時点の灯油の価格が1リットル当たり85円以上になった場合には、対象世帯447世帯になりますが、1世帯1万円分の灯油券を交付するものでございます。

2項1目児童福祉総務費、0334特別給付金事業でございます。これも6月に補正を認めていただいておりますが、今回はひとり親世帯で生活支援者の方を対象として、給付するために必要な報酬から役務費でございます。それぞれ任用職員の報酬あるいは通知用紙代、それから郵送料等でございます。

おめくりいただきまして、20ページをお願いいたします。

20ページの4款衛生費、1項1目予防費、0400保健衛生総務事務89万3,000円でございます。10節需用費で30万円、これは光熱水費ということで保健センターのガス代でございますが、今年度ワクチンコールセンターとして保健センターに設置しておりますので、エアコンの燃料代となりますガス代の費用の不足が見込まれている状況でございます。これを願いますものと、それから修繕料16万円でございますが、これは2階多目的トイレのパネルヒーターまたは保健指導室の給水栓、こういったものの故障による修繕費用でございます。

0401予防事業63万1,000円でございます。22節償還金利子及び割引料でございます。過年度分の特定感染症、これは風疹でございますが、補助金の精算金でございます。0403健康増進事業179万3,000円でございます。18節負担金補助及び交付金で、感染症予防事業の制度改正に伴いまして、それもシステム改修に伴う情報センター負担金でございます。

0413新型コロナワクチン接種事業609万9,000円でございます。7節報償費547万2,000円、これは10月までの医師・看護師・薬剤師約630人分の報償費でございます。14節工事請負費25万円、これは接種会場となります大芝荘内のスロープ等の撤去工事でございます。

おめくりいただきまして、21ページをお願いいたします。

2目環境衛生費、0408墓地公園事業90万5,000円でございます。10節需用費で久保墓地公園の墓所修繕、これは境界ブロック1か所破損がございまして、その復旧費用3万9,000円、また南部墓地公園のあずまやでございますが、老朽化によりまして軒天がはがれております。これを早急に全体を補修するという事で、その工事費用86万6,000円でございます。

次の22ページでございます。6款農林水産業費、1項3目農業振興費、0605農業振興事業16万円でございますが、10節需用費で風の村米だより代ということで村内の5園、たけのこ園では、現在3歳以上の園児世帯から2か月に1回お米を持参していただいて食育等で御協力いただいておりますが、昨今のコロナ禍を踏まえまして10月以降6か月間、本村のブランド米の風の村米だよりをお子さんに食べていただきまして、食育あるいは子育て支援、産業振興に役立てていただきたいと考えております。そのお米代の購入費用でございます。

おめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。

24ページ9款の消防費でございます。1項4目水防費、0920水防事務4万円でございますが、10節需用費で8月に発生しました前線の災害対応によりまして、不足する土のう用の砂でございます。6立方メートル分の購入費となります。

おめくりいただきまして、25ページをお願いいたします。

10款教育費でございます。2項小学校費、1目の学校管理費、この小学校費から3項の中学校費の各10節需用費のうち、新型コロナウイルス感染の対策消耗品につきましては、対策事業として予定していた消耗品でございますので、中身については説明を省略させていただきます。

1017南部小学校管理事務の26万円でございますが、これのうち17節備品購入費につきましては13万円でございますが、これは保健室の診察台それからつい立ての購入費13万円でございます。

次の26ページをお願いいたします。

2項4目1016南部小学校改築事業300万円でございます。12節委託料でございますが、冒頭の村長挨拶にもございましたが、これは7月に発生しました集中豪雨によりまして床上浸水の被害が発生し、現在、土のう設置あるいは排水溝の設置ということで応急措置をしておりますが、根本的な排水対策を講じるために調査・測量・実施設計を行うための費用でございます。なお、この排水対策工事につきましては、設計ができ次第早期に発注したいと考えておりますので、今年の今後の補正予算の計上について、また御理解をお願いいたしたいと思っております。

6項2目公民館費、1040公民館の総務事務でございます。401万7,000円は16節公有財産購入費401万7,000円でございます。田畑公民館用地購入ということでございますが、地下の駐車場入り口の部分の2筆、約295平米の今借り入れております部分について土地を地元区が購入する話がございまして、これに当たりましては、村が代わって購入するんでございますので、購入費用については同額を田畑区から負担金として納入されております。これはまた後ほど歳入のほうがありますけれども、一般財源の必要はございません。

また、12節委託料の成人式、PCR検査委託料を計上しておりますが、これは当初18節の補助金にて対象者に直接補助を予定しておりましたが、検査キットの送付・回収・検査等一

括業務委託できることが分かりまして、その費用の組替えでございます。12節と18節は予算の組替えをお願いいたします。

7項1目保健体育総務費、1060保健体育総務管理事務、12節委託料でございますが、これは地域おこし協力隊のイベントの委託料不用額、次の27ページの18節負担金補助及び交付金で6万円を講習会の参加費ということで、これはわくわくクラブのアシスタントマネージャーの講習会ということで参加負担金に組み替えさせていただくものでございます。

2目体育施設費、1063大芝公園管理総務事務4,800万円でございます。これも12節委託料でございます。大芝の各施設が新型コロナウイルス感染症対応の休館等によりまして、利用料・収入が大きく減少しております。既定の指定管理料では運営が困難なことで、今回この金額を増額をお願いするものでございます。

14節工事請負費800万円でございます。これは補正第3号で設計監理委託料をお認めいただいておりますが、現在の富士塚の運動場のトイレをグラウンド南側へ移転し建築する工事費用でございます。本体工事費に上水道・下水道の設置、また既存のトイレの取り壊し処分費用を含めた予算費用800万円でございます。

14款予備費、1項1目予備費で、2億2,933万7,000円で歳入歳出の予算調整をさせていただくものでございます。

8ページにお戻りをお願いいたします。

歳入でございます。11款地方特例交付金、1項1目個人住民税減収補填特例交付金、それから3項1目の自動車税等減収補填特例交付金、これはそれぞれ交付金の額の確定によるものでございますので、お目通しをお願いいたします。

おめくりいただき、9ページでございます。

12款地方交付税、1項1目の地方交付税でございます。これも額の確定によりまして、1億1,788万円増額の補正でございます。普通交付税分でございます。

次の10ページの14款分担金及び負担金、2項10目教育費負担金でございます。先ほど申しました田畑公民館の用地地区に伴う地元負担金401万7,000円でございます。

おめくりいただきまして、11ページでございます。

16款国庫支出金、1項4目衛生費国庫負担金763万5,000円と、2項4目衛生費国庫補助金607万1,000円は、新型コロナワクチンの接種事業に伴う人件費や、先ほど説明しました健診結果等マイナンバーによる情報連携のためのシステム改修に必要な経費等、補助要綱の改正に伴う交付された負担金補助金等となりますので、お目通しをお願いいたします。

次の12ページの17款県支出金、2項3目民生費県補助金でございますが、この92万5,000円は、特別給付金事業で説明しましたひとり親世帯・臨時特別交付給付金の補助金でございます。

おめくりいただき、13ページでございます。

21款繰越金、1項1目繰越金でございます。来年度決算額の確定によるもので、2億2,736万円を補正するものでございます。

次の14ページ、22款諸収入、5項1目雑入につきましては、7万2,000円でございます。先ほどの移住定住対策の地域おこし協力隊の1名の住居賃借料の自己負担分7万2,000円でございます。

おめくりいただきまして15ページでございます。



23款村債、1項15目臨時財政対策債、これにつきまして5,572万6,000円の減額は、発行可能額の確定によるものでございますので、よろしくお願ひいたします。

5ページにお戻りいただきまして、第2表の地方債の補正でございます。

ただいま申しました臨時財政対策債の発行可能額の確定によりまして、限度額の補正でございます。お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第12号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 17ページの地域おこし協力隊賃借料50万2,000円というのがありますが、村では教員住宅とか村の元教員住宅と結構空いている空き家があるんですけど、そんなのを利用するっていうことを考えたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 高橋課長、お願いします。

地域づくり推進課長（高橋 里江） ただいまの唐澤議員の質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の方の住居につきましては、村で管理している教員住宅などももちろん候補としては考えておりますが、その中で実際に協力隊になる方との希望などとすり合わせながら検討して決めたということでございます。今回は一般の賃貸住宅を借り上げる予定となっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 民間の立派なきれいな住宅もいいと思うんですが、現在地域おこし協力隊の方も村営住宅に居住している方がいらっしゃいますので、ぜひそういうようなことをやっていただければ、進めていただければいいかなと思います。意見です。すみません。

議長（百瀬 輝和） 要望でいいですか。

8番（唐澤 由江） はい。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑ございますか。

質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

議案第13号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第13号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,654万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,424万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤千登世） 議案第13号について、細部説明を申し上げます。

はじめに、予算書6ページを御覧いただきまして、歳入から説明をさせていただきます。

4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金であります。令和2年度の介護給付費負担金の精算によりまして、不足分が追加交付されるものであります。

おめくりをいただきまして7ページ、5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、8ページ6款県支出金、1項1目介護給付費負担金も同様に、令和2年度の精算により増額をするものであります。

おめくりをいただきまして9ページの14款繰越金であります。前年度決算による繰越金の確定見込みにより増額をするものであります。

歳入につきましては、以上となります。

続きまして、10ページからの歳出となります。

2款保険給付費、1項1目1321介護サービス等諸費でありますけれども、増減はありませんけれども、財源組替を行うものであります。

おめくりをいただきまして11ページ、5款地域支援事業費、3項1目1362包括的支援事業・任意事業費であります。11節の通信運搬費と手数料でありますけれども、身寄りのない方など成年後見を村長が申立てをする場合に必要となる経費で、当初2人分を見込んでおりましたけれども、4人分の村長申立てが必要となる見込みでありますので、増額をお願いするものであります。

続きまして12ページ、8款諸支出金、1項2目1382償還金利子等では、22節国庫支出金等過年度分精算金でありますけれども、令和2年度の地域支援事業費の実績に基づきまして、国・県及び支払基金にそれぞれ差額を返還するものであります。

おめくりをいただきまして13ページ、9款1項1目予備費でありますけれども、歳入歳出調整を行いまして、増額するものであります。

歳出につきましては、以上であります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第14号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,165万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億5,765

万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第14号について細部説明を申し上げます。

初めに歳入から説明をいたしますので、予算書6ページを御覧ください。

9款1項2目繰越金であります。501万9,000円を追加するものです。令和2年度の決算確定によるものでございます。

おめくりいただき、7ページの10款諸収入、2項6目療養給付費等交付金でございますが、令和2年度に概算で支払いました療養給付費の確定による国保連合会からの返還金として、663万7,000円を増額するものであります。

続いて、8ページの歳出でございます。

9款諸支出金、1564保険給付費等交付金償還事務であります。663万7,000円を追加するものでございます。令和2年度分療養給付費等交付金の確定により、県へ返還するものでございます。

おめくりいただき、9ページの10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い501万9,000円を追加するものであります。

歳出は以上でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第15号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ74万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,965万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第15号について細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金に74万1,000円を追加するものです。令和2年度決算確定によるもの

でございます。

続きまして7ページの歳出でございます。2款1804後期高齢者医療広域連合納付金でありますが、繰越金と同額の74万1,000円を追加し、広域連合に納付するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第16号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第16号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額について、収益的支出の水道事業費用を480万円増額し、支出予定総額を2億7,476万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第16号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書3ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきまして、支出を説明いたします。1款1項1目原水及び浄水費の21節修繕費200万円の増額であります。7月13日に発生いたしました落雷により第4水源のポンプ関係の電気系統の故障をしたための修繕と、お盆のときの雨の関係によりまして、第6水源の水の取り入れの施設が流されてしまったことによる修繕、第2配水池の原水流入阻止弁が老朽化により故障したための修繕について、補正をお願いするものでございます。

また、2目配水及び給水費の21節修繕費200万円の増額であります。8月18日の断水事故に伴う給水管の修繕工事等の大きな修繕が幾つかありまして、修繕費の予算が残りわずかとなりましたので、ここで補正をお願いするものであります。

5目総係費の31節補助金80万円の増額は、伊那市営水道区域の水道料金に対する補助金につきまして、周知方法等を工夫して広報いたしましたところ、大口の申請者が増えたことにより補正するものであります。

以上、議案第16号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第17号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第17号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額について、支出の下水道事業費用を15万8,000円増額し、支出予定総額を5億9,977万円とするものであります。また、資本的収入及び支出の予定額につきまして下水道事業資本的収入を250万円増額し、収入予定総額を3億207万5,000円とし、下水道事業資本的支出を760万円増額し、支出予定総額を4億9,174万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第17号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書6ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきまして、支出を説明いたします。

1款1項2目処理場費の19節手数料であります。浄化センターの除塵機が故障していたためし渣の重量が増加しまして、処理分量が増加したため補正をお願いするものでございます。また、5目総係費の12節備用品費から37節公課費13万8,000円の増額につきましては、当初公用車の更新時期がきているため公用車の購入費を予算計上いたしました。再度検討した結果、現車両はまだ乗れる状態であることが確認できましたので、今年度は購入せず現車両の車検を受けるための関係予算の補正と、現車両のスタッドレスタイヤが消耗しているため、ここで補正をお願いするものであります。

おめくりをいただき、資本的収入及び支出であります。支出から説明いたしますので8ページを御覧ください。

1款1項1目施設建設費の27節工事請負費900万円の増額ですが、ストックマネジメント計画において、令和4年度に予定をしておりましたマンホール蓋改築工事ですが、これはマンホール蓋の腐食が著しい33基分を取り替える工事でありまして、今回国の交付金がついたため、前倒しで実施するために補正をお願いするものであります。

また、3目固定資産購入費の44節車両購入費140万円の減額は、先ほど収益的支出で説明のとおり、今年度公用車を購入しないため減額補正をするものであります。

7ページにお戻りいただきまして、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款4項1目受益者負担金の1節受益者負担金120万円の減額であります。今年の3月調定分につきまして、4月納入予定として今年度予算に計上いたしました。3月中に全て納入されたため減額補正するものであります。また、5項1目国庫県補助金の1節国庫補助金370万円の増額は、先ほど支出で申しました工事請負費のマンホール蓋改築工事に対する補助金として補正をお願いするものであります。

以上、議案第17号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の細部説明とさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前11時23分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 9 月 1 5 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

6 番 都 志 今朝一

7 番 加 藤 泰 久

4 番 登 内 瑞 貴

8 番 唐 澤 由 江

3 番 原 源 次

9 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治



## 会議のてんまつ

令和3年9月15日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をして、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

6番、都志今朝一議員。

6番（都志 今朝一） おはようございます。今定例会、一般質問1番を引きました。議席番号6番、都志今朝一です。

私は、先に通告いたしました6項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いいたします。

なお、質問の一部は信濃毎日より引用しております。

また、通告書の1項目めの2件目、土砂災害計画区域とありますが、土砂災害警戒区域に訂正をお願いいたします。また、3項目めの県道486号線を489号線に訂正をお願いいたします。

それでは、1項目めの村の災害対策についての1件目、村の個別避難計画作成の進捗状況はどうであるかをお伺いいたします。

災害時に高齢者や障がい者らが逃げ遅れないよう、対象者の個別避難計画をつくり終えた県内の市町村が8市町村にとどまっていることが6月12日付の調査で分かった。個別避難計画は、災害弱者の避難先や避難を手助けする住民ら支援者をあらかじめ決めてまとめたもの。今年5月20日に施行された改正災害対策基本法は、高齢者らの個別避難計画の作成を市町村の努力義務と定めている。改正法の施行後、県内77市町村に計画作成の状況などを調査の結果、対象者全員の計画をつくり終えた市町村は2市6村である。上伊那では宮田村が計画をつくり終えている。市町村の担当者からは、計画をつくる職員の人手やノウハウが足りないといった声もある。

また、市の担当者は、支援者が見つからず地域の特定の役員に支援の依頼が集中するのではないかと懸念する声もある。また、避難支援が必要な人には要介護度が高い高齢者も多く、月日の経過とともに生活状況が変わる可能性もある。政府が5月25日に決めた改定防災計画では、必要に応じて個別避難計画の更新を求めることを定めている。非常に労力もかかり負担感もあると感じている市町村も多い。

南箕輪村でも6月12日時点での回答では、今後計画を作成する予定があるとの回答であり

ます。村の現時点の個別避難計画作成の進捗状況はどうであるかをお伺いし、質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 6番、都志議員の質問にお答えをいたします。

村の災害対策についてというところで、まずは村の個別避難計画作成についての御質問でございます。

高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方を避難行動要支援者または災害時要援護者と呼びます。村では、各地区の自主防災会を通じましてそうした方の登録を進めておりまして、避難行動要支援者名簿として村社会福祉協議会、各担当地区の民生委員及び自主防災会にて管理をしております。

加えまして、塩ノ井地区と大芝地区を除く10地区におきましては、要支援者とその要支援者を支援する人を地図上におとした災害時支え合いマップを作成しております。作成し、また各地区で管理をしております。また、それらは情報が更新されるたびにデータを更新いたしまして、適宜最新のものを紙に印刷して自主防災会や村社会福祉協議会で災害時にすぐに活用できるようにしております。

要支援者の中には、重度障がい者や要介護者、独居で援助の要請が困難な方が含まれておりますことから、現状の仕組みでは災害時に取り残されてしまうおそれがございます。そのため、議員御指摘のとおり個々のケースに合わせた個別避難計画を、あらかじめ一人一人に対してそれぞれ作成をしておく必要がございます。先ほどの避難行動要支援者名簿や支え合いマップにつきましては、個別避難計画でも必要な内容となっておりますので、見方を変えれば、既に個別避難計画の作成が裏では始まっているとも言えます。

その個別避難計画についてですが、要支援者が自らつくることができればいいのですが、なかなかそうはいきません。その人の障がいの程度や介護状況等を熟知しておりますケアマネジャーや障がい支援相談員等の福祉職の協力が必要になってまいりますし、さらには自主防災会や民生委員、隣近所の方々とも情報交換や共有を行いまして、地域の関係機関と支援体制をあらかじめ構築しておくことが前提となります。

具体的に個別避難計画をつくっていきこうとそういった段階では、さらに要支援者と支援する関係者と一緒に個別のケース会議等も行っていかななくてはなりません。また、この個別避難計画は一度つくって終わりではなく、要支援者の変容に合わせて計画自体の見直しも適宜必要になってまいります。時代が流れれば、私や都志議員のための個別避難計画の策定がそれぞれ必要となりますので、個別避難計画の策定というのは終わりのない作業であるとも言えます。

そういった非常に労力を要する個別避難計画の策定でございますが、市町村においては限られた職員と予算で対応しなくてはいけないというのが現状です。本人・家族の同意・体制の整備・スタッフの研修などを考慮いたしますと、策定を一旦完了するまでに相当の時間を要することは明白でございますので、まずは個々の要支援者一人一人の状況に応じて、策定の優先度や順番を決定していく必要がございます。

村における今年度の作業といたしましては、要支援者の中で策定優先度の基準を設けるこ

と、基準に基づきまして個別避難計画を作成する支援対象者を要支援者の中から絞り込むこと、そして職員の研修を行うこと、自主防災会や民生委員、福祉協議会、福祉関係機関との研修会や調整会議、そういったことを行うことから今年度は始めてまいります。

先立ちまして、先日先行している他の地方公共団体の職員を講師として招集いたしまして、役場スタッフに向けた研修会を行いまして、私も一部ですが参加をさせていただきました。さらにその後、関係部署の職員を招集しましてミーティングを行いました。その中で、今後の進め方について検討を進めたところでございます。

御説明したとおり、人的・財政的負担が非常に大きい事業でありますので、次年度予算に必要な金額を計上してまいりたいと考えております。その際にも、改めて御意見を議員の皆様には頂戴できればと考えております。

村役場では様々な計画を今たてております。そういった中でも、個別避難計画については重要度・優先度が高い計画であると私は考えておりますので、積極的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 個別避難計画を作成するには、職員の人手と多大な時間も必要と思いますが、村民の安心・安全の生活を送ることが大切と思われれます。前に進むことをお願いし、続いて2件目の土砂災害警戒区域並びに天竜川浸水想定区域への避難指示発令、住民への周知はどのようであったかをお伺いいたします。

停滞した前線の影響による大雨により、8月14日から15日にかけて土砂災害警戒区域や天竜川浸水想定区域に避難指示が発令された。北殿区でも8月14日17時30分に北殿公民館に避難所を開設、同日18時1分にエリアメールで土砂災害警戒区域にレベル3の高齢者など避難を発令した。この発令を受けて区民9名が避難したが、14日は2家族3名が宿泊をした。15日午前3時11分、気象庁の土砂災害警戒情報発令を受けて、北殿区をはじめ下段地区に午前3時52分に避難指示が発令された。同4時28分に中込・沢尻・南原の土砂災害警戒区域にも避難指示が出された。

天竜川浸水想定区域には、5時6分にメールで避難指示を発令した。北殿公民館には15日と前日の累計で52名の避難者があった。村全体の避難者は累計で168人であった。改正災害基本法の施行で避難勧告が廃止され避難指示に一本化されて以来、県内では5月21日下伊那郡高森町の約900世帯2,700人に避難指示が発令されたが、1世帯2人が避難をただけであります。

北殿地区の天竜川浸水想定区域には約200世帯を越す世帯数があり、避難者の数字が少なく思える。今後ゲリラ豪雨なども考えられ、避難指示発令などは多くの村民の生命を守る発令です。一人でも多く避難所に身を寄せてもらうため、村民に対して今後どのような方法で周知を行うかをお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 避難指示発令に係わる住民への周知に関する御質問でございます。

8月14日、15日の前線による大雨災害の状況について避難関連の発令ではありますが、少し都志議員の内容にも繰り返しになりますが、14日の午後5時半に高齢者等避難の発令を行い

ました。これは、天竜川の伊那富水位観測所における予想水位の最新データが午後4時半に公開をされまして、避難判断の基準である2.40に夜の22時に到達するという予想が示されておりました。高齢者避難についてもっと早い時刻に発令すべきという意見もいただいておりますが、今回は4時半に公開されたデータに基づいて角度の高い判断ができたのではないかと私は考えております。

翌日15日の午前3時10分台に土砂災害警戒情報が発表されました。それを受けまして、3時50分台に6地区に、4時20分台に3地区に避難指示を発令しました。4時40分台に天竜川伊那富水位観測所の値が2.62と氾濫危険の水位の2.60を上回ったことから、天竜川浸水想定区域にいる方に向けまして避難指示を改めて発令をいたしました。

午前4時というところで夜間でありましたので、公式な対応といたしましてはメールメッセージのみといたしました。防災無線での周知は行いませんでした。この判断が正しかったかについては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

さて、議員御指摘のとおり5月20日の災害対策基本法の改正に伴いまして、避難勧告が廃止になり避難指示に一本化され、避難のタイミングが以前よりは明確になったわけですが、避難者の数が少ないのではないかと御指摘を今いただいております。

ひとつ思いますのは、法改正の際にも説明をいたしましたが、避難所に避難するばかりが避難ではありません。安全な親戚・知人宅への避難、浸水の危険がある場合は浸水想定よりも居室が高いところにあり、孤立の危険性が少ないのであれば自宅内の安全な場所に身を寄せることも避難であります。ただし、土砂災害の危険がある区域では、立ち退き避難が原則であります。

避難所に避難した方については実数としてカウントされますので分かるんですが、こういった避難行動を取った方については、実際のところ何人いらっしゃったかについては未知数であります。避難に関するこういった概念を広めていくためにも、そういった避難行動を取った人の数の調査・把握についても今後は必要であるのではないかと感じた次第でございます。

村民の皆様にはまず防災マップを活用いただきまして、有事の際にはどのような行動を取ったらよいのか、特にコロナ禍の現在にあつては、それぞれ最適な避難方法については事前に考えておいていただきたいと思っております。なお、迷ったら避難所に避難すること、これはもちろんでございます。

そのようなことも含めまして、村から行う啓発活動といたしましては、広報誌・ホームページ・ケーブルテレビ・各地区の自主防災活動などにより繰り返しお知らせをまいりたいと考えております。また、有事の際の情報伝達につきましては、防災無線・メール配信こちらが中心となりますが、SNSやそのほかのツールについても検討を進めてまいりたいと考えております。

今回も、私が初めて村長になってからの災害でございました。私も個人のツイッターアカウントで夜通し適宜情報を発信させていただきました。スピーディーに情報を発信しましたので役に立ったと御評価も一部いただいております。今後新しく導入予定のSNSも活用いたしまして、住民への周知を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 国が見直し、より切迫度の高い避難指示に一本化してから約4か月、梅雨時期の大雨により各地で避難指示発令が相次いでいるが、避難所に身を寄せた住民はわずかである。差し迫っている危険をできるだけ具体的に伝え、促す工夫が必要だと指摘する人もいる。村民の生命・財産を守るための施策をお願いし、2項目めの園外保育の安全管理、園外保育などの下見についてをお伺いいたします。

下伊那郡高森町立保育園の男児、当時4歳が2018年2月園外保育中に墓石の下敷きになった状態で見つかり、4日間後死亡した。事故当時は3歳から5歳の園児46人を保育士4人が引率していた。飯田区検は8月23日、業務上過失致死の罪で当時担任保育士だった保育士女性を飯田簡裁に略式起訴をした。

一方、地検飯田支部は同日、この女性とともに業務上過失致死容疑で書類送検されていた当時の園長ら男女4人を不起訴処分とした。起訴状によると、担任保育士だった女性は園外保育の活動での安全管理を怠り、当初予定をしていなかった場所に園児の活動範囲を広げて、見守りをおろそかにしたなどの過失により男児を死亡させたとしている。また、園外保育の折の下見がされていなかった。

村内保育園においても、園外保育が行われていると思われます。村内保育園の園外保育の折の下見はどのような方法で行われているかをお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 園外保育の安全管理につきまして、保育園における園外保育の下見についての御質問でございます。

まず、高森町で起こった園児の死亡事故はあってはならない大変痛ましい事故でございました。我が村においても当該事故を受け、保育現場の職員間で安全管理の再確認を行ったところでございます。

保育園の園外活動に関する安全対策については、厚生労働省が示している保育所保育指針並びにその解説、そして事故後の令和元年6月に示されました保育所等における園外活動等の安全管理に関する留意事項、これらを基に現在村では進めております。

下見についてでございますが、遠足などの園外活動については必ず下見を行っております。目的地や経路について危険箇所の確認をすることはもちろん、トイレの場所、天候が変わった場合を含めた昼食場所、病院やAED設置場所、そういった緊急時の対応や連絡方法等を下見を踏まえて職員体制とその役割分担も検討し、対策を適宜行っております。

ただ、散歩等の近隣を巡る園外活動については、都度下見は行っておりません。道路を歩く際はその体制や安全確認をし、目的地では現地の状況をしっかりと確認し、子供の人数や健康状態の確認、行動把握を行っております。園に帰ってからも子供たちの健康状態を確認し、園長へ報告を行うようにしております。

指導の具体的な中身でございますが、道路の白線から車道側には絶対に行かない、交差点や曲がり角では一時停止をして安全確認を行う、職員の位置取りや子供の列の組み方など、適宜安全確保に注意を払っております。目的地に着いた後も、構造物や植え込み等による死角の有無や遊具等の確認、危険物や不衛生なものがないかなどを確認いたしまして、子供の安全を見守っております。なお、目的地として墓石や記念牌がある場所には行かないことしております。

さらに、散歩につきましては散歩計画表を必ず作成しまして、散歩中での注意点や気づいた点を適宜記載して、その情報を職員間で共有するようしております。そういったことで、今後の危険性を排除することに努めております。さらに、保育園には毎年県による行政事務監査がございます。その際にも安全管理等のチェックが行われています。

今後子供たちの安心・安全のため職員間での情報共有を徹底するとともに、気を引き締めて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 村内の保育園でも、これからの時期遠足やいなご採りなどで園外保育が多くなると思います。下見など慎重にさせていただき事故が起きないことをお願いし、3項目めの県道489号線伊那北殿線の安全対策についての中井沢踏切西側のカーブの改良、県への要望についてをお伺いいたします。

長い間の念願であった県道486号線の下河原橋クランク部分の改良工事が今年4月に供用を開始し、交互通行も解消されスムーズに通行ができ、利用者も大変便利に利用をしております。御礼を申し上げます。

3項目めの要望も長い間の念願であります。以前からJRの踏切の拡張、県道のカーブ解消などが課題となっています。以前は地権者の方が土地買収に難色でしたが、土地買収に応じてよいとお返事もいただきました。JRの踏切の拡張にはかなりの困難があり、現段階では無理と思われまます。

県道のカーブ解消については、朝・夕方は児童生徒の通学路ともなっており、通学に20～30人が利用しております。また、通勤の車と高校生を北殿駅に送迎する車があり、交通量が多く児童生徒の通学時に重なり、かなり混雑しています。また、車も道路にカーブがあり見通しが悪いため、出会い頭の事故のおそれもあります。児童生徒も生け垣に体をこすりながらの通学です。大きな事故になりかねない場所です。事業主体は県であり、より強い要望が必要です。今後、県への要望はどのような方法で行うかをお聞きし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 県道489号線の安全対策について、中井沢踏切西側カーブ改良、県への要望はという質問でございます。

この県道につきましては、伊那市と南箕輪村を結ぶ道路となっておりまして、国道153号の迂回路にも利用されておりまして、地域を支える重要な道路となっております。

御質問の踏切付近につきましては、道路幅員が非常に狭くなっておりまして、議員御指摘のとおり車のすれ違いが非常に困難で、交通量も多く見通しが悪くカーブも多いですし、さらには通学路となっているためたくさんの子供たちの通行もあり、まさに安全対策を進めるべき危険な箇所として村としても捉えております。

また都志議員におかれましては、毎日通学時間帯等にそこに立っていただきまして、子供たちを見守っていただけることに対しましては、村としても大変感謝をしているところでございます。

さてこの場所につきましては、毎年県議・伊那建設事務所・村の3者で現地調査を行いまして、県に道路拡幅の要望を強くお願いしているところであります。

今年に関しましては9月の2日に予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、全県に医療非常事態宣言が発出されたことを受けまして、現在延期とさせていただきます。現在、大分感染拡大も落ち着いてまいりましたので、改めて県議・伊那建設事務所と現地調査を行いまして、その際に県に早急な対応をしていただくよう強く要望を行ってまいりたいと思っております。

地権者の方の姿勢に変化があったとのことで、順調に事が運びますように引き続き御支援をいただければ幸いです。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 下河原橋クランクの改修工事にも長い時間がかかっております。県もコロナ感染症に予算を費やし、土木関係の予算も限られていると思われませんが、県道の安全対策も必要課題でもあると思います。強い要望を県に上げていただくことをお願いし、4項目めの村道管理について、村道1009号線北殿中川原団地東側、歩道カラー舗装の改修についてをお伺いいたします。

去る6月18日の午後4時ごろ、小学校1年生の女兒が歩道で転倒し、両手の手のひらと両足の膝を擦りむく事故が発生しました。女兒は10日間くらい応急ばんそうこうを貼って通学していました。この村道は153号伊那バイパスで、地区対策組合よりの要望で、村が平成24年の事業で中川原団地東側の道路拡張工事であります。道路両側の歩道にカラー舗装がされており、その歩道に使用されている舗装がガラス入りアスファルト舗装になっており、粒子が大きく転倒によりけがをする可能性が大きい。

当時は地元住民による強い要望事項での対応で施工を行ったものと思われれます。この地域は現在新興住宅地で幼児・児童数も多い地域になっております。また、暑い時期は半袖半ズボン姿になり遊ぶ姿も見かけます。先ほども申し上げましたが、舗装の中にはガラス片が混入してあり角が鋭く危険が伴っております。一部の場所では剥離や浮き上がりも見られます。安全対策が必要と思われれます。対策に向けての考えはどうかをお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村道管理につきまして、1009号線の歩道カラー舗装の改修はというところの御質問でございます。

村道1009号線のガラス入りカラー舗装につきましては、国道153号線の伊那バイパス建設に伴いまして、平成24年に村道1009号線道路拡幅工事により村が実施したものであります。このカラー舗装の工法につきましては、ガラス材を骨材の一部として利用してありまして、ガラスが光を反射する性質を利用し路面の視認性を高め、ドライバーの視線誘導や注意喚起を促す効果がございます。夜間でも視認しやすく路面も滑りにくくなるメリットがある反面、歩行者が転倒すると、議員御指摘のとおり子供だけでなく大人でもけがをするおそれがあるというデメリットがございます。

このガラス入りカラー舗装につきましては、当時国道153号の伊那バイパスの建設の際に、住宅内の道路でスピードを出すようになる、そうなる危険であるということから対策として地元住民からの強い要望によりまして、結果ガラス入りカラー舗装にしたところでござい

ます。

しかしながら、当時から状況も大きく変化しております。宅地化も進んでおりますので、地元地区にも御検討いただく中で要望が改修する方向にまとまるのであれば、再度村といたしましても、現場の状況を確認して対応を考えていきたいと今のところは考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 地域住民の要望による施工でもありますが、幼児・児童への安全対策も必要と思われれます。よりよい対策をお願いし、5項目めの通学路の安全対策、村通学路、緊急点検の様子はどうであるかをお伺いいたします。

6月28日午後3時半ごろ、千葉県八街市の市道で歩いて下校中の市立朝陽小の児童の列に前から来たトラックが突っ込んだ。男児4人、女児1人の計5人が巻き込まれ、うち男児2人が死亡、一人が意識不明の重体、二人が重傷を負った。現場は幅6.9メートルの直線道路で見通しがいい一方、歩道やガードレールがない。今回の現場は、PTAからガードレール設置の要望を受けていた。

統計では、2016年から2020年に歩行中の交通事故で亡くなるか重傷を負った小学生2,734人のうち、登下校中だったのは908人と約3分の1を占めている。この事故を受け、阿部知事は7月2日県内の小学校通学路の緊急点検をするとした。市町村や市町村教委・県警などと合同で実施する。通学路の状況に応じて、歩道の整備や見守り活動の強化などの改善策に取り組むとした。

村での緊急点検の結果はどうであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号6番、都志今朝一議員、通学路の安全対策についてということで御質問をいただいています。お答えします。

今、お話がありましたが、千葉県八街市で起きた交通事故は大変痛ましい事故でございますが、それを受け8月6日付になります。長野県交通安全運動推進本部長、県知事でございますが、県知事から通学路における合同点検実施についての各市町村長への依頼がありました。

今回の合同点検の観点でございますが、全国一律として3観点、一つ、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路などの車の速度が上がりやすい箇所、大型車の侵入が多い箇所、一つ、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットがあつてそういう事例があつた箇所、一つ、保護者・見守りを行っている方々、それから地域住民等からの市町村への改善要望があつた箇所、これが全国一律の観点でございます。

また、長野県独自の観点といたしまして2点、一点目ですが交通安全を区域・エリアとして捉えた場合により効果的な対策になる区域。例えば村の中ゾーン30を南原のほうもしいていますが、そういうような設定と走行速度を抑制するハンプ、路面段差等の設置、一つ、ハード整備等で完了までに時間を要する場合には、見守り対策等ソフト面の対策を検討実施というふうに出されております。

国・県の観点を軸に置きながら、村のほうでは村通学路安全推進協議会の活動推進と重



ね、8月18日に通学路危険箇所合同点検を実施いたしました。今回の点検箇所につきましては、5月に開催しました村通学路安全推進協議会でお決めいたしました重点点検箇所30か所ございますが、その箇所について一つずつ1か所ずつ現地確認をいたしました。その結果としましては、緊急度それから重要度が高い順にA・B・Cの3段階に分類し、最も緊急度・重要度が高いAが村内3か所、この3か所の中に先ほど議員御質問された北殿の駅周辺も入っております。少しエリア的なことが関わってくると思うんですが、それからBが8か所、Cが19か所という結果になっております。

この結果を踏まえながら村通学路安心推進協議会として各関係機関と協議し、先ほどの全国それから県の観点と重ねながら、今月中に対策箇所の優先順位、それから対策内容等につきまして幹事会を実施、それから10月の第2回村の通学路安全推進協議会で対策方針を決定していく予定となっております。

今回の点検箇所全てが、保護者や地域住民等から改善要望のあります大変危険な箇所というふうに認識しております。今後はハード面の対策のみならず、子供たちの交通安全教育や地域の方の見守り活動等を含めたソフト面での対策についても、丁寧に取り組んでいく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志 今朝一） 村の通学路もほとんど生活道路との併用となっており、通学の登下校時車を気にしながらの毎日です。また、道路によってはスピードを出す車も度々目撃されております。点検によって事故への解消ができることをお願いし、6項目めの教職員の働き方の1件目、学校閉庁日教職員の様子はどのようであったかをお伺いいたします。

今年も長い夏休みが終わり、2学期が始まりました。去年は新型コロナウイルス感染防止のため、臨時休校で夏休みを短くした。今年は昨年より長い夏休みとなり、子供たちは喜んでいた。従来であれば、夏休み中は日直の教員が交代で出勤していた。2018年に県教育委員会が方針を示し、全教員が8月中旬に連続7日間休む、2019年には公立小中学校、義務教育学校が閉庁日を設けた。働き方改革の一環である。閉庁日が始まって4年がたちます。以前の体制では、長期休暇が取りづらく負担だったという教員もいる。会議や研修のほか部活動の指導などもなく、教職員の夏休み、学校閉庁日の教職員の様子はどうであったかをお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 教職員の働き方改革に関わり学校閉庁日、先生方、教職員の様子はという御質問でございます。

議員お話のように、学校を閉じる学校閉庁ということで、子供たちが夏休みの期間学校に来ないので、その期間をとということで日直を置かない、いわゆる学校閉庁日が設けられてきています。今年度ですが、南箕輪小学校が8月10日から16日まで、南部小・南箕輪中が8月11日から17日まで、学校閉庁日という言い方ではなくて学校リフレッシュウイークという言い方をしていますが、それで学校を閉じてきました。

先生方の様子なんですけれども、全体としてほとんどの教職員が夏季休暇あるいは年休等を取得しやすくなり、業務から離れた時間をしっかり持つことができたこと3校の校長から話

を聞いております。具体的な先生方の動きっていうのは個人情報になりますのであれですが、休みが取りやすかったとそういう状況がございます。

それから閉庁日の現状、問題もですね。閉庁日の現状、問題点についてですが、今学校に調査が非常に多いです。県・国・その他、そういう状況の中で県も何とかしようと動きがあるわけですがけれども、例えばその調査がリフレッシュウイークの前に調査が届いて、リフレッシュウイーク後すぐそれを出せ、そんなような状況もあってなかなか係の先生、校長・教頭もですが書類を作ったりとか、そういう業務も入ってくるなっていうそういう実情をお聞きしております。

また休み中がございますので子供たちが登校していない、授業がないので、いわゆる校内設備点検とかそのときに工事等をやる必要性が生じて、そこでやらざるを得ないそんな状況がございます。工事等の内容によっては、校長・教頭・係の教職員が立ち会わなければならない状況がございます。

また管理職、校長・教頭あるいは教務主任にも関わるんですけども、学校の施設設備の管理を統括しその整備に努め、またかつその現有状況を明らかにしておかなければならない。南箕輪小中学校の管理規則の中にうたわれているんですけども、これがありますので、校長あるいは先ほどの教頭・教務主任が学校リフレッシュ期間中校地、校舎内の巡視を実施しております。教育委員会も重ねて動いていますが。

それから、ちょっと蛇足かなというふうに思いながらでございますが、学校リフレッシュウイーク中あるいは休日、それから平日の夜等の保護者の方や地域の方からの連絡ですがけれども、学校は留守電になっていたりそういう状況がありますので、平日の昼間は教育委員会、それ以外は私、ここにいる教育次長それから学校教育係長が対応しております。

今まで数件、保護者の方から地域の方から問い合わせ等をいただいています。特に今年度、昨年度はコロナの関係があって感染状況によってということ、そんな連絡もお預かりしながら学校につなげる、そんな実態がございます。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 今、2番もお答えいただきましたので、質問は以上です。

村長におかれましては、就任以来南部小学校床上浸水、8月14日高齢者など避難、土砂災害警戒区域並びに天竜川浸水想定区域への避難指示発令、南原団地焼却灰問題、コロナ感染対策にと、就任以来体の休まることもないと思われま。大変と思われまますが、長野県で一番若い村、人口増加率最大の村の牽引者として、南箕輪村発展に向けてのかじ取りをお願いし、以上で今定例会、私の一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、6番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩とします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 10時00分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、加藤泰久議員。

7 番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。通告どおり3件について質問をいたします。コロナ禍において開催に賛否両論がある中で、2020東京オリンピック・パラリンピックが

開催され、世界各地より選手が集まり熱き戦いが繰り広げられました。この中で、パラリンピックでは多くの競技の中で、大きな感動や感激する場面を見せていただきました。生まれながらに身体が不自由であったり、病気や事故等で体に障がいのある選手の皆さんが開催1年延期されたパラリンピック大会に出場し、日々努力し練習した成果を発表できた競技を見て、我々健常者以上の活躍で感心するとともに、身体が不自由でも日々の日常生活でも大変なのに障がいを感じさせない動きでメダルを獲得したり、メダルをとれないまでも緊張した大きな大会で、今までの訓練してきた中で自己記録を更新した喜びや達成感ですばらしい笑顔に感動しました。いろいろ問題があった大会ではありますが、選手にとってはこの大会が意義ある思い出深い大会であったと思います。

それでは質問に移りまして、村財政について質問をいたします。

令和2年度の決算審査が行われ、今議会で承認されれば村報等に掲載されますが、村長選挙により骨格予算でスタートした藤城村政であり、唐木前村長の健全財政を引き継いだ藤城村政の財政への取組について質問をいたします。

まず第一に、コロナ禍における歳入減ということでございますが、コロナによって経済状態も非常に大変であります。令和2年度にはコロナによる影響があり、地方創生臨時交付金があり過去最高の85億8,500万円との歳入となりました。コロナが長引く中、令和2年度の税収は前年度比として個人村民税は変わりませんが、法人村民税はマイナス38.2%の減少であります。また、固定資産税は2.2%の増であります。たばこ税が6.4%、入湯税が37.6%と大きな減収があります。全体では3.5%の7,800万円ほどの減収となっております。

コロナの終えんが見られない中、令和3年度も減収が予想されます。村長はどのようにお考えかお答えをお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 7番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、財政について6つ通告いただいております。そのうちの一つ、コロナ禍における歳入減はという質問でございます。

令和2年度の数字を中心に申し上げますと、歳入のうちコロナ禍の影響を最も受けたのは村税収入でございます。村税収入の中で減少額が大きいものからお答えいたしますと、法人住民税が約8,400万円、前年比38.2%の減少であります。減少理由は企業業績の落ち込みでございます。次に入湯税が約1,500万円、37.6%の減少であります。これは大芝施設の休業・営業時間の短縮等による入場者数の減少の影響が直接数字に表れております。さらにたばこ税が約700万円、6.4%の減少をしております。その他少ないところではございますが、ゴルフ場利用税交付金や使用料収入についても少なからず影響があり、減少しております。

こういった減少を、まだまだ議員御指摘のとおりコロナの収束が見えておりません。令和3年度も引き続きこういったことを想定しながら、今後予算の時期になっておりますが、慎重な予算を立ててまいりたいと今のところは考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） コロナの終結によりまして、正常な経済状態に早くなることを願うところであります。

次に移りまして、コロナ対応に費やした額はというようなことで、税収または歳入が減る中でコロナ対策には多額のお金を使っておりますけれども、コロナ対策費用としては、民生や教育・総務等々の各課の担当により関わりがあるために全体的なものが私としては見えなかった中で、令和2年度は臨時交付金が20億円くらいになって村の歳入が大きくなっておりますが、村の歳出を含めた全体の中でどのくらいの額なのか、これは多岐にわたりますのでおおよその金額で結構でございますが、全体像がつかめないのそのようにお願いします。お答えください。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） コロナ対応に費やした額の総額はというところの御質問をいただいております。コロナ対応、すなわち新型コロナウイルス感染症対策関連事業費についてお答えをいたします。

令和2年度における国や県の補助金・交付金を活用して実施いたしました新型コロナウイルス感染症対策関連事業は、総額で約19億5,600万円となっております。この事業の財源につきましては、国庫支出金こちらが19億1,600万円あまり、県からの支出金が3,400万円あまり、村の一般財源が400万円あまりであります。

事業について金額が大きいものから申し上げますと、一人10万円を給付した特別定額給付金が15億6,800万円あまりで、群を抜いて大きくなっております。続いて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業が、合計で2億9,700万円あまりとなっております。

その内訳といたしまして、大きい順から2,000円の商品券配布事業、また村の一般財団法人開発公社への協力金、制度資金保証料、学校給食費支援、新生児特別給付事業、福祉給付金事業などとなっております、これらは全て1,000万円を超える事業となっております。そのほかに、小中学校の全児童生徒へのタブレット端末の整備につきまして、一部臨時交付金も活用いたしましたが、合計で7,300万円あまり計上しております。

これまで申し上げた内容は、令和2年度の数字でございます。今年度につきましては、ワクチン接種こちらが本格化しております、そのための関連予算として既に総額約9,000万円ほどを計上している状況でございます。

村の一般財源につきましては、これまで極力活用してまいりませんでした、今後は必要に応じて経済支援などを目的とした事業を、一般財源を使って企画・実行していくフェーズに入ったと私は判断しております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 村民にとっては、村民の生活の補助金等で大きなお金が動いたわけですが、村民は大変これで助かっておると聞いております。

次に移りまして、今後の事業計画の影響はということで質問をさせていただきます。

このコロナが収束しなければ、この状況は続くものと思われております。令和2年度を見れば、税収においては景気の動向にもよりますが法人税などが大きな落ち込みが予想されておりますが、今後執行する事業計画には影響はあるのかなのか、その辺をお答えをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今後の事業計画への影響について御質問をいただきました。

仕方がないことですが、基本的には悪い影響のほうが大きいというのが正直なところです。ただ、工夫をすることで、よい影響もつくり出してまいりたいと考えております。

まずそもそもの前提といたしまして、歳入が減少した場合につきましては、各自治体の財政需要に対する自主財源の不足分を補うために普通交付税が交付されますので、経常的な支出に対しては大きな影響はございません。村独自事業も含めまして、新たに計画した事業等をしっかりと進めていくに当たりましては、基本的には国の交付金や交付税の対象となる起債を積極的に活用することを前提としていますが、場合によっては基金を取り崩す必要も出てくると判断しております。

そういった意味では、当初予定より多くの基金を取り崩さなければならない可能性は十分に想定されますので、中長期的な目線、健全財政の継続という観点からも影響は非常に大きいと考えております。良い影響をつくり出す点といたしましては、コロナ禍で2年連続様々な事業が中止となっておりますので、一旦立ち止まって村長も変わったタイミングですので、新しい目線で事業の在り方を問うには非常にいいタイミングであります。このことについては、先日全職員に向けてシステムを使って通知ををお願いしたところでございます。過去の事業の継続可否も含めて、事業の優先順位をしっかりと判断しまして、事業計画・実行を今後してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 交付金等を上手に活用して、大変な経済状態ですが何とか乗り切っていたきたいと思います。

続きますと、予定される大型事業というようなことでありますが、どんなことが今後予定されるか分かりましたらお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今後予定する大型事業に関する御質問をいただいております。

村では毎年3か年計画を策定しまして、大型事業を含めまして必要となる事業が年によって偏ったり集中したり、そんなことがないように配慮して事業を進めています。現在の3か年計画で予定している大型事業の主なものについてでございますが、まずは学校給食センターの建設事業、こちらが約8億8,700万円と飛びぬけて大きな事業となっております。さらに南箕輪小学校北校舎改修事業、こちらが約6,900万円、南箕輪中学校トイレ改修事業、こちらが約6,000万円、教育関連の事業を多く予定しております。

また、道路関係につきましても村道3008号線の道路拡幅工事、こちらが約8,000万円、北原のところですか。村道中込線歩道工事、こちらが約7,000万円、最近交通量が増えております村道10号線の舗装修繕工事、こちらが約5,000万円を予定しております。

今申し上げたのが、おおむね5,000万円以上の支出を予定される大型事業でございます。このほかにも、児童数が急増しております南部小学校の放課後児童クラブの施設改修や、大芝高原の野球場のバックネットがかなり傷んでおります、その改修、また現在稼働している南箕輪小学校の学校給食センター、これの後利用に関する改修なども検討が必要であると判断しております。また、大芝高原に関する大型事業につきましては、これから検討し策定いたします大芝高原将来ビジョンの中でも示してまいりたいと考えております。

これから新たに計画する大型事業につきましては、令和4年度以降の3か年計画の中で村

の財政状況や国・県の交付金、起債などを鑑みながら実行に向けて形にしていきたいと思います。

議員の皆様にも、適宜御意見をいただきながら私は進めてまいるスタンスでございますので、お知恵をお貸しいただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 人口増による小中学校・保育園等の大型事業はほぼ終了したというようなことで、今後とも民生事業等に力を注いでいただければと思っております。

次に、希望する基金残高というようなことで質問させていただきますが、年々備蓄された基金であります、大型事業等で取り崩して使うための基金であると考えております。学校給食センター建設には先ほどお答えがりましたが、9億円ほどの取崩しが予想されております。

一般会計財政調整基金が令和2年度末では21億6,552万円とありますが、健全財政を維持しながら、この基金がどのくらいが理想であるかというようなことを質問いたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 希望する基金の残高について、どのくらいかという御質問でございます。

現在の状況をまず申し上げます。村の令和2年度末の基金残高は30億円あまりとなっております。内訳は、議員御指摘のとおり財政調整基金が21億6,500万円あまり、減債基金が1億5,900万円あまり、学校施設整備基金等の特定目的基金が計6億7,600万円あまりとなっております。

学校給食センターの建設が直近に控えておりますので、基本的には学校施設整備基金に現在積み立てております5億2,000万円あまりは消化してしまう考えでございます。ただし、今後を見据えた積み増しも必要であると考えております。

御質問の希望とする基金残高でございますが、一般的な話であります。明確な根拠はありませんが、標準財政規模に対して財政調整基金と減債基金の合計額が20%程度となることが推奨をされております。他の地方公共団体におきましても、5から20%以下にする方針を持っているところが最も多いようでございます。そういった中、南箕輪におきましては現在、合計額が51.1%ほどとなっておりますので、比較的余裕を持って積み立てている状況でございます。

ただし、コロナ禍で多くの業界が負の影響を受けている現状を考えますと、経済活性化のために一般財源を使って、公共的支出を増やすべきであるという考えを私は持っております。

例えば、地元中小企業にお金が落ちる形にさらに工夫した商品券事業、先ほど教育長からも答弁ありましたが、通学路や交通の安全確保を目的としたインフラの整備、また村には築30年を超える公共施設が既に50%を超えておりますので、公共施設個別施設計画等に基づきまして改修・更新・修繕を進めていく必要もあります。また、現状の大芝高原の価値を保つための投資も必要であると考えております。

さらには大変申し訳ないことですが、土地開発公社の焼却灰問題による補償、処理費用や大芝高原を運営する開発公社、こちらの再建に関しましても多額の財政出動が見込まれます。こういった過去からひもづいた事象の対応につきましては、基金を取り崩して対応せざるを

得ないかなというところが考えでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 基金がたくさんあることにはこしたことはないんですが、想定外のことがあったりしますので、そのためには上手な基金の活用、これをお願いしてまいりたいと思います。

続きまして、6番目のふるさと納税の使い道というようなことで質問をさせていただきます。

当初、初めてのときは20万円の寄附から始まったふるさと納税でございますが、順調に伸びて、前年度比令和2年度は1億5,000万円ほどの寄附がされております。返礼品や事業委託経費等8,000万円を差し引いても7,000万円程度が残っております。これは一般会計に使われていくかと思われそうですが、この寄附金の一部を使って、継続して後世に残り記念になる事業を計画してはというように考えております。

7,000万円の10%という700万円、5%という350万円というようなことになりましたが、例えば何か記念に残るといふようなことになれば、森林整備の計画とかそんなように考えておりますが、何か記念になるような後世に残るような事業ということですが、村長お考えはいかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ふるさと納税を活用した後世に残るような事業計画に関する御質問でございます。

ふるさと納税につきましては、全国的に見ると税金の使われ方に疑問符がつく事業が散見される中、個人が税金の使い方を自由に選べるということにまず価値があると私は感じております。さらには、生まれ故郷を離れてもその地域に貢献できるという価値もございます。しかしながら、これほどふるさと納税が盛んになったのは、返礼品の活用が大きかったのかなというところでございます。

今後についてですが、返礼品の魅力アップはもちろんですが、議員御指摘のように、森林整備などふるさと納税した税金がどのように使われてどのように地元へ貢献しているのかを具体的に示していくことは当初のふるさと納税の理念にも通じるものがありまして、逆に自治体の義務になっていくのではないかと私は感じております。

今後は森林整備、こちら後で詳しく申し上げますが、森林整備もそうですが各自治体がコストの部分で実行に悩みを抱えている事業を可視化して、ふるさと納税を後押しするような仕組みを行政が率先して構築していくべきと思います。例えば、御代田町などが行っている先進的な事例では、地元への貢献を可視化することに成功しただけでなく、行政が実施したい事業、課題としている事業を公表することで村民に共有できるという新しい価値も生み出してしております。

村といたしましては、これまでもふるさと納税の使途としてどの事業に充填しているかを示しているにこれまではとどまっておりますので、選択した使途の事業をより分かりやすく具体的にすることによって、納税による成果をこれまでよりも詳細に示していきたいと考えております。

また、納税による成果を納税してくれた方々にしっかりと伝えることで納税者の満足度が

高まりまして、翌年も寄附してくれるといった好循環につながると考えられます。現在、担当課である財政課では、いろいろ工夫をしていきたい意向を持っております。また、地域づくり推進課が中心となりまして、地元スポーツチームと企業版のふるさと納税の活用についても具体の動きに入っております。

将来に残していく森林整備というところで、村はあと令和6年度に150周年を迎えます。今から約130年前に福澤桃十先生が大芝高原に植林を始めたということもありますので、そこをうまくひもづかせて大芝高原のアカマツ、この前の調査では最短で10年で枯れてしまうというのがありますので、早い段階で大芝高原には今すばらしい松、アカマツがそろっておりますので、それを生かすような計画を立てても、非常に先人を敬うというのもいいのかなというところを考えております。こちらについては今、検討中でございます。形になりましたら改めて御報告をさせていただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） ふるさと納税についてはいろいろと問題視されている部分もありますが、当村においては、返礼品としての農産物とか特産物というような面にはかなり貢献しているかこのように思っていますので、上手な活用をお願いしたいと思います。

続きまして、選挙の低投票率についてということで質問をさせていただきます。

私はこの件について、令和元年にも一般質問をして選挙管理委員長さんより答弁をいただいております。そんな中で、答弁の中では平成29年の国政の衆議院選挙のあとのアンケートを例に出していただいて、そんな中で一番は、やっぱり政治にはあまり関心がないとこのような理由が一番と言われておりますが、これは国政での選挙であります。派閥や権力闘争に終始している国会での選挙ではちょっと分からないところがありますが、住んでいる地域で、村での村長選挙または村会議員選挙が身近で行われておるところであります。この直近の投票率を見ますと、村長選挙では令和3年の4月にありましたのが53.08%、村会議員では補欠選挙がありましてこれが53.06%というような投票率でございますが、身近な選挙ということで村会議員選挙を遡ってみますと、平成23年の4月に行われました選挙では63.86%、平成27年の4月では57.33%、平成31年の4月で行われました56.04%と非常に低下して回復している状況ではありません。

こうした中で、やっぱり身近で顔が見えて生活に直結している村長選挙や村会議員選挙でありますので、この投票率が低下、低い要因はというふうに考えたところではあります。投票に行かない人、この方はやっぱり村政に興味がない、関心がないというふうに考えております。これは有権者だけの問題ではなく、議会や議員にも一部の責任があると考えております。

村会議員選挙また村長選挙では、候補者の政治信条やら公約を述べ、5日間の選挙運動をして共鳴したり、賛同した有権者の支持により得票をして当選し議員となります。その議員が議会を構成しております。議会としては、村民の多くの皆さんとの機会をつくり対話し、村政・議会に関心を持っていただくように努めること、また議員においては支持者との関わりを多く持ち、公約を果たすように活動していかなければならないと思います。

年4回の議会での一般質問では、村長や理事者の皆さんに質問をし答弁をしてもらえるよい機会でもありますので、多くの人に傍聴してもらうように促して、議会や村政に関心を持つ



ていただく機会にしてほしいと考えております。

村議選、村長選を経験した藤城村長は、低い投票率の要因をどのように見るか質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 選挙の投票率について、投票率の低い要因はというところがございます。

過去の南箕輪村村長選挙を振り返ってみますと、1986年の安積村長、1987年の加藤村長が当選された選挙では投票率は85%を超えておりました。1989年の松村村長、1997年の清水村長が当選された選挙では70%台後半、2001年の山口村長、2005年の唐木村長が当選された選挙では67%程度でございました。そして16年後、今年4月に行われた村長選挙は53.08%となっております。その他衆議院議員、参議院議員、県知事選挙、県議会議員選挙とおおむね全て低下傾向にあります。村議会議員選挙におきましても2011年が約64%、2015年が約57%、2019年が56%、2021年の補欠選挙が約53%となっており、こちらも低下傾向でございます。

御質問の投票率が低下している要因でございますが、私の分析ではアンソニー・ダウズに端を発する合理的選択モデルにおきまして、個人が投票に行くか行かないかを定める4つの要素というものがございます。一つが投票に行くことによって生じるコスト、二つ目が投票することに対する義務感、三つ目が政策の違い、四つ目が自分の一票が選挙結果に影響を与える確率ということでございます。

この中で身近な村長選挙や村議会議員選挙にクローズアップしますと、2番目の投票することに対する義務感、こちらのほうがどうなっているか、こちらに注目をいたしました。調べてみますと、明るい選挙推進協会が行った有権者の投票義務に対する考え方の推移に関する調査におきまして、2012年になって初めて、投票は国民の義務という回答が大幅に低下いたしました。代わりに国民の権利であるが棄権すべきでない、また投票は個人の自由という回答が増えております。こういった有権者の考え方の変容が、投票率の低下につながっているのではないかと私は考えております。

なお、2018年の伊那市長選挙の投票率が52.03%、2017年の辰野町長選挙が71.09%でしたので、上伊那において南箕輪の投票率が突出して低いということではありません。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） こうした要因を分析する中で、今後の投票率向上に向けての対応ということで質問したいと思いますが、近隣の町村の伊那市・箕輪町・辰野町の市議・町議選においては、定数いっぱいの無投票当選、辰野においては定員割れ二人というような結果が出ておまして、やっぱり民主主義の根本である投票、投票権を駆使して賛成することには絶対選挙が必要と考えております。そうした中で、対応としては村長の投票率向上に向けての考えと、また村民や議会や議員に対して要望があったらというようなことで質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今後の投票率向上に向けてどうすればという質問でございます。

若者の投票率に注目いたしますと、実はスウェーデンは非常に若者の投票率が高いことで

有名です。なぜかといいますと、基礎教育の部分で主権意識が醸成されておりまして、その部分で日本とは大きな隔たりがございます。ただ、教育は教育委員会主管であります。また、そもそもこういったことに関しましては本来選挙管理委員会が所管をしておりますので、私一人の考え、言葉としてお聞きいただければと思います。

選挙という仕組みが至らない部分や矛盾を多く抱えていること、これは事実です。ゆえに選挙だけを見てしまいますと、例えば投票する候補がいなかったり投票しても意味がない、何も変わらない、そういった発想になります。ルソーの社会契約論では、人民は選挙のときだけ自由になる、こういった記述もございます。また、現代社会においては多様化が著しく進行しておりますので、自分の考え方や思想に合う政党や候補者がいる可能性は相当に低いのが現状であります。このことがさらなる投票率の低下につながっていると考えられます。ですので、まずはなぜこんな至らない部分や矛盾を多く抱えた制度、選挙というものが行われているかについて知ることが大切です。

独裁国家に住む人々は選挙権がありません。日本は独裁国家ではなく民主主義をうたっております。投票権は民主主義において何物にも代えがたい貴い権利です。言い方を変えれば、民主主義体制を定着させるために現状においては選挙という手続が最適、超えるものがないと言えます。少しちょっと表現が過激になりましたのできれいな言葉に改めますと、教育において主権意識を醸成するような取組、また民主的な選挙の利点だけでなく、欠点についての学びを進めることが私は投票率の向上につながると考えています。今後、投票率の低下を危惧するあまり、本質を見失って投票に強制力や罰則があるような制度にならないことを願っています。

また別の観点では、これは国政レベルの話になりますが、2014年に70年ぶりに選挙年齢が18歳に引き下げられました。次の対応として被選挙権、いわゆる立候補する側の年齢を引き下げるとは若手の政治家を増やす鍵となります。若者の政治的関心を引き上げる一つの手段にもなり、投票率向上にも期待できると考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 村民、有権者にとっても村政の状況や議会の状況をより関心を持っていただくために、そのためにもまた投票率を向上させていっていただきたいとこのように思うところであります。

続きまして大芝高原のMTB、マウンテンバイク場について質問をいたします。

令和元年から始まった元気づくり支援金MTBプロジェクト in 南箕輪での計画が3年計画で始まり、3年目を今年迎えておるところであります。コロナ禍で計画やら推進が思うようにいかないことがあるかもしれませんが、私もイベント等で現地へ行っておりますが、思うようなまだ計画半ばというような感じを受けるところであります。

交付金が1年目には131万6,000円、2年目が130万2,000円で今年度も184万6,000円との交付金を受けておるわけでございますが、計画の遂行を行ってまいりましたが、現時点での計画達成率、これはどれぐらいになっているのでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原のマウンテンバイク場について、まずは3年計画での計画達成率はこのところの御質問でございます。

令和元年度から3年間、地域発元気づくり支援金を活用しマウンテンバイクプロジェクトin南箕輪を実施してまいりました。計画のうち一般開放の参加者数につきましては、1年目の令和元年度は目標値が100人であったのに対して184人、2年目の令和2年度は目標値が1日50人だったのが1日73人と、こちら1年目・2年目は目標値を超えております。しかしながら、1年目から通じまして悪天候や新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、1年目の元年度は半日、昨年度は2日、今年度は既に4回マウンテンバイクの事業が中止となっております。議員御指摘のとおり、一般開放の開催は計画どおりに進んでいないというのが現状でございます。

また、計画のうちコース整備、こちらにつきましては民間事業に委託をして行っておりまして、ボランティア参加による整備について目標値を設定して取り組んでおります。当初はコースに障害物を設置するなどの整備を行いまして、多くのボランティアの方の参加を受けまして目標値も達成できておりましたが、ここ2年はコロナウイルスの関係で達成できていないというのが現状であります。

本年度は当初の予定どおり、これからガイドツアーや一般開放について実施するところではありますが、既に4回中止となっております。そういった中止となった事業につきましては、関係者と協議をして当初予定からさらに追加日を設定するなど、そういった検討が必要であると判断しております。

結論から申しますと、計画達成率は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、達成することができていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 時間もあれですので、続いて担当課はどこかということですが、交付金を受けているところのものを見れば南箕輪村観光協会というようになって、会長唐木一直、今年におきましては藤城村長というようになっておりますので、担当課というように理解しておきます。

それで3番目に今後の対策であります。今年度で交付金が終わり、作られたマウンテンバイク場を維持していくためにはやっぱり手入れが必要であるし、会場の運営・維持管理にはどのように取り組んでいくのか、今まで委託を受けていた業者も不安のようであります。

大芝の活性化を公約しております藤城村長であります。大芝の子供向けのプールがなくなったりしております。それでまた、子供アスレチックにおいては無料で開放されておりますが、子供対象のマウンテンバイク会場は参加費1,000円でございます。使用料が高過ぎ、子供が自由に夏休みに行くといっても10日行けば1万円です。これは高過ぎるんで、これは無料で常時開放すべきだと考えておりますがいかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） マウンテンバイク場の今後の方針についての御質問であります。

今までは議員御指摘のとおり、寒い時期を除いては常時開放する方針で、もちろん1回1,000円をとることはなく自由に使えるような形で計画を進めてまいりました。常時開放するに当たっては、4年目以降は民間事業者へ委託をして実現を目指していたわけでありまして、しかしながらコロナの影響を受けまして、特に今年度につきましては先ほど申し上げましたとおり、どこまで計画を達成できるか分からない状況であります。さらに、次年度当初から

委託できる状況にまで持っていけるのかについてもまだまだ不明確なところがございます。

先日の大雨を受けまして、近隣のマウンテンバイク場も幾つか崩落等をしておりますので、そこを手がけている民間事業者にも御協力をお願いしている背景がありますので、大芝高原のこのマウンテンバイク場も実際に受けていただけるか、そういったところも不透明な状況でございます。

そういった状況を踏まえまして、次年度困難となった場合に備えまして、協議会の設置やマウンテンバイク関連の補助金で活用できるものがないかなど、今検討を進めている段階ではあります。基本路線としては常時開放という路線で進んでおりますが、そういった整備が遅れているという事情も御理解いただければと思います。しっかりと担当課のほうで進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 上伊那とは近隣におきましても、平地で非常に初心者向けのすばらしいコースだというように委託業務も言っておりますし、かなりこれからよくなるコースだということですので、ぜひとも今後人気のあるすばらしいコースになることをお願い申し上げます。

時間がなくなりましたが、私の独り言を短く述べさせていただきます。

パラリンピックの大会の選手を見てということで、「なせば成る何事も。できぬは人がなさぬなりけり。なせば成る何事も。できぬは人がなさぬなりけり。」

以上で、私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから11時まで休憩とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番、登内瑞貴議員。

4 番（登内 瑞貴） 議員番号4番、登内瑞貴です。提出した通告書に基づいて質問いたします。

まず1項目め、新型コロナワクチン予約接種状況についてです。

先日、村長からも御報告いただきましたが、村内の接種状況は県内の他市町村に比べて低めとのこと。こちら若年層の割合が高いためとの御説明をいただきましたが、8月26日に東京都が発表した新型コロナウイルス感染症対策ワクチンに関する意識調査の結果によりますと、若年層の接種意欲が多世代より低いことが報告されています。報道等ではワクチン接種のリスクについての報道もありますが、若年層の接種は重症化リスクの軽減、集団免疫の獲得の観点からも大変重要なことだと認識しております。

そこで伺います。本村においても若年層に接種対象が拡大する中で、若年層への接種促進対策はどのようになっていますか。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 4番、登内議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン予約接種状況について、若年層への接種促進対策はという御質問でございます。

初めに現状、若年層の予約接種状況でございますが、9月10日時点で1回目を接種または予約された方の率になりますが、30代の方が71.8%、16歳から29歳の方で54.2%、12歳から15歳の方で3.5%という状況です。なお、12歳から15歳の方は集計時の9月10日にはまだ一般予約が始まっていませんので、基礎疾患のある方であると推測されます。30代については既に7割を超える予約状況であり、また16歳から29歳の方につきましても9月7日から予約を開始し、まだ3日しかたっていないところで50%を超えております。こちらは、今後さらに増えていくと思っております。その他、大学などで村外に居住している方も多いと思われまます。今後、村内で接種を希望される方がどの程度おられるのか、県外など住所違いで接種される方がどの程度おられるのか、こちらも追っていく必要があると考えております。

若年層への接種促進ですが、私は若年層のうち20歳未満の健康な子供へのワクチン接種については、感染拡大予防等のベネフィットと副反応等のリスクを本人と養育者が十分理解することがまずは何より重要であると考えております。現在、12歳以上の子供への接種が承認されているワクチンはファイザー社製と武田モデルナ社製のみで、12歳未満の子供に接種可能なワクチンはありません。相対的に見ますと、12歳以上の健康な子供へのワクチン接種は意義があると考えています。なぜなら、感染した子供たちの多くは軽症ですが、まれに重症化するケースもあります。さらに同居する熟年者の方に感染を広げる可能性もあるからです。

ただ、配慮すべき点もございます。子供が感染しても比較的軽症である一方で、国外における小児を対象とした接種データでは、ワクチン接種後の発熱や接種部位の疼痛等の副反応出現頻度が比較的高いことが報告されております。また最近イスラエルや米国などでは、若年男性におけるワクチン接種後の心筋炎の発症が報告されております。国内におきましては、ワクチンの有効性と安全性の評価は丁寧に行われましたが、長期に有効性や安全性が認められるかどうかについてなど、一部臨床試験の終了予定時期が将来の日付になっているものがございます。

そのような背景を踏まえた上で、若年層への接種促進対策についてへの回答でございますが、広報という側面では毎日のようにメディアで報道されておりますので、これは既に十分であると考えております。接種しやすい環境を整えるという観点では、曜日や時間帯を学生向けに調整を行いました。また、小中学校におきましてワクチン接種のために学校を休んだ場合でも、欠席扱いとはしない対応としております。

これ以上、特段接種促進対策について行うことは必要はないと判断しておりますが、一点、SNSで広がった間違った情報等から接種をためらっている方などに対して正しい情報を届けること、これは必要であると判断してございまして、現在でも県ともどうやって行うべきか意見交換を進めている段階でございます。繰り返しになりますが、未成年者の方につきましては、ワクチンを接種するリスクとベネフィットを本人と養育者が十分理解した上で接種をしていただくことが最も大切だと考えております。これらについては案内時、予約時など適宜案内して徹底を図っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 情報の拡散については、正しい知識を広く伝えることが重要だと

思いますので、迅速な対応をお願いいたします。

続きまして、最近ニュースでも取り上げられておりますが、二次接種後の抗体量の減少が話題になっております。8月25日の藤田医科大学の発表では、ファイザー製ワクチンでは二次接種3か月後で抗体価、血液検査で測定可能な中和抗体量が4分の1になるとの報告もありました。また、ワクチン効果が低いとされる新種株などあり、感染拡大も懸念されているところ です。

そこで伺います。今後の3回目、ブースター接種の予定はどのようになっていますか。

答弁をお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ワクチンのブースター接種に関する御質問でございます。

3回目の接種については、世界を見てみますとイスラエルでは8月から、イギリス・アメリカ・フランスにおいては9月から予定されているという報道がございます。河野担当大臣が、8月29日にフジテレビ系日曜報道THE PRIMEにおいてこういった発言がありました。「量は確保しており、3回目を打ってもらうことは可能だ。」しかしながら、現段階で国から行政ルートで正式な情報提供はございません。3回目の接種については基本的に国の方針によりますので、状況を注視し対応してまいりたいと思っております。

ただし、実際に3回目ブースター接種が行われることになった場合、これまでは全ての村民がまだ誰も打っていない状況でございましたが、今後は既に2回打っている人とそうでない人が混在することになります。確認や事務手続が煩雑になることが予想されます。

また、変異株を防ぐという意味では、世界規模で考えますと、やはり世界規模で感染が広がってまいりますと変異株が起きる可能性も増えてまいります。そういった中、発展途上国にまだまだワクチンが行き届かないという状況もありますので、国のほうにはそういった面も含めてしっかりと判断をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ワクチンブースター接種においては国の方針もあるかと思っておりますけれども、対応の遅れがないようによろしくをお願いいたします。

次の質問です。先日、長野県下の感染レベルはレベル4に引き下げとなりましたが、今もなお続く第5波の1日の感染者数はこれまでの1次、4次のピークを大きく上回る状況です。全国を見ますと、教育現場においても休校や集団感染などが発生しております。

当村においては、教育関係者皆様の御協力もあり集団感染等は発生してはおりませんが、このような状況において、子供たちの学びを止めない体制づくりがますます重要になってきていると思っております。リモート授業の実施が現実的に必要な状況になっていると感じておりますが、そこで伺います。

リモート授業の実施体制の現状については、どのようになっていますか。答弁をお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号4番、登内瑞貴議員、学校の新型コロナウイルス感染症対策についてということで、その中でもリモート授業の実施体制という御質問でございます。

夏休みが終わって子供たちが学校に戻ってきて、非常に今年は心配をしました。感染状況がどうなっているか。その中でも今なんですけども、休み明けから3校で子供たち、全校の児童生徒が御家庭にICT端末の持ち帰りが本格的に動き出しました。休み中に中学校では持ち帰りの学年があったりしているわけですけれども、また9月からICT支援員の方3人体制となりました。南箕輪小、南箕輪中にお一人ずつ週5日、南部小学校に週3日ということで3人の配置を今しているところでございます。今まで以上に、サポート体制がすごく強化されているなどそんなことを思っております。

支援員さんには、学習面以外にも統合型公務支援システム、教員の働き方改革ということでも成績処理等々そちらのほうでもお力をいただいているわけですが、御質問のリモート授業についてでございます。臨時休業になっても学びを止めないため、また職員、先生と生徒がつながるツールとしても有効な手段と考えております。

現在、学校においてICT支援員による授業支援が積極的に行われております。少し具体的に申し上げますと、例えばおとといですが、月曜日にプリンターが動かないという連絡が事務局にも入っていたりとかあるいはネットワークに入れない、こういう相談がトラブルといえましょうか即学校から入って、支援員さんにつなぎながら対応をしていただくというそんな状況もございます。

トラブルに関しては教育委員会の事務局の係も共有し、3校の情報担当者の会でも話題にしてきているところであります。そのようなハード面に限らず、ソフト面でも教師とともに授業支援を行っていただいております。そのような支援員の方によるサポート、教員のスキルアップの中、南箕輪小学校では子供用マニュアルを作成し、授業それから学活をオンラインで実施しているクラスもあります。また、オンラインで課題を出しオンラインで学習成果を提出する取組を始めたり、オンライン授業の予行演習を兼ねながら子供たちが教室から一歩それぞれ好きなところに行って、そこからつながってオンライン学習、iPadを使ってというそんな動きもございます。

このことなんですけれども、臨時休業になっても学びを止めないためにリモート授業って確かにそうなんですけれども、ただ私が思うのはふだんの授業におけるICT機器の活用、その延長線に例えば土日あるいは臨時休業等々になっても学びが止まらない、止めない、そういう状況として続いているかな、今動いているかなって思っております。

いずれにしても、学校が動き出して子供たちが活躍・活用している中で、当然ながら課題が生じてきてまいります。今後ICT支援員の方と日常的な連携をうんと大事にしながら、すごいノウハウを持っている方々ですので連携を大事にしながら、情報担当者会議を定期的開催、それから各学校での取組や課題を共有しながら学校あるいはクラス格差が生じないよう、臨時休業等になっても学びを止めないよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 本日、リモート授業がいじめの温床になったというようなニュースも上がっておりますので、そういったことに御配慮いただきながら体制づくりを進めていただければと思います。

続きまして、学童クラブの開設体制についてお伺いします。

臨時休校等でクラスの学童クラブの開設が必要になった際の体制はどのようになっていますか。お尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 臨時休校等における放課後児童クラブ等の開設体制についての御質問でございます。

まず原則といたしまして、放課後児童クラブは学校が臨時休業となった場合でも、原則として開所することとされております。昨年3月から5月にかけて臨時休業が行われました。その際は、朝8時から夜7時まで開所いたしました。その際の利用率でございますが、通常は登録者の7割程度の利用であります、このときは7割より3割低い4割程度の利用でありました。

休業時の支援員の体制につきましては、通常は午後2時40分から勤務となっておりますが、このときは朝8時からでございますので、人数を倍にして確保する必要がございました。昨年場合は学校が休業しておりましたので、学校職員の応援をお願いして人員を確保し乗り切ったところでございます。

そういった背景を踏まえまして、今後臨時休業になった場合に考えられる状況でございますが、昨年の国の要請や上伊那郡内での陽性者が確認されたことによる休業とは異なりまして、例えば本村の学校内で陽性者が確認され、感染拡大防止のための学級・学年閉鎖や臨時休業何かも想定されると思います。そうなりますと、冒頭で申し上げましたが、放課後児童クラブは学校が休業となった場合でも原則として開所することとなっておりますが、本当に開所していいのかと、教育委員会や保健所等と連絡を取りながら感染状況の把握に努めまして、どうするかというのを探らなければなりません。

そもそも前提として学級閉鎖等は感染拡大防止のために行うものですから、閉鎖対象になった学級の児童は、濃厚接触者または接触者としてPCR検査を受けて結果が分かるまではどうしても出席停止とか自宅待機にならざるを得なくなりますし、もちろん放課後児童クラブは利用することはできなくなります。

また感染が広がっている状況、さらに悪い状況を想定した場合、放課後児童クラブは学校と違まして全ての学年が一緒に活動していますので、活動を分けたりもしくは全体を休所せざるを得ない状況も想定されます。そうなってまいりますと、児童が家で留守番できればいいんですが、低学年の子供たちはなかなか家に保護者がいないことも想定されますので、どうすればいいのかという問題が起こってまいります。

そのときどうしていくかについては、そのときの感染状況や保健所の指示等により対応は変わってくると思いますが、ここの部分は教育委員会と連携を図って慎重に検討を重ねておく必要があると考えておりますので、引き続き教育委員会との対話を重ねてしっかりとした体制を構築しておきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 経済状況にもよりますけれども、やはり共働き世代が多いと思いますので、そういった支援を視野に課題解決していただければと思います。

次の質問に移ります。自治会運営について伺います。

当村においても自治体加入率の減少が課題となっておりますが、現在の自治体加入の状況



と加入促進対策はどのようになっているかお伺いします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 自治会運営について、自治会加入の状況と加入促進対策についての質問でございます。

私も議員時代、昨年の12月に同様の質問をしたのを記憶が新しい状況でございます。令和3年4月現在、区への加入率はアパートを含めた全世帯においては約66%、アパートを除く一軒家世帯、こちらについては約88%となっております。また、令和2年度単年で見ますと転入してきた一軒家世帯の加入率について、こちらは80%となっております。この数字は増えていけばいいんですが、残念ながら年々微減傾向にあります。

減少している原因といたしましては、共働きで忙しくて役ができない、高齢のため役ができない、ひとり親世帯なので役ができない、経済的に加入金が払えないなど様々でございます。毎年区長会の中でも対応策について協議を進めておりますが、転入者が多く多様な住民が多いため、個々にターゲットを絞った対策というのは難しいというところでございます。

そこで今年度につきましては、まずは転入者にターゲットを絞りまして、加入促進のためのパンフレットづくりに取り組んでおります。現在は窓口で転入者に対しまして職員が資料を使って加入をお願いするんですが、わら半紙の表裏で行政的で字ばかりの資料になっておりましたので、非常に理解が得られにくいものとなっております。そこで、それをイラスト等も使用し分かりやすく加入することを歓迎する雰囲気を出す、そういった資料をまずは区長会の意見も聞きながら作成しているところでございます。

その中で、そもそもなぜ加入する必要があるのか、都市部とは違う地方の事情などもパンフレットを通じて御理解いただくことで加入後の納得感、そういったところも高めてまいりたいと私は考えております。

また、次年度以降になりますが、こういった資料ができますと加入に対するよりどころとなる資料ができてまいりますので、それ自体のアップデートももちろん行ってまいります。12地区ごとにそれぞれ製作することで区の様々な活動でも御利用いただけるような内容にすることで、さらに区の加入率増加や維持に努めていきたいと今の段階では考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 自治会は、地域コミュニティの基盤であります。その維持のため、加入促進の継続的な支援をお願いいたします。

続きまして、現在小規模世帯の増大、世帯人数の減少によって家事や育児、介護の負担が重くのしかかるようになり、同時に非正規雇用の拡大や公的支援施策の後退で個人や世帯の負担が増え、地域の活動に参加することが難しい世帯が増えています。また、定年延長などこれまで区役員の主ななり手であった方々が就業することで、実態役員のなり手不足が容易に予測できます。

そこで伺います。役員のなり手不足対策や業務負担軽減の検討はされていますでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 役員のなり手不足や業務負担軽減の検討についての御質問でございます。

区への加入促進にも関連してまいります。やはり役員のなり手不足は役員ができないために区や組を抜けるというところにもつながってくると考えております。そこで、今年度の区長会におきましては、この件について具体的に議題といたしました。

まずは各区の役員の状況の共有、また村側から選出をお願いしている役員の整理等を行いました。このことによりまして、各区においてはほかの地区ではこの役員は既に廃止しているなどの情報が共有できましたので、最低限の取組にはなりますが今後必要な役員の精査が進んでいくことで、要するに役員を減らすという意味でなり手不足対策の一つにつながると考えております。

また、村におきましてもいろいろと検討が必要であると考えております。これは例えばですが、今すこやか係の皆様には健診の希望の配付や回収などをお願いしておりますが、これは当初の理念は健診を隣どおしで声をかけ合って受けようという理念で始まっていた。ただ、実情といたしましてはそれを今もやっているところもちろん多くございますが、事務手続のように健診希望の配付・回収を主なこととしているところもございます。こういったところが本当に必要であるのか、そういったところの検証・検討は早急に進めていかなければならないと考えております。

また、全体で自助・共助・公助のバランスの中で、村で行えるものは村で行う私の方針でございますので、各地区が負担が減るような対策を今後取っていきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 村行政・区行政の協働を進めるに当たって大切なことになるかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、防災減災対策について伺います。

今年の7月に南部小学校の床上浸水、8月14日には長雨による水害による避難指示が発令されました。特に7月の南部小学校の床上浸水については、ゲリラ豪雨によるもので発生を予想するのは非常に難しいと思われま。また、発生頻度も今年は例年の1.5倍との報告もあります。

そこで伺います。近年想定を超える災害の発生が増える中、避難所等で公共施設が利用されることが想定されますが、公共施設の想定災害の見直しの必要についてどのようにお考えであるか伺います。

議長（百瀬 輝和） （1）は。

4 番（登内 瑞貴） 飛びましたね。すみません。

議長（百瀬 輝和） いいですか。

4 番（登内 瑞貴） じゃあ先にこちらをお願いします。よろしいですか。

議長（百瀬 輝和） （1）をね。（2）を先にやりますか。

4 番（登内 瑞貴） すみません。はい。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

（2）を先をお願いします。

村 長（藤城 栄文） 公共施設の想定災害の見直しはという質問でございます。

御指摘のとおり、7月に発生しました南部小学校への雨水の流入につきましては、想定を超える流入量により配水が追いつかず床上浸水となってしまいました。近年は、短時間で集

中して雨が大量に降ることが多くなってまいりました。全国におきましても、短時間で強く雨が降る発生件数が約30年前と比較して約1.4倍に増加しておりますし、2012年以降全国の約3割の地点で、1時間当たりの降雨量が観測史上最大を更新しております。

過去10年間の全国の水害被害額の合計は約1.8兆円で、そのうち約4割が内水氾濫になっております。村においても場所によっては排水の見直し、施設整備が必要となると考えますので、そういった場所を検討・特定するためにも、例えば内水ハザードマップ等の整備を検討するなどして進めていかなくてはならないと感じております。

対策につきましても、今回の南部小学校の件につきましては、単純に雨水を校舎の南に流れる戸谷川に流し込んでしまいますと、その下流で氾濫が起きる可能性が高くなりますので、単純にそういったことでは解決できないというのが現状でございます。

そういった中、当議会においても測量・調査・設計業務で補正予算をお願いしたところでございます。しかし、その部分で300万円と見直しについてもお金がかかってまいります。想定災害の見直しを行う必要性は高まっております。内水ハザードマップの作成など、具体的なアクションを早期に起こせるように研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） より具体的な取組を進めていただければと思います。また、給食センターの建設等もありますので、事前にそういった想定をされていくことをお願いいたします。

質問が前後いたしましたもう1点、現在村民への情報伝達手段として活用されている防災無線・メール以外にも、各自治体ではLINEやアプリを活用した利便性の高い情報伝達ツールの活用が進んでいます。都志議員の一般質問でも御回答いただきましたが、より具体的に当村では無線・メール以外の情報提供ツールの検討はどのように行われているか質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 防災無線・メール以外の情報提供ツールの検討はという御質問でございます。

現在、これはもちろんなんですが村公式ウェブサイトでも実施をしております。先日のお盆のときは、先ほど申し上げましたが私も個人のツイッターアカウントを活用して夜な夜な情報配信を行いました。ある程度評価をいただきましたので継続する意向ですし、こういったことは公式のアカウントにも広げていくべきであると考えております。また、これは当初予定どおり、今後情報配信ツールとしてSNSを導入いたしますので、そちらについても積極的に活用してまいります。

また、ほかの自治体では、防災行政無線で流す災害時の情報がスマートフォンにも連携・連動して提供される防災アプリを活用している事例がございます。本村におきましても、これまで情報収集を進めて防災アプリのようなものが活動できないかという検討を行ってまいりましたが、私としてはまずはSNSでの発信をメインとし、アプリについては検討議題とさせていただく予定でございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 他市町村、箕輪さんですと J A 部のラジオアプリを使った広報アプリ等も活用されていますし、多岐によらない防災無線ですと難視聴世帯があったりしますので、そういったところのフォローをしながら、正しい情報が広域に伝わるように努めていただければと思います。

次の質問です。道路整備についてお伺いします。

先日地域住民の方から、道路拡幅後往来する車両の速度が上がり危険を感じるとの御意見をいただきました。基本的には自治会からの要望により拡幅等は行われていると思いますが、拡幅時の近隣住民の安全確保はどのように検討されているのでしょうか。質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 道路拡幅時の近隣住民の安全確保はという御質問です。

道路拡幅といいますとメリットとデメリットがありまして、なかなか難しい時代になったなど感じております。主要道路以外の道路全般の改良工事につきましては、地区計画事業として各地区からの要望を受け現在実施をしております。

一般的に地区からは、狭い道路を解消するために道路を拡幅してもらいたい、そういった要望をいただきます。そういった中、次の段階で道路改良を進めるに当たりましては、車両が安全に通行しやすい道路形状、それを第一とし改良工事を実施しています。しかしながら、御指摘のとおり道路改良後は通行がしやすくなりますので通行車両自体も増えますし、さらにはスピードが出しやすくなる、スピードが上がるといったことも安易に想定されます。

御質問の中で、道路が広くなったために通行車両が増加し道路沿線の住民の方々が御心配をされているということで、これは確かにそのとおりだなと思います。本来であれば道路の両側に歩道を設置できればいいのですが、そういった場合村民の皆様の土地をさらに提供していただくこととなりますので、なかなか交渉が難しいところも実際のところございます。

道路改良については、車両及び歩行者の安全をできる限り考慮して進めておりますが、そうはいっても道路構造の状況にもよりますし改良にも限界がございます。そうなりますと、次の段階として歩行者への安全確保としては、ドライバーへの注意喚起こちらが必要になってまいります。対策としてはグリーンベルト、イメージランプ、文字での路面標示を行うほか、速度抑制の注意看板を設置するなどといったことが考えられると思います。こうしたドライバーに速度を抑制してもらおうような注意喚起を促す対策が安全対策には効果的と考えられますので、地元住民の方々から安全確保についての要望を聞き取り、必要に応じて速度抑制の対策を実施していきたいと考えております。

また、前提として地区計画で要望を挙げさせていただく際の返答としても、そういった負の側面について、デメリットについても担当課より丁寧に説明していくことが今後は必要なのではないかなと思っております。やはりここは都市部じゃなくて地方ですので、静かに暮らしたい、そういった方はたくさんいらっしゃると思います。そういったところも配慮して今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） メリット・デメリットの説明については、今後丁寧にさせていただきます。

ければなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、4番、登内瑞貴議員の質問は終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、唐澤由江議員。

8番（唐澤 由江） 8番、唐澤由江です。既に通告をいたしました4点についてお聞きいたします。

私は2年間のブランクのあと、村長との同日選で村議補欠選挙で2,679票の支持を得て千載一遇のチャンスをお与えいただき、この9月議会において通算34回目の一般質問をさせていただきます。

まず、コロナ対策です。

個別接種を優先させ、6月末より大芝荘での集団接種を行いました。両方がうまく順調にかみ合わなかったのかどうなのか、8月14日の信濃毎日新聞によると一番南箕輪村が遅れていたということだそうです。また、優先接種者の把握状況をお聞きいたしましたが、よく分からないという答えを聞きました。

改めてお聞きいたします。なぜこのように先行接種したのに低いのか。私は個別接種のみでやっていたのがまずかったのではないかと思います。箕輪町は集団接種と併用し早くから着手、優先者の接種も村より1か月リードしております。優先の中に柔道整復師の二人から相談を受け村長と面談、コロナ禍の中で危険を感じながら患者に寄り添い施術をしているという訴えに対して、優先接種として取り上げていただきありがたいとお話をいただきました。

福祉サービス事業所・保育園・学校・警察・消防団・接骨院など優先接種率の早期把握の勧奨はどうなっているかお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 8番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、南箕輪が一番接種が遅いというところがございますが、これは一つの事情といたしまして南箕輪は長野県で一番若い村、裏を返せば高齢者が比率的にですが最も少ない村となっております。そういった中、政府は7月末までに高齢者のワクチン接種を終わらせるというところで進めてまいりました。それまではワクチンは順調に供給されていたんですが、その後供給が不安定となりました。ですので、7月末までに多くの高齢者を接種したほかの自治体に比べて南箕輪は若い村ですので、その分接種率が低いことは御理解いただければと思います。

さて、御質問をもう一ついただきました、優先接種とした職種の接種率の早期把握と勧奨はというところがございます。村では議員御指摘のとおり、福祉サービス事業所・保育園・学校・警察・消防団・整骨院・接骨院・鍼灸院・治療院で勤務している方々を優先接種の対象といたしまして、7月の16日から予約を受け付けまして、8月中には多くの皆様が1回目

の接種を終えているような状況でございます。

優先接種対象者の接種率についての御質問ですが、具体的に把握することが難しいというのが現状でございます。ただし、村全体の接種率から見ますと、大多数の方が予約そして接種をしていると推測できます。

また、勸奨についてでございますが、こちらは一つ具体的に行ったものを御紹介いたしますと、7月の末に信州大学の農学部キャンパスで職域接種が1,000人単位で行われておりました。一週間ない急遽前の段階で空きができたというところで、南箕輪といたしましても声かけをしていただきましたので、優先接種の対象でありました消防団のほうにおつなぎをいたしました。結果、約60名の消防団員が想定より早く農学部キャンパスで接種ができたという状況でございます。

最初の質問への回答については、以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） やはり、若い村であるということであったのかなと思います。

2番に移ります。広域連携で中小企業経済対策支援は。

昨年の持続化給付金、国の基準は前年に比べて50%以下とならない人は受けられないということでありました。ところが、箕輪町では中小企業事業主に20万円支給したという。また、10月には最低賃金引き上げにより、新型コロナにより経営がひどく厳しくなるということが予想されます。中小企業者への村独自の暮らしの応援金を配る考えはないか。宮田村は、村長改選後いち早く取り組んだというふうにお聞きしております。

2番についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 通告では広域連携でという話でしたが、村独自というところで変更という形でよろしいでしょうか。

8 番（唐澤 由江） 広域連携ということはほかの町村もやっているようなので、村でもどうかというそういう意味でございます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 広域連携でというところでございます。

上伊那につきましては、上伊那広域連合という組織があります。広域連携事業につきましては、上伊那広域連合が中心となって取り組んでいただいております。

例えば、令和2年度におきましては、こちらの中小企業の経済支援ではないんですけど、広域連携という意味では高速乗り合いバスの感染症拡大防止支援、また伊那中央病院の発熱外来への上伊那医師会の医師派遣費用に関する補助を行った新型コロナウイルス感染症事前外来事前補助などが広域連携事業としては行われております。

中小企業経済対策支援というくくりについては、自治体の状況やスピード感を持って対応する必要がありますので、私の認識では基本的には各市町村で行う形が中心となっているのではないかと思います。

そんな中、村では令和2年度から商品券事業、村内企業へ家賃補助事業、新しい生活様式への導入支援事業、空気清浄機導入支援事業を行ってまいりました。今年度私にバトンが移りまして、まずは飲食店応援金事業を実施したところでございます。今後につきましては、ワクチンが2回終わった段階でさらなる中小企業の経済対策支援を私は考えております。も

し広域連携をすることで付加価値があるような、そういった経済対策支援・アイデアがあるようでしたら私のほうから広域連合のほうに働きかけることもできますので、ぜひともお知恵をお貸しいただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） やっぱり本当に困っている人を救うために、もう一度村独自のコロナ禍の困窮対策、確かな公助は欠かせないと思いますので、若い期待されている村長として支援をいただけるようお願い申し上げます。

3番に移ります。生理用品の配付を交付金で使用する制度を活用してはということなのですが、7月15日から村が防災の備蓄の期限切れの生理用品を無料で配布したということだそうですが、やっぱり信濃毎日新聞によると、県内自治体の困窮者支援はやはり生理の貧困が注目され、高校生以上で671件の回答の2割に金銭的理由により生理用品の入手が困難というアンケートからいろんな面で手配したようですが、やっぱり生理を語ることへの心理的抵抗感がやっぱり一因したようで、また体育の授業を体調不良で休むと欠席扱いになり成績に影響することがあるとか、企業ではひどい生理痛があっても生理休暇を取ることが難しいということで、やっぱり社会の仕組みが生理のない体、健康な男性を前提にデザインしているからだという記事もありました。

そのことについて、村長のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 生理用品の配付についての御質問でございます。

今回、議員御指摘のとおり災害備蓄品から生理用品配付事業を始めておりますが、期限は切れておらず期限内の物でやっておりますのでよろしく願いいたします。

議員の御不満が的中いたしまして、今のところ配布実績は1件もございません。そこで私は事前に、実は村は見ていただいたとおり女性の管理職が多いでございますので、庁議の中でも種類を豊富に用意してはなど活発な検討を促したところでございます。

村内の小中学校・上伊那農業高校・信州大学農学部で状況を確認したところ、小中学校や上農高校ではトイレに困ったら相談をという内容の張り紙をして、生理用品自体は保健室で管理をしているということです。また、信州大学農学部では大学内で配布の計画をされているということです。また、県のマイサポ上伊那でも生理用品の配付をきっかけに、これまで生理に結びつかなかった方の掘り起こしを目的に、こちらでも生理用品の配付を既に始めております。ただ、こちらでも実績がまだないというところでございます。

村におきましても、女性が来やすく休日でも対応できるということで、女性の職員が多い図書館やこども館を配布窓口といたしました。もちろん村役場でも受け取ることはできます。

当事業については、本当に支援が必要な方を必要な支援につなぐことを目的としております。本当に支援が必要な方は必ず今村の中でいらっしゃる中で、配布実績がないというのは課題であると認識しております。今後ともちょっと管理職と相談をして、目的を達成することができるよう検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） やはり人間の尊厳といいますか、人権の問題として重く受け止め

て丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。夏休み中、放課後児童クラブの密を避けて対策したかどうかということですが、8月25日に松本市の共働きひとり親家庭の小学生を預かる利用者の児童4人と職員2人の6人が新型コロナウイルスに感染したと発表されております。いつ起きてもおかしくない、どこで起きてもおかしくないような状況ではありますが、利用者は約30人にPCR検査をして対応しているということですが、村のこども館は夏休み中どう密を防いでクラブ運営したのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 夏休み中の放課後児童クラブ、こども館の感染対策についての御質問をいただきました。

夏休み中の利用者は平均をいたしまして、ここでは南部小学校も合わせて申し上げますが、南箕輪小学校、主にこども館を使っている方々は平均して140人、南部小学校は50人前後でありました。ふだんよりやはり夏休みは利用者が多いものですから、部屋を分けるなどして密を避けるようにいたしました。

具体的は、南箕輪小学校においては低学年100人をこども館で、高学年40人は南箕輪小学校の家庭科室と図工室をお借りしてクラブ運営をいたしました。また、外出する機会を増やして、殿村八幡宮や不死清水の散策など、そういった施設外の活動を増やすことによって施設内が密にならないように工夫をいたしました。

南部小学校では体育館の前に広いスペースがありますので、そこにふだんはやっておりませんが、机を配置して勉強や食事で利用できるようにし、密にならないように配慮をいたしました。夏休みが終わった後も、南箕輪小学校の放課後児童クラブについては人数が多いものですから、引き続いてこども館と学校の2か所に分けて放課後児童クラブの運営をしております。

また、南部小の放課後児童クラブですが、近年2年前と2年後を比べると児童数が約100人増えるということで、放課後児童クラブの子供たちも増えることが予想されます。現状のスペースでは足りなくなる見込みであります。今後を見据えて、必要に応じて大型事業として改修等検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） やはり放課後に児童が健全に育成されるように、居場所づくりが大事だと思います。やっぱり密を避けるということは机を固めるんじゃなくてばらばらにするとか、やっぱり学習指導もほかでやるとかいろんな工夫が必要だと思います。今お話を聞いて安心しました。これからもよろしくお願ひいたします。

5番に移ります。コロナ禍により子供の肥満・痩身が増、視力低下など2020年5歳から17歳の学校保健統計調査の変化というものですが、文科省は8月28日幼稚園児から高校生まで健康状態の学校保健統計調査を発表しました。中学3年で肥満傾向のある生徒の割合が前年度より1.46ポイント高い9.64%になるなど、太りぎみな児童生徒が増加しております。さらに、小中校全ての学年で痩せ過ぎの生徒が前年度より増えた。また、裸眼視力1.0未満の小中学生の割合は過去最高となったということで、生活肥満傾向の子供が2割以上の出現というのはやっぱりコロナの影響により巣ごもりなのか、生活習慣の変化や運動不足が影響した



可能性があると思われます。

村の傾向はどうか、教育長にお伺いします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号8番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

まず、先ほど村長への質問のところで生理の場合に欠席となるというお言葉がありました  
が、例えば見学したりとかっていうことで、欠席にはならないというふうに御理解ください。  
ただ実技等は後で、例えば水泳は今年度できなくなっていると思いますが後でやるとか、そ  
んな状況があると思えますのでよろしくお願ひします。

それから生理用品の関係ですが、今日昼に小学校のほうから問い合わせをいただいて、ち  
ょっと学校のほうが今不足しているのでは何かならないかという話をいただいて、今関係の  
課に相談をかけているところですのでよろしくお願ひします。先ほど入ったところござい  
ます。

コロナ禍により子供の肥満・瘦身、それから視力低下についての御質問でございます。

全国の学校保健統計調査、先ほど議員お話されたとおりのことでございますが、肥満  
傾向がおおむね増加、それから瘦身に関しては大体横ばいか若干増というそんなこと、それ  
から今かなり話題になっておりますが、視力の関係も議員おっしゃられたとおりのこと  
に受け止めております。

本村の子供たちの状況について、少し詳しく述べさせていただきます。肥満についてですが、  
肥満度20%とか30%とかいろいろあると思うんですけども、20%あるいは30%とちょっと混  
在していますがお願ひします。

南箕輪小学校ですが、肥満度20%の児童の割合、平成30年度が4.2、令和元年度が6.5、令  
和2年度が7.9、今年度の調査だと7.1%となっております。それから南部小では30%以上の  
肥満が令和元年度2.7、令和2年度が3.8、令和3年度が5.2と増加している傾向がございま  
す。また中学校もですが、肥満の関係は令和元年度が22人、令和2年度が35人という実数で  
すけども増加しているなという、全国と同様に小中学校で肥満の傾向が見られると理解して  
います。

瘦身に関してなんです、小学校の関係でいいますと大体1.5%前後ぐらいで推移してき  
ている、横ばいのような状況があります。中学校ですが、やせの状況です。令和元年度が5、  
令和2年度が11と増加の傾向が見られています。必要な場合は内科医の先生と相談していく  
ということで養護教諭も受けとめていますので、そんなことで子供さんの様子をみながらと  
いうことでございます。

考察としてなんです、はっきりコロナ禍が要因かどうかというのはなかなか難しいか  
なと思うんですけど、家で過ごす時間が長くなっているというようなこと、それからメディア  
を要するにずっと夜遅くまでとか、例えばメディア機器を使用する時間が長くなりますと、  
それによって体を動かす時間が短くなるとか、体力面ですぐ疲れたってというそういう子供さ  
んの声もあるかなというふうに受け止めております。

それから視力に関してなんです、1.0未満裸眼なんですけども、児童の比率が令和元  
年度南箕輪小学校で30.6、令和2年度33.0と今年度は26.2%の減少という数字の上ですがそ  
うなっております。南部小学校では、令和元年度から3年度まで29.3、29.2、32.9と全体的に  
増加傾向かなというふうに思っております。中学校ですが、令和元年度裸眼で165という数

字をもらっています。令和2年度が112という。ただ数字は少ないんですが、矯正している生徒さんが増えているっていうそういう状況にありますので、大体裸眼と矯正を合わせていくと生徒数500の大体半数ぐらいのお子さんが視力に弱さを持っているかな、矯正したりとかそんな状況があります。

パソコンとスマートフォンの利用によってまばたきをせずに物を近く見たり、自分も気をつけなきゃいけないと思っているんですが、最近ではスマホの光のことが言われてきていると思いますが、子供たちを取り巻く生活環境、それから生活習慣が議員御存じのように大分変化してきているなどそんなことを思っております。

文科省では全国の小中学生を対象に近視実態調査を今年度実施し、視力悪化、近視・遠視・乱視に関して明らかにした上で、視力低下の要望に必要な対策を講じるとしております。

子供の健康を考えたときなんですけども、やっぱり外遊びとか体育館での遊びは大人が声をかけないとなかなかとそんな状況もあったり、今なかなか外で群れて遊ぶ状況がないですよ。そういうことや生活全体の中から食生活も含めて、いろんな観点から今の健康状態があるのかなと思っていますので、学校ではすみません時間あれですが、学校保健委員会とか父親母親委員会でいろいろ話をして、家庭向けに通信等々を含めて発信をしている、そんな状況がございます。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） やっぱり近視の子供が増えて眼軸が伸びて網膜より手前で焦点が合いぼやけていく、最終的には緑内障とか失明だとかうつ状態というような社会的損失を与えるというふうに言われていますので、やっぱりちょっとした30分に1回は休憩を取ったり、テレビの画面を大型画面にするとかいろいろやっていただきたいと思います。

次に、SDGs 地域温暖化防止のための施策は。地域防災を考える安全安心をとということで、1番、土砂災害が深刻だ。7月13日南部小の浸水、8月14日の避難指示で15年前の平成18年の教訓をどう生かしたかということですが、南部小の床上浸水の場合には消防の本部と村消防団が取り組まれたということですが、詳しくは全員協議会でお話をさせていただきましたので、ちょっと概要をどのように考えているかをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 土砂災害が深刻で、平成18年の教訓を近年の災害対策にどう生かしていくかという御質問でございます。

8月の14日、15日の前線による大雨災害につきましては、御指摘の平成18年7月の豪雨災害を思い出させるような状況でありました。私は当時こちらにおりませんでした、人伝いではそういった話を多く聞いております。この災害から15年が経過しまして、当時の状況を十分に承知している職員も年々少なくなってまいりました。そういった中でしたので、今年の防災訓練ではこの平成18年7月の災害の状況を想定した内容で訓練を行う予定でございました。コロナの影響で延期となっておりますが、延期後ではしっかりと検証してまいりたいと思っております。

また、今回の大雨はまさに平成18年7月の災害時に近いような状況となりました。訓練ではなく実践をもって対応することとなったと感じております。対策本部の設置や避難勧告の発令についてはベテラン職員からもアドバイスをいただきまして、15年前の教訓を生かす中

で早め早めの対応ができていたのではないかと考えております。ただ、避難所開設などの対応については反省点や課題なども出てきておりますので、今後しっかりと検証してまいりたいと思います。

私個人的には、本部機能の場所だったり充実だったりそういったところが課題として感じたところがございます。現在、担当において取りまとめを行っておりますので、検証して今後に活かしてまいりたいと思います。

7月13日の南部小学校の床上浸水については、本当に消防署員、消防団員の皆様の御尽力により夜中まで排水作業をしていただき本当に助かりました。この場を借りましてお礼を申し上げます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 私もそのときは管理職として役場に泊まったことがあります、やはりそれより以上にオーバーフローする場所が多くて、大雨が本当に危険だなんて今回の大雨を見て感じたところです。

次に、2番の消防団のなり手不足は深刻だ。待遇改善をということですが、先日消防委員会が開催されまして、その中で私が提言した意見をもう一度発言させていただきます。

消防庁では、消防団員数が減少していることや災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員等を確保することを目的として検討されているという話で、まず総務省の中間報告として年額報酬は3万6,500円を標準とすること、出勤報酬は災害時は1日当たり8,000円を標準とすることということだそうですが、村では平成31年に1万3,000円というふうにしてあるそうです。上伊那でも平均的ではありますが、村としても、若い村長として総務省の中間報告で答申された報酬3万6,500円を50%以上の参加で支給するというような大胆な発想をしてはいかががでしょうか。また、伊那市も手当は自給単価1,000円としてここに携わり、災害時長時間かかった場合の手当を改善されているということです。

村長のお考えをお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 消防団の処遇改善についての御質問でございます。

令和3年9月1日時点の消防団員数は193名であり、定員の230人には届いておりません。また、6月議会の一般質問でも触れておりますが、消防団員のうち予備消防団員という有事の際にのみ出動可能な団員の割合は年々増加傾向にありまして、日々の通常の消防団の訓練や点検に参加できる実働数については減っている状況でございます。

議員御指摘のとおり、国において消防団員の処遇等に関する検討委員会では、そういったことを踏まえまして、今年4月・8月にそれぞれ中間最終報告書が示されました。その中で取り組むべき事項として上がっているのが、団員の報酬等処遇改善でございます。

議員御指摘のとおり、この報告書では団員の年額報酬を3万6,500円、また災害時の出動に関する報酬は1日当たり8,000円を標準とすることが示されております。村の現在の報酬額は年間1万3,000円、また災害時の出動に対する報酬は1回1,000円となっておりますので、検討会で示された金額と比べまして年間報酬は約3倍、災害時の出動に対する報酬は8倍となりまして、もしこれを村でも実施した場合計算しますと、大体年間約500万円から700万円

の負担増が見込まれております。

議員にも参加していただきまして、7月26日に消防委員会を開催しまして、村の有識者にこの点を議題としていただいて協議を行いました。この時点では近隣の市町村の状況もまだ分からなかったこともありまして、金額等の具体的なものについては秋ごろの消防委員会で再度協議することとし、ただし方向性としては処遇改善のために報酬を引き上げる必要があると、そういったところは一致したところでございます。

私といたしましては、時代も大分変わっております。年金2,000万円問題で取り上げられた報告書にもありますとおり、若者全体の収入が非常に減少しております。そういった中、地域に積極的に貢献する若者への報酬の引き上げは当然やっていくべきではないかと考えております。財源の問題、また近隣市町村の状況もありますが、対応してまいる所存でございます。先日は、町村会の総務文教部会でも問題提起をさせていただいたところです。

なお、この処遇改善が消防団のなり手を確保するためにそのままこれが直結するのかといえますと、私は一つの手段にすぎないと思っております、このまま訴えても効果は限定的であると思っております。消防団の確保に至っては、その親世代に理解を求めることが何より重要と考えています。早朝からの訓練が不可避とされた操法大会の中止や飲酒文化が変わっていること、そこに今回の処遇改善をプラスして統一的な広報を実施することで、より効果が高まると感じております。

また、近年は自然災害への対応、火災ではなくてこの前のまさに南部小の床上浸水被害がそうなんですけど、そうした出動が過去と比較して2倍以上と全国的になっております。そういった新しい消防団の在り方そのものをもっと住民の皆さんに理解していただくことも必要なかなと思います。消防団員の処遇改善はもちろんですが、住民の皆様の消防団・消防団員に関する意識改善も図ることができるよう、消防委員会や消防団幹部と対話を重ねて前向きな検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 最近はコロナの中であって、ポンプ操法だとかいろんなものが中止になっております。確かにこの間の南部小学校で86名というように消防団の方々が手伝いに来ておりますので、やっぱり自然災害のほうが多くなってくるんだなと確認した次第です。

3番に移ります。農業は緑を増やしCO<sub>2</sub>を吸収し、地域温暖化防止のために貢献している。新規就農者に苗木の補助をとということですが、そこにお配りしてある多面的機能交付金、農業の多面的機能の一例というのがありまして、SDGs 9種類もの農業をやっていくということは9種類もの価値があるのだというふうに言われております。

日本の農業には今、多くの課題があって、農地減少・人手不足・増える輸入農畜産物。農業に元気がなくなると、影響するのは食卓だけではなくありません。自然環境や水資源・生態系・景観など、暮らしを取り巻く様々なものが関わってきます。農業を守ることは暮らしを守る事。農業大国長野県、リンゴやレタスの生産量は全国トップクラス、農家数も全国上位、農産物は首都圏に出荷される割合が高く、広い範囲の食を支えています。農業の衰退で失われるのは食料だけではなくありません。田畑はダムのように雨水をためることで洪水や土砂崩れを防ぎ地下水を蓄え、豊かな生態系を保ちます。心を癒やす四季折々の農村風景は長野を訪れる観光客の楽しみの一つというようなことで、様々な自然環境の保全、地域社会の文化等

いろいろな多面的機能があると言われていました。

それで、昔は役場で苗木の補助をしておりましたが、ちょっと箕輪町で聞いたところ、ほかのところでもいろんな意見を聞きました。村の対策はどうかお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 農業の中で、苗木の補助に関して村はどうかという御質問でございます。

現在、村では新規の果樹生産者に対しまして、就農した日から5年間対象経費の3分の1以内で1本当たり500円を上限に、果樹苗木導入に関する補助を実際今実施しております。平成30年は合計で約122万円、令和元年は75万円、令和2年は約41万円の実績がございました。年々額が減っておりますが、実は令和2年から選果場利用料補助というものを新設いたしました関係で、苗木の補助についてはそれまでこういった条件はなかったんですけど、新たに新規就農した日から5年間に限るという条件を加えました。このことから、苗木補助に関する総額については減っているというところでございます。

こういった制度がございますので、新規果樹生産者の多くの方に有効に活用いただければと思います。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

J Aでは既に改植については全農家に補助をしておりまして、今箕輪町の農政係へ聞いたところ北部営農センターへ紹介されまして、J Aの補助としては10アール当たり250本以上の相当な補助をつけて検討しているという前向きな回答をいただいておりますので、J Aが全面的にやはり農地は守ってくれるのかなというふうに考えております。

次の、農業共済事業の補助を村も広域連携で実施できるかということについてお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 農業共済事業の補助を村も広域連携で実施できるかという質問でございます。

この共済事業につきましては、長野県農業共済組合連合会が事務を取り扱っておりまして、現在農業共済事業への補助事業としましては、果樹共済掛金について一部補助を実施しております。

また、令和元年度から農業収入保険制度というものが導入されております。これは、自然災害による収入減少及び収量減少を伴う生産金額の減少を対象としているものです。この保険制度の加入に対して、上伊那では既に3市町村が補助を行っております。補助を行っている自治体の補助対象内容には、現状でも既に差異がありますので、もう動いている関係でこれを広域連携で進めていくには、内容の統一などこれから進めていく必要がございます。

村といたしましては、近年の予想を超える豪雨などの自然災害や新型コロナウイルス感染症のような、農家の努力ではどうしても避けられないようなリスクを保障する収入保険の加入促進については、これを支援することが必要であると考えております。現状では、上伊那の一部の市町村が補助をしていることや補助率が各自治体によって異なっていることも考慮しつつ、村といたしましても支援に向けて検討を進めてまいります。

なお、現在この保険制度に加入している村内の数は10程度になっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に5番、水道管が古い。水の安定した供給をということですが、これも全員協議会で水道の断水のお話を受けました。たまたま6月6日の信濃毎日新聞ですが、やはり水道管が古いんだけどなかなか老朽化、破損をしたのが原因なんだけれどもっていうような話があったのですが、村内はやはり宅地が造成され昔は一般会計の繰入れをやっていたんですが、やはり水道事業が順調でなかなか本当に隠れ赤字はないというようなことで、ただし経過年数が40年以上耐用年数を超えているものは、管が40年以上超えているものが13%、19年以下のものが42%、20年から39年しているものが45%というふうに多少古いものがあるかと思えますので、ぜひ安定した供給をお願いしたいと思えます。

実態をすみません、お願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 水の安定供給に関する御質問でございます。

まず初めに、8月18日に起きました断水は南箕輪小学校への給水管が老朽化により破断しまして、漏水を含めまして配水量が一定量を超えたこと、及びそれに伴い第一配水池の緊急遮断弁が作動したことにより発生したものです。大変な御迷惑を村民の皆様にはおかけしましたことを改めておわびを申し上げます。

御質問のとおり、水の安定供給については非常に重要でございます。村内には古く老朽化した管がまだ配水管として埋設されている箇所がございます。水道事業を住民の皆さんへ安定した水の供給をしていくために、将来に向けた事業の基本計画となる水道ビジョンと、この水道ビジョンを踏まえた水道事業経営戦略というものを策定しております。ちょうど今年度事業で水道ビジョンの見直しを行っておりますので、新たに持続・安全・強靱を3つの柱として、こういった断水が起きないようにビジョンとするよう策定を進めているところでございます。

水の安定供給に向けて、水道事業者として使命に立ち返り引き続き事業を推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 3番に移ります。

この村でその人らしい生きるを支えるには、自宅でデイサービス、訪問看護、訪問介護、宿泊、これら看護小規模多機能型施設の利用はどう考えているのかお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 看護小規模多機能施設型の考え方についての御質問でございます。

看護小規模多機能型とは、小規模多機能型居宅介護に訪問介護が追加されたもので、同じ事業所で介護と看護の一体的なサービス提供が可能になりますので、みとり期や難病等で医療依存度の高い方などに非常に有用なサービスであります。

近隣では、今年3月に箕輪町と伊那市において初の看護小規模多機能型が新設されまして、運営が始まっています。利用状況については、箕輪町が25名定員のところ現在15名程度、伊

那市は12名定員のところ8名程度というところでまだ定員に空きがございます。村においては、現在この看護小規模はなくて、ふつうの小規模多機能型居宅介護事業所が1か所開所されており、利用状況は25名定員のところ5名ほどまだ空きがあるようです、

基本的には小規模多機能型の利用者で訪問介護が今後必要となった場合、別に訪問看護をケアプランに位置づけて対応が必要になりますが、現在そういった対応をしている方は1名のみというところでございます。

今後こういった看護小規模多機能型がどうしても必要という場合には、箕輪町や伊那市との調整を経て、そちらのほうにおつなぎできるか調整して配慮してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 次に、国民健康保険者だけを対象に保健師が関わっているが、全ての住民の健康度を把握すべきでは。社会保険加入者のデータの把握はについてお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 特定健診、特定保健指導は平成20年度から施行された高齢者の医療の確保に関わる法律により、全ての医療保険者に対して実施が義務づけられているもので、40歳から74歳が対象となっております。

議員おっしゃるとおり、全ての住民の健康度を把握することは非常に大切と思うんですが、この部分については保険者ごとの制度になっておりますので、村としてはまずは国民健康保険加入者の健康課題の抽出を行いまして、生活習慣病予防対策等に取り組んでいるところで

御指摘のとおり、社会保険等の加入者の個人データが把握できれば保健師の活動に生かされますが、制度的には難しいのが現状でございます。しかしながら、2～3年後には社会保険者も含めたより範囲の広い統計的なデータについては示されてまいりますので、こちらを生かして活動を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 次に認知症で医療にかかっている人が多い。生活習慣病予防のため8,000歩以上のウォーキングが望ましい。医療費抑制のための活動量計の活用の拡大はできているのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 活動量計の活用の拡大の御質問でございます。

スタートした平成30年度は79人、現在は132人が活動しております。いろいろとPRを進めていますが、残念ながらあまり拡大ができていないというのが状況でございます。折に触れてPRをしていきたいと思っております。ウォーキングのデータが今現在役場や森の交流施設でアップできるようになっておりますが、利用者個人が管理できるほうが良いという意見をいただいております、こちらを検討しているところでございます。

生活習慣改善の取組の一つとして、ウォーキングは正しい姿勢とウォーキングに適した靴があればいつでも取り組めるものです。10月には健康部すこやか係を対象としたウォーキン

グ講座を開催予定でございます。ここでウォーキングに取り組む住民の裾野を広げられたらと考えております。

また、認知症の部分ではコグニサイズということがございまして、私も初めて聞いて今学んだところなんです、運動に頭の体操を組み合わせたもので、認知症予防に有効であると言われております。村では元気アップクラブの中や健康運動指導士、社会福祉協議会の職員が職員となって現在取り入れて実践をしております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 4番のひきこもりや不登校の実態と対策はについて、教育長にお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） この3問の中に御質問がありますけど、高校への入学で社会につながる具体策、ここが不明、私は受け止めがうまくできないのでまた教えてください。

中間教室の状況をお伝えします。

南箕輪小学校のゆりの木、中学校に若竹教室があります。子供たちですが、ゆりの木に関わっているお子さんが5名、若竹が10名です。また、こども館内にある村の中間教室は関わっているお子さんは中学生4名、小学生1名となっています。

子供たちの歩みをたどるといえるのか、子供たちが教えてくれているんですけども、学校を休んでから中間教室、中間教室から自分の学級あるいは中間教室に来ただけけれどもう一回休むとか、あるいは小学校のゆりの木から若竹、それから卒業とか、お子さんや子供さんによっていろんな動きがあるかな。ただ、子供たちが自己決定をしながら動いている、その営みというのをうんと大事にしたい、それは子供さんとのつながりがうんとやっぱり大事になってくるかなと、周りの方や大人、教職員はもちろんですけれども、その存在が大切、そんなことを思っております。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） なかなかひきこもり問題というのが社会問題化しておりまして、ひきこもりについては2019年の調査の結果では2,290人だそうです。県の検討委員会で。それで男性が7割、40歳以上の中高年が6割、10年以上が4割というように、学校や仕事、家庭外の人との交流といった社会参加をせずに6か月以上家庭にひきこもっている状態の方を言うそうです。

マイサポを中心にしてひきこもり支援センターに加えて、平成20年度県内4か所の生活就労センターの伴走コーディネーターが配置されて、一生懸命やっているようです。8050問題ということも言われております。年金生活をしている80代の親が、収入のない50代の子供の生活を支えるという社会問題もあるようです。

いろいろなことに討論していただき感謝申し上げます。これで私、8番の唐澤由江の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、8番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから2時半まで休憩とします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分



議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、原源次議員。

3番（原 源次） 3番、原源次です。事前に通告をしました3項目について御質問します。

昨年より出現した新型コロナウイルスは、日本をはじめ世界に猛威をふるってしままだとどまるところを知りません。現在、世界で感染者数約2億2,000万人、死者450万人です。日本では感染者9月13日現在で約156万人、死者1万6,000人です。まだまだ世界では猛威をふるって、収束のめどはたっていません。

日本は、8月に感染者が急増している21都道府県に緊急事態宣言、12県にまん延防止等重点措置を発令されました。今なお9月30日まで緊急事態宣言19都道府県、まん延防止等重点措置が8県に引き続き発令されています。今現在、新規感染者数は減少傾向が見られていますが、重症者数は増加傾向が続き医療体制は逼迫、自宅療養者も多く亡くなる人も相次いでいます。一部地域を対象に全面解除とはいかないようです。

今現在、ワクチン接種の効果は完全とはいえませんが、有効と思われ接種が行われています。ですが、このところ変異ウイルス株、デルタ株が流行と言われています。日本でも国民の50%の人が2回接種済みです。一日も早く接種が希望者に行き渡るとよいと思われま。

当村でも、12歳以上の方にはワクチン接種予約が上がっております。感染力が強いデルタ株の流行で、10代以下の子供にもコロナウイルスの感染が広がっています。感染拡大で学校の行事がなくなったり友達と交流ができなくなっています。これらが子供たちの心身にも影響しているのではないかと思います。他県では、保育園も休園のところもあると聞きます。

それで、現在流行が進行しつつある低年齢・未就学児・小学生に対する本村の具体的な予防体制はどうなっているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 3番、原議員の質問にお答えをいたします。

現在感染が進行しつつある低年齢・未就学児・小学生に対する具体的な予防体制はという御質問でございます。

まず先に未就学児、保育園の感染対策を私のほうから申し上げます。厚生労働省から示されたガイドラインを基に基本的には行っております。また学校・放課後児童クラブとも連携をいたしまして、保護者向けの新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインを配布し、御協力をいただいているところでございます。

さらに具体的に申し上げます。保育園では朝の登園時の検温、給食時に向かい合わずに食べる工夫をします。こまめな手洗いや消毒を行います。感染警戒レベルが高いときにつきましては、年齢やクラスをまたいだ活動を行わない、そういった対策も行っております。

議員御指摘のとおりデルタ株の流行によりまして、全国的に小さなお子さんへの感染が広がっている中で、感染リスクをできる限り減らすことを目的といたしまして、南箕輪村では保育園の登園自粛をお願いしたところでございます。期間は8月30日から9月20日まで実質15日となっております。8月27日に保護者へ通知にてお願いをいたしました。事前調査の状況では、5園全体で18.2%の園児と園児の保護者が休園に御協力いただけるということでございました。多くの方に御協力をいただき大変感謝をしております。

小学生に対する予防体制については、教育長から答弁を行います。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 教育委員会の関係、小学校の関係は私のほうからお伝えします。よろしくをお願いします。

現在、ワクチン接種を受けていない若い年齢層の感染が拡大、この議会でも多くの方がおっしゃっていますが、また子供が罹患して家族が感染してていく家庭内感染が起こる状況もあり、非常に強い危機感を抱いております。

村では村長答弁にもありましたように、12歳以上のワクチン接種の予約が14日、昨日から始まっております。希望者への接種が今後も多いというふうには受け止めておりますが、議員お話の未就学児・小学生についてのワクチン接種ですが、予防接種法に基づき満12歳以上でなければということによって現在になっており、小学生の大半が接種を受ける状況がないということでもあります。

そのような状況の中ですが、先ほどデルタ株、あとラムダとかミューとかイータというようなそんな株のニュースも耳にしながら、非常に怖いなと思っているんですけども、ウイルスに感染しないあるいは人に感染させない対策として、保育園と同様に学校では今まで行っている新しい生活様式に基づいた対策をしっかりとやっていく、行っているそういう状況でございます。

先ほどにもありましたが、手指の消毒とか校内の消毒、学校では健康チェックカードを活用しています。それから登校の時の検温等々ございますが、また活動もリコーダーを吹くとかいわゆるリスクの高い活動は制限を受けているという状況がございます。子供たちのストレスを気にしながらもということですが、それによって本当にメンタルでサポートが必要という状況は、学校からは聞いてはいない状況があります。

また、8月20日に小中学校の保護者の方宛てにメール、それから8月27日付で保育園・小学校の保護者の方に村長と教育委員会ということで、子供の命と健康を守るために今まで以上に家庭と保育園・学校との連絡連携がうんと求められているというお知らせを出させていただきました。子供だけではなくて同居の御家族に風邪症状等の発熱、せきとか呼吸困難、そういう状態があったときには休んでくださいとそういうお願いをしています。教職員も保育園の職員も同じでございます。

また、合わせて登園あるいは登校後体調を崩す発熱等のお子さんがいます。その場合には家庭に連絡を取らせていただきながら安全に帰宅、または必要により医療関係につないでいるわけですが、そのとき兄弟関係も早退なりっていうような状況を御家庭にお願いしております。今後も家庭との連絡・連携は本当に大事だと思っております。それをしっかり行いながら、感染拡大防止に努めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） ぜひ拡大防止に気をつけていただきたいと思います。

次に行きます。先ほどもいいましたが、コロナ感染症で全国的に医療逼迫状態とあると言われております。このところ一時の増加状態より減少傾向になってきましたが、油断できないと思います。変異株の出現で感染者数が相変わらず多く、自宅療養者が増加していると言われております。自宅待機者が多くなると家庭内感染が心配です。

上伊那では伊那中央病院が中心に患者さんを受け入れておるとは思いますがその状況、例えば入院患者に対するベッド数や自宅療養者との対応等、感染症にかかった場合の医療体制に対する心配はないか質問します。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 伊那中央病院を中心とした医療体制の状況に関する御質問でございます。

これまで全国的に医療が逼迫し、長野県でも8月20日に医療非常事態宣言が発出されました。長野県の病床使用率につきましては9月9日の夜8時時点で、中等症・軽症者用486床に対して115人、23.7%の使用率でございます。重症者については43床のうち2人で4.7%の使用率となっております。

全県の確保病床の使用率は22.1%、南信につきましては20.8%と減少傾向でございます。また9月9日16時時点での入院等の内訳は、441人中入院が135名、宿泊療養中が127名、自宅療養中が131名、調整中が48名となっております。県全体の話です。伊那保健所管内の状況につきましては、9月9日18時時点で、入院等が前の週より減少しまして18名となっております。県内の病床使用率は8月29日に55.7%となりましたが、ここ最近の県内の感染状況や病床使用率の状況により、県独自の医療非常事態宣言が解除され医療警報に切り替えられたところです。

医療の体制の詳細については公開されていませんが、県によりますと9月9日から490床を529床に増床、また宿泊療養施設の増設を行い6か所806室としたということです。また、患者が急増したときには緊急的対応病床といたしまして、さらに79床の確保を要請するというところでございました。

御質問の伊那中央病院を中心とした医療体制についてでございますが、こちら詳細は公表されておませんが、先日私が伊那中央行政組合の理事会で院長と行った談話の中では、20ある病床を増やすことも検討したということでございました。感染力の強い変異株が現れ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及んでおります。やはり基本的な感染防止が重要であります。マスクの着用や手洗い、換気、人との接触機会をできるだけ少なくすること、そういった感染防止対策を今後も呼びかけてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） 感染者が減りつつあるところですが、お互いに油断することなく気をつけていきたいと思っております。

それから2番目に行きます。大泉川上流砂防工事についてお聞きします。ちょうど私は大泉川上流治水砂防期成同盟会の一員ですので、合わせて質問いたします。

大泉川は、昔から大泉にとっては切っても切れない歴史があります。特に大泉所については、水に苦しんだ大泉にとってはとても大事な場所です。大泉所の南側の岩石だらけの急斜面に水路を造り、水を引きました。今も重要な水源となっております。苦労して引いた水は昔は大泉区民の飲用水であり、古い文書の中にはこの水を命を養う水という意味の養水と書かれたものがあり、水への思いの深さが伝わってきます。

今も区の役員は通水のため週に何回かは見回りにいきます。この8月の大雨で、沢の水が氾濫して道路が寸断されました。幸いいち早く村で復旧工事をしていただき、通行が可能と

なっています。

今後も大雨、突然の豪雨による道路災害が予想されます。道路防災工事についてどのようなになっているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大泉川上流砂防工事の実施についての中で、まずは道路の防災工事についてはという御質問でございます。

飛び地の部分になります。やはり山の中の道路につきましては、どのような災害が起こるか分からないところが多くございます。村では、定期的に道路パトロールを行いまして状況を確認する中で、速やかな対応を行うことを基本としております。

御質問いただいた箇所は飛び地の村道3157号線でありますが、伊那市の大泉新田地区から大泉砂防ダムまでの全長998メートルの道路となっております。沿線には民家はなく、ほとんどが森林に覆われた路線となっております。主に大泉砂防ダムや山林の管理、大泉川から取水する頭首工の管理通路として日常的に利用されている道路となっております。

村では定期的な道路パトロールや大雨・台風通過時などは道路状況の確認をしっかりと行っておりますが、近年多発している豪雨や台風により路面洗掘や路肩決壊、倒木等の被害を受けることが多くなってきております。小規模な被災箇所につきましては、維持管理業務の中で順次対応を行っているところでございますが、この路線は環境上自然災害が多い路線であると捉えております。

今回の道路洗掘につきましては、道路脇斜面の滝洗沢の水が大量に集まって流出をし道路を横断したことによるものです。道路は緊急的に通行できるように復旧をいたしました。今後は様々な対応をしなければならないと考えております。この件につきましては、次の質問で詳細を回答させていただければと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 次です。土砂災害や大雨が引き金となって起きています。山や崖が崩れて水と土、石が混じり川からあふれる。先日の大雨でこれと同様なことが起きました。大泉所ダム下の滝洗沢地区は、地盤がもろく大雨が降ると崖崩れの危険性が増します。そこでこの地区ですが、滝洗沢地区に既存の堤防はありますけれども、この場所は今も村長が言われましたが伊那市と一緒にしておりますが、伊那地籍になるので市と村と協力して現状を調査していただいて砂防堰堤を県に要望していただくと、それでできればもう一基砂防堰堤を造っていただければいいかなと思っておりますが、そこでもう一基設置することはできないかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 滝洗沢地内にもう一基堤防の設置はという御質問でございます。滝洗沢は、飛び地の大泉川上流の大泉所山に位置する沢でございます。この沢は過去滝洗簡易水道の水源として大泉区をはじめ伊那市の吹上、大泉新田、箕輪町中曽根区で管理されてきた歴史のある沢でございましたが、上伊那広域水道が整備されたことによりまして、現在では簡易水道の水源としての役割は終えております。

過去昭和50年代、大分私が生まれた年代ですが、県治山事業といたしまして山間部の斜面に対し谷止工やふとんかごが設置されました。今年の8月豪雨による滝洗沢の水量増大によ

りまして、大泉区・伊那市の吹上・伊那市の大泉新田・箕輪町の中曾根・富田で生活用水・農業用水として利用されております五ヶ井水路と村道157号線が被災しました。

今回の被害を受けまして、現地の状態を確認しまして砂防堰堤やふとんかごなどの構造物については土砂流出が多く、一部破損や老朽化が見られる箇所があり機能低下が見られます。今後も線状降水帯による雨やゲリラ豪雨など、全国各地で年々雨量は増加することが見込まれますので、当村における山間部での減災・防災を中期的にどのような対策が必要なのか、県も一緒になって保安林・土砂流出防備として機能が保たれる対策事業の検討を現在もう始めております。関係地区、隣接市町村である伊那市・箕輪町とも連携をしながら、村といたしましては、保安林内の滝洗沢地内への谷止工の設置を治山事業として要望を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 先ほどもいいましたが、この地区は大泉にとっては切っても切れない大変な重要な場所です。ぜひ、今言われたようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。次に、今問題となっている大芝高原の未来について質問します。

広く村民に愛されてきた大芝高原の一部施設が6月より営業休止となりました。先人たちが次代のために残してくれた貴重な資源であり、四季折々の自然に抱かれた魅力満載の村民の憩いの場であります。時に大芝荘が多額の赤字経営に合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響で営業を継続していくことが困難であるとのことで休止になっています。今はコロナウイルスワクチンの接種会場となっています。今後の動向は再建委員会で検討しとなっております。

そこで、また広く住民等に今問いかけておりますけれども、その再建委員会に示した村としての基本的な考え方はあるのか、または全くの白紙で委員会の結論を待っているのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原の未来についてというところで、広く住民に問いかけているが村としての基本的な考え方はあるのかという御質問です。

今御質問をお聞きしますと、大芝荘に限っての話ということですかね。大芝荘については、今現在再建委員会のほうで検討をまずは進めております。村としての考え方というところでございますが、やはり私も大芝荘で働いたことがあるわけではありません。開発公社の職員になったこともありません。中身については全く分からないような状況であります。そういった中、再建委員会のオブザーバーとして今、会議にほかの所要がないときは参加をさせていただいて状況を把握しているところでございます。

そういった中、11月に再建委員会のほうで再建案をつくって公表するというスケジュールで動いております。開発公社の理事会を経た後の発表にはなりますが、そういった中で村の考えについても再建委員会と意見を交わしながら示していきたいと思っております。ただ、大芝荘を休止した判断につきましては私の完全なる独断でございますので、その部分は御理解をいただければと思ひます。

今後については、まだ再建委員会の中で検討を進めておりますので、未定というところで御報告をさせていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 新型コロナ感染症が落ち着き、またコロナワクチンが行き届けば人流が再び活発になると思います。それまでは、大芝荘の営業については大変厳しいものがあると思います。今言われたように、休止はやむを得ないよなと思っています。

それで、営業再開に向けて具体的に考え方はあるかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝荘の営業再開についての御質問でございます。

大芝荘は新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、例年に比較して非常に大きな赤字額となりました。減収の大きな要因としては、やはりコロナの影響による宿泊客・宴会利用客の激減が挙げられます。売上高は前年比約2億1,000万円あまり減少と大芝荘を運営する村開発公社につきましては、経営状態・資金繰りが非常に厳しい状況が続いております。早急に経営方針の転換を図らなければ、開発公社の存続自体が危ぶまれる状況であります。

そういった中、私が資料を見ておりますと、今年度の予算書がその売上高の見込みがコロナの前の数字になっているなど、ちょっと危機感の欠如が過ぎるなというところがございました。そのような中、私の独断で理事長に就任してすぐに大芝荘を休業する判断をさせていただきました。休業中は村のワクチン接種の集団会場として貸し出しまして、現在月500万円ほど経費を削減できております。

議員にも御指摘いただいている再建委員会、こちらをその間に立ち上げまして、営業再開の方針・方向性を今検討しているところです。再建委員会については、私がよく中のことを分かっておりませんので開発公社の職員自らが中心となって組織しておりまして、外部から会計事務所の職員にも加わっていただいております。

ワクチン接種が終われば、関連の影響は収束するという希望を持ちながら2021年度は始まったわけですが、新型コロナ感染症はブレイクスルー感染やデルタ株の流行など新しい局面を迎えておりまして、ワクチンを打っていても感染するなど、ちょっと先の見通しがまだまだ見えないというのが皆さんも感じているところだと思います。

大芝荘の営業再開につきましては、そのまま再開いたしますと宿泊業・飲食業になりますので、非常にコロナの影響をもろに受ける分野でございます。そういった中、まだまだ検討段階ではありますが、福祉分野やスポーツ分野など他業種での営業再開も視野に入れて現在検討を進めているところでございます。

議員におかれましてはこういった分野に興味をお持ちの方、民間団体や経営者の方を御存じでしたら、ぜひおつなぎいただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 大変苦しいと思いますが、よろしくお願いします。

最後の質問ですが、先日信濃毎日新聞に掲載されていましたが、県内の宿泊事業者や観光施設で、今年の夏ペット同伴の宿泊プランやペット向けのレジャー設備を打ち出す動きが相次いでいるとありました。新型コロナウイルスの影響で生活様式や旅行形態などさま変わりしてくると思います。

以前にも質問しましたが、旅先で仕事と休暇を両立させるワーケーションも取り入れたり

障がい者にも優しい、今も村長の答弁にありましたが、他業種を相手にぜひ大芝高原の自然の豊かさを生かした長期滞在型に拡大してはどうか。いずれにしても、施設の営業再開に向けて大幅にリニューアルが必要となります。再開する場合はですが、宿泊等利用者に優しい施設運営はどうかお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 営業再開に向けて施設をリニューアルし、障がい者やペット同伴の宿泊を長期利用、そういったものを考えてみてはどうかという御質問でございます。

確かに議員のおっしゃるとおり、外部から人を呼び込むに当たっては何かしらそういったペットだとか優しい施設だとか、そういったコンセプトが今後必要になってくると思います。これまでの大芝荘については、そういったものも少し欠けていたのかなというところでございます。こういったコンセプトについては、今後示す大芝高原全体でも必要になってまいりますので、今後示します大芝高原の将来ビジョンにおいても、一部示していく意向でございます。

現在、原議員より貴重なアイデアをいただきましたが、施設の部分を幾ら整えたりコンセプトを幾ら整えても、それを活用できる組織や人材が十分でないで生かすことができません。まずはここを活用できる組織・人材の確保を最優先とさせていただきまして、その次の段階でいただいた意見についてはしっかりと参考とさせていただき、生かしていきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今言われたように、大芝荘再開に向けては幾つもの山や谷があるかと思いますが、ぜひ大芝高原、大芝荘を復活をお願いできればと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、3番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから3時20分まで休憩とします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時20分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番、三澤澄子議員。

9 番（三澤 澄子） 9番、三澤澄子です。本日の最後の質問者となりました。質問させていただきます。

なお、ただ何個かの項目で前の議員さんが質問したところがかんりかぶっているところもございます。私もちょっと注意して発言をしますが、重なるところは省いてもらっても結構でございますのでよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス第5波の中で命を守る取組をとということで、第5波と言われる感染症は8月中旬には今までない感染の陽性数でございました。村内でも連日発生情報があり、先が見えない状況に不安が広がっていました。今月に入り13日から県の基準で警戒レベル4に引き下げ、医療非常事態宣言を一段階下げて医療警報に切替えました。飲食店の時短営業は終了し、公共施設の利用も再開されていますが、予定されていた敬老会・文化祭等各種行事は縮小や中止と引き続き対策をしながらの生活は続いています。

そこで、ワクチン接種の状況であります。多くの方が質問されています。私は特に子供の感染が増えている状況について質問します。

村では、第4波で学校・保育園の一部で休校・休園がありました。広がることはなく抑えられてきています。一方、県内では児童養護施設・学校・保育園・部活など対策が取りにくい場面での集団感染がいまだに増えている状況があります。子供は症状が出にくく分かったときには広げてしまっていることが多いということで、周りの大人が感染しないことが一番の対策と考えます。

保育士・教師・指導員など職域接種も先行させていただいていますが、さらにその部分での接種が進むことが大事ではないかと思えます。村の接種状況は先ほどちょっとお知らせいただいておりますので略していただいてもいいわけではありますが、また特に子供について中学3年生や高校2、3年生は進路選定で受験を控えており、県外に出る場面も多く集中してあるということで、その部分についての集中接種をすることが求められているのではないかと思えますが、村の考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 9番、三澤議員の質問にお答えいたします。

ワクチン接種の状況は、職域ごと接種を進めては、また今後の接種の進め方という質問でございます。

接種率について御指摘のとおり申し上げておりますので本当に概要だけ申し上げますと、9月10日現在で1回目が61.8%、2回目が51.7%となっております。予約状況とワクチンの供給状況にもよりますが、1回目の接種日を10月中旬までに設定し11月の早い段階で希望する方の2回目の接種を終えられるよう、今体制を整え進めております。

集中接種ということでお話をいただきましたが、現在のところ対応といたしましては、大芝荘の集団接種を学生が利用しやすい時間帯となるように、10月につきましては、金曜日の夜と土曜日の午後を新たに設定をさせていただきました。村といたしましては、各自の御家庭の都合もあると思えますが、設定した予約枠の中で接種の予定を立てていただくようお願いしてまいる予定でございます。

今後のワクチン接種の進め方なんです。いよいよどうやって閉じていくかというところになってまいりました。まだ検討段階な部分もありますが、今後11月以降12歳になる方、また体調不良等の都合で受けられなかった方、そういった方がそれぞれワクチンを引き続き受けることができるように、今の段階では個別にそういった対応を行いまして、人数が集まった段階で村内の医療機関のほうで接種をしていただくような形で行うよう検討を進めております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 子供たちに都合のいい時間帯ということで設定していただいたということで、そのことを周知しながらぜひ集中的に接種できるところは進めていただきたいと思えます。

また11月以降についての接種ですけれども、やはりその間に入院していたり体調が悪かったりとした方で、うちでも10月の最初のほうで第1回を受けるということになってはいますが、



11月の中で受けられればいいんですけども、そういう方が一定程度はいると思います。そういう方についての接種の方法もある程度方向を示していただきましたので、落ちのないようにしっかりとワクチンは受けていくということでよろしくお願ひしたいと思います。

2として、コロナ感染の拡大を防ぐには、最初から大規模検査で早く連鎖感染を止めることが必要と求めてきました。第4波での飲食店従事者の集中検査は、働く人も利用する人にも安心感を与えたと思います。現在の感染状況は事業所や施設から持ち込まれた家庭内感染からまた拡大するといった状況で、ワクチンを接種しても感染している例も出てきています。

6月議会で保健所体制の弱体化について指摘をしました。検査が十分行えないことを保健所の体制で申し上げたわけでありますけども、現在の検査体制はその後進んだかどうかお聞きします。

医療や福祉現場では、定期的な繰り返しの検査が必要だというふうに思います。また、濃厚接触者や症状のある人などは、速やかに検査できるように求めることが必要だと思います。国・県の対応ではありますが、どこで申し込めば検査できるのか、検査したいときにいつでもできる状況はお知らせすることが住民の安心のために必要だというふうに思います。村としての支援をお願ひしたいと思います。

実は、今諏訪地方で保育園で集団感染が起きています。その関連でうちの親戚の者が濃厚接触者になりまして、日曜日に分かったんですけどもたまたまうちの子供たちがその家へちよつと行っていたという関係で、日曜日に分かったので検査を日曜日にして、月曜日から火曜日にはいいのかなというふうに思っていました。とりあえず月曜日は休むということでしたが月曜日には検査が行われず、結局火曜日の昨日検査ということで分かるのが今日ということで、三日間うち中が待機状態になっているというような状況があります。なかなかやはり検査はどこでも本当に速やかに進まないんだなということを実際に思いまして、やはりこれは県の問題でもありますけれども、地方行政としてもしっかりとこのところだけは繰り返し言っていたかなくてははいけないと思います。

また、大学生の夏休みの検査を一回やりましたけれども、これも一回だけでなくもう少し回数を増やしてほしいなということを思います。一回だけで終わりではなく、何回か繰り返してやっても可能なように検査の強化が必要だと思いますけど、その辺のお考えをお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） PCR検査の体制の充実・拡充についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症防止の取組に関しましては、感染が疑われる場合にはPCR検査等速やかに実施することが必要となっております。昨年の11月からは、発熱等の症状のある方はいきなり医療機関を受診することは避けて、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談することになりました。発熱等の症状がある方で相談する医療機関に迷う場合は、受診相談センター、保健所になりますがそちらに電話をし相談するようになっております。

今は必ず保健所を通さないと相談できないような状況ではなく、地元医師会の御協力の下、抗原定性検査やPCR検査などができるようになりました。また施設や企業関係でございますが、高齢者施設等では感染警戒レベルが上がった場合、自主検査を行っているところもございます。また、県では感染者が確認された民間企業向けの検査費用の補助も行っており

ます。

議員から、飲食店で過去行った集団検査をという話がありました。ただ、あのときは行いましたが実質陽性者がゼロというところで、あまりランダムといいますか広くやり過ぎても、費用対効果の面で疑問符がついてまいります。村といたしましては、県の事業と連携をちょっと御報告がこの場になってしまっ大変恐縮なんでございますが、現在新型コロナウイルス感染症早期発見プログラム事業を開始しておりまして、協力者を募集しております。協力者には簡易検査キットを配付いたしまして、受診すべきか迷うような症状があるときに各自で検査をいただき、報告を速やかにいただくプログラムとなっております。

議員御指摘のいつでもどこでも何回でもとまではいきませんが、感染拡大地域との往来が予定される方などを対象として絞りまして、現在は600人規模で実施をしているところでございます。

今後こういった検査体制の強化については、今回のプログラムの効果等も踏まえて検討の材料とする予定でございますし、私といたしましては今年末、やはりもう2年近く会えていません。例えば私も赤ん坊が生まれましたが、まだ東京にいる自分の母親・父親に赤ん坊を見せれていません。ワクチンも2回打ち終わりましたので、年末に向けてはそういった検査体制を充実させることで、年末年始の移動も以前よりはワクチンを打っておればできる環境になっていると思いますので、村といたしましてもそういったところへの助成もしくは検査体制の充実なんかは今後図っていきたくと、今私の中では考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） ワクチンと合わせて検査を合わせて首都圏との往来も本当に会えていない人たちと会えるという状況をつくっていただけるのはとてもありがたいと思いますし、私も期待しております。うちも孫たちと会えておりませんのでよろしくお願い致します。

3として、入院病床と医療機能のある宿泊療養施設の強化をということで、先ほども話がありました、8月29日時点で県内で確保可能な490病床の確保病床使用率が55.7%と最高になったという報道がありました。首都圏では医療崩壊で入院ができず、医療を受けられずに自宅で亡くなる方が増えた実情が報道されています。自宅で生まれた赤ちゃんが亡くなるという悲しい事件もありました。

8月30日の県の状況は、妊婦さんも含めて救急搬送ができないといった事例は把握していないというふうに新聞報道されております。8月25日の時点で集計したものでありますけれども、県内のコロナ感染者数を私どもで集計したものでいいますと、感染者が1918人中入院が221人の20.1%、宿泊が247人で22.5%、自宅療養が354人で32.2%、調整中の方が276人で25.1%となっています。先ほど村長が言われた数とおおよそは合っていると思いますが、自宅療養と調整中を合わせれば57%強の方が医療や療養に直接関わっていないという実態は、この長野県でも同じだというふうに思います。県内でも感染しても入院につながったのは20%にすぎません。

上伊那で感染症入院病床は伊南病院と中央病院しかなく、今後第6波等感染爆発がおきた場合の医療体制はどうなっているかお聞きします。

療養施設は南信箇所先ほど増やされたというお話もありましたけど、その療養施設でも医療の体制はあるのか、カクテル療法っていうのが今ありまして、療養施設の首都圏ではや

るよっていうふうになってはいますが、その場合の医療体制はどうなっているのでしょうか。

それから、療養施設での郡内空き施設で医療が関われる体制を整備する必要があるとも思います。今の中央病院を中心とした体制だけでは足りなくなるのではないかと、今でも集団的な医療体制をつくるのが全国的に進んでおります。今はあれでも第6波に備えるということで、全国各地で国がなかなか決めない状況の中で県レベルで進んでいるわけであります。

村の養護老人ホームが1棟空いているというお話もお聞きしました。すぐにそれが使えるっていうわけではありませんが、そういうある施設をある程度次のためのために整備しておくのは大事じゃないかと思しますので、村のお考えをお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） いろいろな御質問をいただいておりますが、順番に回答させていただきます。

まず、上伊那の宿泊療養施設のところでございますが、上伊那でくると分かりませんが先ほど原議員のところでもお答えいたしました。南信というところでは分かっておりますが、上伊那というところでは分かっておりません。

宿泊療養施設の健康管理体制がどうかというところでございますが、県のプレスリリースでは医師についてはオンコール体制、看護師については常駐による健康観察が行われております。

県では新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養となった方が、療養期間中外出せずに療養生活に専念できるよう必要に応じて食事や生活必需品の支援、健康観察用に体温計とパルスオキシメーターを無償貸与をしております。さらに県では、7月29日からは新型コロナウイルスの陽性が確認され、自宅で療養されている方の健康観察をより一層充実するとともに保健所の負担軽減を図るために、新たに長野県健康観察センターが開設されております。体調が悪化した場合は、速やかに医療につなげられるよう体制を強化しているところです。

地元の医師会の協力という点でございますが、通常の診療に加えまして新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者の検査や診断を担っていただいております。さらにワクチン接種への御協力をいただき大変感謝をしているところでございます。

あと、村の療養施設として老人ホームの空きを利用したらどうかというところでございますが、あそこを今実際に管理・運営しているのは上伊那福祉協会、行政と深いつながりはありますが、あるそういった意味では独立した団体でございます。そういったところにつきましては、運営主体の方がどういう考えをお持ちなのかがまずは第一でございます。先日の広域連合の議会でもそういった話題が出ておまして、そういった話を進めるのであれば上伊那広域連合全体で取り組んでいく必要があると思っておりますので、村にあるからといって村単独として働きかけを行う予定は今のところありません。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 在宅で療養している方にも、県でのいろんな支援があるということで、全く置き去りにされているという状況ではないけれども、やはり医療の体制というのは依然としてすぐに逼迫する状況っていうのは見受けられます。そのときに備えての体制づくりは必要かなと思います。今の老人ホームについてはそういうわけで上伊那福祉協会の対応でありますので、またそういうことも上伊那広域連合のほうに提案していただければ

ばいいかなというふうに思います。

第4として第5波、レベル5での質問ということで、もう下がった段階での質問でありますし、先ほど保育園と学校の対応については資料としてつけさせていただきましたが、その内容についてほとんど教育長さんと村長さんのほうでお答えをいただきました。なので、そのところの質問については少し略させていただきますが、学校でも議会との懇談でも子供の命と健康を守ることを最優先にしているということで、先生たちの負担も大変だとは思いますが、取り組んでいただいているというお話がありました。また、保育園で自粛要請をした場合には副食費の減免までしているところは、上伊那では村だけなのかなというふうに思って、こういう対応は本当に親切だなと思います。

ただ、情報がやはりきちんと伝わるということと、反応は先ほど18.2%の方が休園されたということで、最初のコロナの感染が拡大したときにはもう少し多くの方が自粛休園したという例もお聞きしているところでもありますけれども、こういうときの保護者の方が今18.2%ということでお答えいただいておりますので、逆に保護者が感染した場合の保育については、どういうふうに体制になっているのかなということの一つをお聞きしたいということと、特に子供に関しての感染予防対策や不安が大きいというふうに思います。特別な相談窓口が必要ではないかと思いますが、相談窓口はどのように行っているのかもお聞きいたしておきます。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 保護者が感染した場合のお子さんの対応というところでございますが、ケース・バイ・ケースでいろいろ変わってくるのかなと、保護者片方であればもう片方の保護者で見ることができるとは思いますし、両方感染した場合は、例えばおじいちゃんおばあちゃんとかそういったところにまずはなるのかと思います。保育園とちょっと直接関係がないものですからちょっと回答に苦慮していますが、本当にケース・バイ・ケースになると思います。

例えば誰も見る人がいない、そういった場合を今想定されての御質問なのかなと思います。その部分はちょっと教育長のほうから回答させていただきます。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 小さいお子さんが一人になるというような状況を、今村長さんもそれは今まで村としてもケースがないかなと私自身も思っているんですけど、今まで学校関係で例えば親御さんが陽性になって、じゃあお子さんをどうしようといった場合に、私が知っている中では、先ほどのようにおじいちゃんおばあちゃんに預けたりとか知人に預けたりというケースが2例ほどあるかなと思っています。いわゆる看護といいましょうか、そこに関してはかなり保健所さんが描いてくださる、そういう状況があるかなと思います。この御家庭の場合にはどういうふうに家庭療養しようとかじゃあ入院しようとか、そんなこともちょっと必要に応じては教育委員会なり村とも相談できることがあるかなと思っていますので、そんな中での対応が今後もしあれば、そのところを丁寧に見ていく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

現状では、一応教育委員会と子育て支援課のほうでそれぞれしっかりと対応するというところで、保健所にもつなげていくということだということだということで理解いたしました。ありがとうございました。

5として、当初1年くらいで収まるといった感染症ですけど、第5波と1年半以上続き、ワクチン接種をしても新たな変異株が出て感染急拡大するおそれもあります。ワクチン接種の情報、感染者の経路、医療状況等逐次情報発信はしていただきたいと思います。マスクや手洗いといった基本的な対策をしながら経済活動再開の見通し、それから生活困窮者等への引き続きの支援が必要ではないかということで、その点についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 経済支援や生活困窮者の支援についての御質問でございます。

当初はワクチンを2回打てば感染症はコントロールできる、そういった考えが進められておりましたが、デルタ株の流行でブレイクスルー感染なんかも増えつつあります。まさに議員が通告書でおっしゃられるとおり、またかの繰り返しであります。ただ、ワクチンは重症化予防にはしっかりと効果がありますし、少しずつではありますが治療薬の話も出始めております。コントロールできる方向に向かいつつあるのかなと思っております。

経済支援対策、こちらについては当初はワクチンを2回打ち終わったタイミング、今ほかの上伊那の自治体もそういったタイミングで商品券とかプレミアム券とかそういったものの発行を検討しております。私もそういったタイミングが一番いいのかなと思って考えておりましたが、ちょっと状況が変わってきている状況でございます。慎重に検討いたしまして必要に応じて臨時議会を招集させていただいて、議員の皆様には御審議をいただければと思っております。

また生活困窮者の支援、今ちょうど8月から対象となる方に郵送でお送りをいたしまして、900世帯後半に一人1万円のを先日議会でも御決定いただきました。それも受けまして、今後どうしていくか役場の健康福祉課福祉係のほうともしっかりと相談をしながら、必要に応じてまた検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） コロナに対してはまだまだ長い闘いかと思いますが、安心できる村の体制をしっかりと構築していただきたいと思っております。

2として、防災についての課題についてです。

毎年のように地球温暖化での異常気象による災害が起きています。8月13日からの木曾・塩尻・諏訪地域に降り続いた大雨は、長野県に甚大な被害をもたらしました。今年5月から災害が予想される地域への避難勧告がなくなり避難指示に改正されている中で、8月14日6時警戒レベル3、大雨警報高齢者等避難発令が出ました。8月15日3時52分で警戒レベル4、避難指示が出されました。

北殿区でも公民館に避難所が開設され、下段地区の皆さんはお互いに声をかけ合い、平成18年の経験もありいち早く避難をした方もありました。平成18年の天竜川の氾濫危機のときには避難人数があまりに多く、大広間に人があふれる状態でした。避難した人たちも何をしていたか分からず、情報も入らない中で待機をしていました。私も炊き出しのお手伝いに入りましたが、配食も大変でありました。

今回の避難所はコロナ禍の中で対策をしながらでしたが、スムーズな受け入れで夜間の休憩も安心して過ごせるよう心配りがされたと聞いています。田畑地区で公民館へ避難した方が個別テントの数が限られており、知人宅等へ避難できる人はということで友人宅へ移動した方がありました。

北殿区と自主防災会ですでにアンケート結果と検証の報告を見ていただきたいと思います。これは閲覧板で閲覧されたものをコピーしたものであります。区長さんに許可をいただきました。これ見ますと、公民館の避難所の収容可能調査というのがありまして、コロナ感染なしの場合は従来は70戸の210人ができるんですけど、コロナ禍での収容人数は35戸の117人ということで、コロナ感染症を講じると収容可能世帯数が半減するという報告であります。

第一次避難所に公民館希望が多く、受入れできない場合の対策も上げています。こういう統計は大事なことだと思いますが、今回の避難指示の受入れ体制はどうだったかをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地区公民館、避難所で受入れできない場合の対策についての御質問であります。

まず、当たり前なんですけど全村民分の避難所を確保することは難しいですし、さらにはコロナ禍で議員御指摘のとおり約半分になってしまっております。そういった中で、都志議員の午前中の質問にもお答えいたしました。避難所へ避難することだけが避難ではありません。難を避ける行動として知人や親戚への家への避難等もぜひ選択肢に入れていただければ大変ありがたいと思いますし、その概念をしっかりとこれから周知していく必要がございます。

昨年度の防災訓練では、各地区の公民館等において収容可能人数等の確認をしていただきました。各地区の避難所だけでは収容できない場合、今回の件につきましては、まず午前4時過ぎの段階で村の保健センターを広域避難場所として開設いたしました。その後、午前6時に村民体育館を開設いたしました。これは北殿公民館から連絡がありまして、収容がもうできないとそういったところで、一番近くて広い村民体育館のほうを開設した次第でございます。

ほかにも広域避難所は学校体育館等多々ありますが、今回の状況におきましてはそれほど避難者がまだ増えていないというところで、保健センターと村民体育館のみを広域避難所として開設をさせていただきました。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 2として、福祉避難所であります。

避難指示が出されれば同時に開設されるものだというふうに思います。どこが福祉避難所か公表されていませんが、社会福祉協議会が一番先に開設される場所であると思います。今回も問い合わせがあったと聞いています。お盆の最中だったので人員の確保が困難で役場から支援をとということだったが、その後問い合わせがあったけれども要請はなかったというふうにお聞きしています。福祉避難所の開設はほかのところであったかどうかをお聞きします。

また村内各区の公民館、公共施設の避難所は、現在はエアコンの設置、コロナ対策簡易ベッド等いろいろなものが整備されております。社協でもいつ避難所になってもいいように備品整備が必要です。前年度から再三予算要望しているようでありまして、本部から持

っていくのでいいというお答えだったそうでありますけれども、こういうところこそ常に個別テントや簡易ベッドなどは今は通常の人を使っているわけでありまして、それを切替えるわけにはいきませんので、一定数は備蓄整備すべきだと思いますが考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 福祉避難所についての御質問であります。

まず、福祉避難所につきましては、前提といたしましてまずはそれぞれの地区や広域避難所に避難をしていただきまして、避難生活が長期化する場合等において、協定を結んでおります施設に依頼をして受入れをしていただく流れとなっております。

議員御指摘の社会福祉協議会の備品の常備につきましては、そのとおりではあると思います。ただ、社会福祉協議会との打ち合わせを行う中では、保管場所が限られているということもありまして、現在は必要に応じて村の防災倉庫から運んでいただいて使用していただく形となっております。ただ、先日の大雨の状況を見ますと、あの大雨の中で運べるのかと言われますとなかなか難しい点があると思います。

議員の御意見も受けまして、社会福祉協議会とも協議を重ねまして、現在ある個別テントや簡易ベッドに限らず必要な物があれば保管場所等の調整は必要ですが、必要なものを常備していく方向性で考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） それと同じくでありますけれども、先ほどの午前の議員さんのほうでも質問されておりました。災害弱者のための避難確保計画作成が求められているということでもあります。これは社会福祉協議会のほうからお聞きしたことであります。

災害弱者として直接一般の避難確保ではなくて、介護施設とか福祉施設に入っている方たちはとても不安を感じているわけでありまして。うちの村は災害が来て大規模で移動しなきゃならないという状況は今のところ考えられてはいないわけですが、それでもどんな災害あるか分からないという中で避難しなきゃならないというときに素早くするためには、こういうきちんとした避難確保計画を一刻も早く、今先ほどの話では各地区の自主防災の中で作ったものを取りまとめている形というふうになっておりますが、災害弱者の関係の避難確保計画については別個必要かなというふうに思います。それに基づいてやっぱり日常的な訓練とか施設整備を整えるっていうことが大事だというふうに思いますので、その点についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 避難確保計画に関する御質問でございます。

私も三澤議員から御質問を受けましてちょっと勉強させていただきまして、計画がいろいろあるなというところで、避難確保計画と私が先ほど御説明した個別避難計画は少しちょっと違うものでございまして、先に三澤議員の趣旨とは違うんですが、避難確保計画について答弁をさせていただきますと、浸水想定区域や土砂災害警戒区域以内の要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられております。村内ではコンソール大芝が対象になっておりまして、コンソール大芝では避難確保計画は既に作成済みでありまして、それに基づいた避難訓練も行っているとのこと。

その他の施設におきましても、避難確保計画までとはいきませんが、消防法に基づく消防

計画・厚生労働省による非常災害対策計画などが作成されておりまして、それぞれの施設の状況に応じて職員の指導、訓練がなされております。弱者におけるところ、まさに個別避難計画はそういった方々に向けてつくるものでございますので、午前中も答弁したとおりこれから次年度に向けてしっかりと整備を進めていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 4として、地球温暖化の中で大規模自然災害が毎年起こると考えられ、対策することが求められています。更新されたハザードマップで自分の住んでいる場所はどのような危険があるか確認することが、防災の日を中心としたこういう避難訓練と合わせて行われていると思います。そういうことを村としてもしっかりと発信していくことが大事な、村報にも書いてありますけれども。

中込区では自主防災で自ら身を守る地域づくりの学習会をしたと報じられています。北殿区の今資料にもつけましたWi-Fi導入のお知らせが回覧されました。各区を結んでWi-Fiを使っての学習を計画してはどうでしょうか。命を守り防災・減災の地域を常日頃意識することが大事だと思いますので、よろしく願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ハザードマップや防災学習についての御質問をいただきました。

ハザードマップにつきましては、村としてもハザードマップを配布致しまして、ふだんから自分の住んでいる場所の状況を確認していただくように、各地区の自主防災会と協力して啓発を行っております。中込区で8月8日に行われました減災ナース指導者2名による災害時の健康管理などを学ぶ講演会ではありますが、自主防災の会の連絡会の中でも情報交換が行われまして、内容が大変よかったですとお聞きしております。

各地区に整備されたWi-Fiを使って展開を図ってはどうかという御質問でございますが、御指摘のとおりWi-Fiが整備されることで、PCとあとはテレビなどの大型モニターがあれば各地区において受講する環境は整うこととなります。実際に9月1日には、既に環境が整っている南箕輪中学校で同じ指導者2名をお招きしまして、リモートで講演会を実施したところでございます。ただ、中学校ではその2名の方が一つのパソコンを共有して発信する形になりましたので、少し御苦勞をおかけしたところです。

そういった中、今年度南箕輪においては大芝高原に防災研修センターが完成します。防災研修センターはオンライン配信やネットワーク環境を整えておりますので、少し複雑な形のオンライン研修会も実現できるのではないかと考えております。

また、これは本題ではありませんが、9月5日に予定していた防災訓練においてもWi-Fiを活用した訓練を予定しておりました。延期先の日程でこのWi-Fiを使った訓練につきましても、引き続き村としても行っていく予定でございます。貴重な提案をありがとうございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） では、次にGIGAスクール構想と子供の育ちについてに移ります。



先日、福祉教育常任委員会と教育関係との懇談が行われ、各学校でICT活用についてやコロナ対応での子供たちの様子などを説明を受けました。ICTそれぞれの学校での取組は少しずつ進んでいますが、課題も多いと思います。昨日の報道では、小学校6年生の児童がタブレットを使ってのいじめにより、自ら命を絶つというあつてはならないことも起きています。

GIGAスクール構想と子供の育ちについて質問します。コロナ禍で学校閉鎖が全国一斉に行われ、一人一台の端末が小中学生全員に導入されました。しかし、各家庭でのネット環境や学校での準備体制も整わない中で、問題も山積みしています。タブレットの基本的な使い方、破損時の対応、家庭のネット環境の整備状況、支援はどうなっていますか。また、通信費の負担軽減やメンテナンス、買い替え時の費用負担はどうなっているかお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号9番、三澤澄子議員。議員最初におっしゃられた先ほど、今日午前中でしたか同僚議員さんからもおまとめの中でお言葉がありましたけど、タブレット端末を使っていじめがあり、それが要因で亡くなった小学校6年生っていうすごいショッキングな報道なんですけれども、学校の状況はパスワードが統一されていたというような状況があったり、だからあとはIDはみんなに分かるようなIDになっていたってあつてはならないことで、村の状況はそういうふうにはしていないですが、いずれにしろその端末を使う使わないということもあるんですが、ふだんの子供たちの関係性のところとか、人にやっぱりやっていいこととよくないことって当然あるわけで、そのところがふだんの学校生活の中できちんとおさえていくというか大事にしていく、それが人権教育でもあり、ふだんの子供たちへの成長への大事な土台になってくるというふうに思っています。

今日学校にちょっと連絡を取らせていただいて、教頭同士がちょっと今タブレット端末の使い方を含めて、メディアリテラシーのさらなる向上に向けてということで話し合いを持ちながら次に動いていく、そんな話も受けていますのでよろしく願いいたします。

時間の関係がありますので早口になりますが、御質問の中に入ります。

端末の破損等の対応ですけれども、子供たちには取扱いについてマニュアル等により十分注意することを伝えながら、故意に過失等でなければ教育委員会で負担してまいります。児童生徒一人一人がルールを守るということ、文房具と同じように本当に積極的に使ってほしいというふうに思っています。

私が研修会で学んだのは、そこら辺にあるよつていうそんな感じでいかないと、宝物でやつていったらなかなか活用が進まないよつていうそんな話も聞いていますので、そんな状況をこれから描けるかなと思っています。ただ、御家庭へ持ち帰りの状況が出てきます。お家の方にやっぱり子供さんと例えばタブレットを中心に関わっていただきたいとか、ある意味家庭内のルールがそこへ生じてくるので、そのところを大事にしていただきたいかなとそんなことを思っています。

インターネット環境がない御家庭ですが、現在9月9日時点ですが3校で7世帯となっております。通信モバイルの貸し出しをするんですが、通信費については御家庭で御負担をお願いということできています。要保護それから準要保護世帯においては、村の就学援助の要綱もございます。それに基づきながら援助しております。

それから端末の保守メンテナンスですが、非常に予算が今後かかってまいります。これで

すまない、これからがまた大変かと思しますので、村のほうからも国へしっかりお願い、また議員のお力をいただきながら国へしっかり要望ということで動いていただければと思っています。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

先生に委ねられる仕様です。先生の技術の差がやはり ICT 活用のための負担も大きいと聞いています。インターネット授業など先生の負担に答える支援はということで、先ほど登内議員のほうにもお答えいただいておりますので、支援員の先生の方が入っているような指導をしていただいているということをお聞きしたので、ちょっとこの部分については省きたいと思います。

あと、3のスマホやタブレットの長時間使用による健康被害であります。

先ほど唐澤議員のほうでも視力の低下などについて問題にされておりましたので、ネット依存症など簡単でよろしいですけど、どんなような指導をしているのかをちょっとお聞きしたいと思います。お答えがちょっとあれなので、4までいってしまいます。

子供の個人情報の保護であります。先ほどもいじめに使われた話をしましたが、また子供の学習記録も管理されて情報管理に縛られる心配もあります。使い方の不安に対する家庭や子供への指導・支援をお願いしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） ネット依存は本村に限らず全国的な大事な課題というふうに受け止めていますが、人権教育の講演会を村のほうでもやって、それから学校の参考研修というか職員の研修でも具体のところ4月にやってきておりますが、依存に関してなかなか難しいところが正直言ってあるかなど。なので、先ほど申し上げましたように御家庭のお力をいただきながら子供たちの生活をしっかり整えていく、それが健康にも及ぼす被害があるわけですので、そんなところを大事に今後も家庭と協力していきたいと思っております。

それから個人情報の保護の関係ですが、先ほど申し上げましたけどしっかりセキュリティによって情報管理をしていくということ、ただ教師や子供たちがどういうふうに使っているかというのを当然知らなきゃいけない、それを子供たちに伝えながら学習で活用していくというふうになりますが、やはり目指すは子供たちが自立的にやっぱり使っていくということで、規則・規制あるいは厳しい管理だけでもっていくと、子供たちはなかなか自分たちの発想がうまく生まれてこなかったりということでもありますので、端末を積極的に活用し、今後のソサエティ5.0に向けてということの動きの中で、丁寧に子供たちの発信するあるいは動きを見ていく必要があるかなと思っています。基本的には情報管理をしっかり、個人情報保護しながらであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 5と6をちょっと逆にさせていただいて、6のほうを先に話します。不応適・不登校生徒の支援、端末活用の学習であります。

教育現場に入れない生徒にとっては、学習参加のきっかけにつながるとして先行しての利用が必要ではないかというふうに思います。不登校の生徒に対する利用についてお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

オンラインの活用により、教師の授業を教室にいなくても例えば御家庭で、あるいは民間施設でとかいろんな状況があるかなというふうに思っております。子供さんの状況に合わせてながらどう活用していくかということでもあります。

中間教室、例えば南箕輪小学校でゆりの木教室があるわけですけど、ゆりの木教室では一人のお子さんが自分の学級でやっている授業へ外国語というふうに聞いています授業を、中間教室で端末を使いながら見ていて学習参加している。なので、子供たちあるいは担任の先生とつながっている、そんな状況があります。ですので、先ほど申し上げましたように利便性を生かしながらどうつながっていくか、どう活用できるかをみんなで求めていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

最後に、ICTやAIには人間・子供の考える力を後退させる側面があります。子供の学びを保障し命を守る事への合意形成が必要だと思えます。主人公はICTでなく子供、基準は子供たちが基本的知識を生き生き理解できる授業であり、文科省の主体的・対話的で深い学びを最大限に生かす取組が必要だと思えます。お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

主人公はICTでなく子供、本当に大事な言葉だと、ここが一番ベースにあるなと思っております。先にICTではもちろんごさいませんということで、使い勝手の関係も含めてなんですけど、やっぱり道具としてどう使うかというところがはまり込むということと重ね合わせながらですが、そこをどう見るかっていうことで先生方のスキルアップ、もちろん子供の先ほど申し上げたメディアリテラシーの向上等々を含めて、動く中でそこをしっかりと見ていく、指導していく、そんな状況が必要かなと思っておりますが、関連しながらでございますが、大阪市の小学校の校長先生、新聞でも取り上げられたりしているので御存じだと思うんですが、私はすごく感じるものが大きくて一言だけ紹介させていただきます。

「学習などICT機器を使った学習も教育の手段としては有効なものであるだろう。しかし、それが子供の命、人権にかかわるわけです。命に光が当たっていなければ結局は子供たちを追い詰める、苦しめることになるのではないだろうか。」と大阪市の教育行政へ提言をされています。

冒頭で申し上げました自殺、本当に切ない状況ももしかしてここと関わるかななんて思いながらのところでもあります。なので、主体的・対話的・深い学び、そのためにICT機器をどう使うかが勝負です。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

本当に教育委員会の懇談のときにも、委員の皆さんには今の大阪市の久保先生の文書も配布させていただきました。今これが全国でこれが基準というか大きく感動を呼んでいる文書です。学び合いながら、しっかりとやっぱり子供たちの成長をどうやって支えていくかって

いうことを議会としても取り組みたいというふうに思います。

質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、9番、三澤澄子議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、明日16日の午前9時から一般質問を続けることとします。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午後 4時09分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 9 月 1 6 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

5 番 笹 沼 美 保

2 番 山 崎 文 直

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

## 会議のてんまつ

令和3年9月16日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

5番、笹沼美保議員。

5番（笹沼 美保） 議席番号5番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

災害時に誰でも安心して避難できる備えをと、5項目質問させていただきます。

まず1項目め、避難所に避難した際に記入する避難者カードの見直しについてです。

今年のお盆は前線が停滞した影響で、各地で土石流や河川の氾濫などの大きな災害が発生しました。身近なところでは、辰野町でも複数箇所土砂崩れが発生し、本村でも道路の冠水や宅地への浸水などの被害が出たこの大雨では、高齢者等避難に続き避難指示が発令され、避難所が開設されました。今回は、避難所開設の翌日には避難指示が解除されましたが、想定外の大規模な被害が出たり大震災が起こったりした場合など、長期間避難しなければならない状況も想定しておかなければなりません。

避難所では、避難者受け入れの際に避難者カードを記入してもらいます。お手元の資料の1枚目はその避難者カードで、広報南箕輪9月号にも挟み込まれていましたが、改善の余地があるのではないのでしょうか。

提案させていただきたい改善点を幾つか上げさせていただくと、入所日・退所日欄に時刻も記入する、体温や体調の記入欄を設ける、避難形態の欄の親戚・知人宅の住所・連絡先欄が小さ過ぎるので少し大きくする、特記事項の欄の誤字などです。

まだほかにも改善したほうがよい箇所があるかもしれません。そして、太枠のみ書いてほしいということなのかわかりませんが、太枠があります。御家族情報の欄ですが、太枠のみ書いてもらうとすれば、右側の妊産婦であるとか障がいやアレルギーの有無については、受付の職員が聞き取りをして記入することになっているのでしょうか。

様々な方が避難してくることを想定すれば、配慮が必要な方の情報は極めて重要であり、それを受付の職員が全ての人に聞き取りをするのは困難です。避難者に分かりやすく必要な情報を書きただけできるよう、様式の改善が必要であると考えますがいかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 5番、笹沼議員の御質問にお答えをいたします。

災害時に誰でも安心して避難できる備えをと、というところで、まずは避難者カードの見直しについての御質問でございます。

まず、現在使用している避難者カードのフォーマットにつきましては、超党派地方議員連盟で進められた避難者カード標準化プロジェクトの自治体支援フォーマットを参考にして作成したものであります。平成30年度から、このフォーマットで避難者カードのほうは製作をしております。これより前の避難者カードは障がい者の有無やアレルギーの有無、情報公開そういった記載がなく、また統一的なフォーマットという点も踏まえまして、平成30年度から変更した背景がございます。

ただ実際に避難する場合、この情報量を避難所の受付で全て書き込むというのはなかなか難しいと思います。まずは黒枠の中というところで、担当者としては住所や家族人数分の氏名など必要最低限の情報のみを記入して、避難後少し落ち着いてから残りの部分を記入する、そういった流れを想定しているようですが、実際こういった流れがスタッフ等全てに共通認識として伝わっていないのが現状でございます。ですので、議員御指摘のとおりこのフォーマットにそういった旨を記載する、そのほかも含めましてフォーマットを改良していくのも一案であると考えております。

記入していただく情報につきましては、避難生活をする上で必要な情報でございますので、記入項目や記入方法など見やすさ、分かりやすさも含めて検討してまいりたいと思っております。

御指摘のとおり、こういった行政がつくる文書にはよくあるんですが、住所の欄が非常に小さくて私も字が大きいものですから、苦勞したことがございます。こういったところを含めまして、改善してまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 避難受け入れ時に避難者の必要な情報がきちんと把握できるよう、大規模災害も想定し細部まで見直しをしていただきたいと思っております。

2 項目め、アレルギーに配慮した備えについて質問します。

先日、災害時の食物アレルギー対応についてのオンライン講演会に参加しました。令和元年10月、長野市で起きた台風19号災害のときの避難所での体験や、東日本大震災後の福島県の被災現場の事例が紹介され、大規模災害時のアレルギー対応の難しさを知りました。

難しさの原因としては、まず家族やごく身近な人がアレルギーでない限りアレルギーが身近ではなく、その重大さをあまり知られていないことが挙げられます。また長引く避難所生活ではお風呂に入れない、食事を選べない、不衛生な中での生活など、みんなが不自由な生活を強いられている中で、アレルギーへの配慮を求めることが大げさだとかわがままだと思われるのではないかと、配慮を必要としていることをなかなか周囲に伝えられない状況や、アレルギーを持つ人のために配慮したくてもどうしたらいいのか分からないというのも難しさの原因です。

資料の2枚目を御覧下さい。

2019年に農林水産省から発行された要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイドでは、東日本大震災のとき一週間以上アレルギー対応食品を入手できなかった人が半数で、中には1か月以上入手できなかった人もいたと記載されています。大規模災害時には避難所生活が長くなり、自治体の備蓄食糧も個人が備蓄した食糧も底をつき、各地から救援物資が送られてきたり、様々なボランティアの方たちが来てくださって炊き出しが行われることも



あります。

避難生活の混乱の中で救援物資のアレルギー対応食品が本当に必要な人に行き渡るのか、炊き出しで作られたものに何が入っていて食べても大丈夫なものなのかを判断できるのか、個人の備えだけではどうにもならない事態も想定しておかなければなりません。また、大規模災害時には医療体制も脆弱になるので、呼吸困難やアナフィラキシーショックが起きた際に適切な処置を受けられるかどうかも分かりません。

食物アレルギー患者の支援団体に寄せられたSOSの中には、食べて死ぬか食べずに死ぬか悩むといった声もあったそうです。本村の備蓄食糧はほとんどがアレルギー対応食品ですが、種類は少なく御飯やおかゆ、カレーなどです。乾パン・ビスケットもありますが、これらはアレルギー対応ではありません。

アレルギーを持つ子供たちが増えてきていることを考えると、アレルギー対応の米粉パンや米粉クッキーなど備蓄品に加えてはどうでしょうか。また、アレルギー対応食品を扱う企業との災害時協定を検討することも必要ではないでしょうか。

内閣府の避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針には、食物アレルギーの防止等の食糧や食事に対する配慮として、避難所での食事の原材料表示と避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供の必要性が記載されています。また、日本小児アレルギー学会からは、災害時の子供のアレルギー疾患対応パンフレットが発行されており、資料の3枚目が行政担当者用として避難所におけるアレルギー対応について記載されているものです。

命に関わるアレルギー対応について、オンラインも活用し講演会や研修会の機会を設け、村職員はもちろん地域の方々、そしてアレルギーを持つ当事者や御家族にもどのようにしていけばよいのかを一緒に考えていくことが必要であると思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） アレルギーに配慮した備えに関する御質問でございます。

村では、地域防災計画で人口の5%の2食分の備蓄食糧を準備することとしております。これによりますと約1,600食を準備しておくこととなりますが、現在村で備蓄している食糧は約2,100食となっております。8月の前線でもこの備蓄食糧を使用しましたので、8月の前線の災害の前は2,430食ございました。現在は2,100食となっております。

御指摘のとおり、現在の備蓄食糧については専門的にアレルギーに完全に配慮したものはなっておりませんので、今後はアレルギーに配慮した食糧調達が必要であると考えておりますので、こちらは次の調達の際には具体的に進めてまいりたいと考えております。

アレルギー食品を扱う企業・団体との災害時協定のお話もございました。現在は備蓄食糧の供給が可能な企業と協定を結んでおまして、調達する際にアレルギー対応の備蓄食糧を何割か含めて調達することが可能ではございますが、専門的にアレルギー対応食品を取り扱う企業・団体との協定は現在ございませんので、相手方やそういったところがあるかどうか踏まえまして前向きに進められるように、検討を進めてまいりたいと思っております。

また、自治体に災害が発生し避難生活が長期化する場合においては、長野県の公益財団法人長野県栄養士会と現在災害時における栄養食生活支援活動に関する協定を結んでおります。災害時にはJDA-DAT、日本語にしますと日本栄養士会災害支援チーム、こちらが被災

者や要配慮者への巡回栄養、食生活相談や指導を行っていただけるほか、食品についてもアレルギー対応、母乳の代わりになるもの、高齢者が食べられる、そういった食品の提供なども受けられるような協定となっております。有事の際には積極的に活用してまいりたいと思いますし、本村の栄養士も1名研修をしっかりと受けて、現在JDA-DATのメンバーの一人として活躍しておりますので、そちらのほうにも頼ってまいりたいと思っております。

アレルギーに関しましては、本当に生死に関わるものでございます。議員に御紹介いただいた避難所でのアレルギー対応の研修につきましては、非常に有用であると思っております。現在オンラインでそういったものが受講でき、非常に受講のハードルも下がっておりますので、各地区自主防災会や赤十字奉仕団、防災士と連携を図る中で、実施に向けて前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 自分があるいは家族や身近な人が重度のアレルギーを持っていないと、口に入れるものが即命に関わることもあるということ、思いを寄せることが難しいかもしれません。しかし、当事者だけが災害時への備えをしっかりとしていたとしても、自助だけではどうすることもできない事態もありうるわけで、共助・公助においてできることは何なのか、村全体で考えることが必要だと思っております。

3項目め、粉ミルク・液体ミルクの備蓄についてです。

本村では紙おむつの備蓄はありますが、粉ミルク・液体ミルクの備蓄はありません。大地震などの大規模災害を想定すると、赤ちゃんのためのミルクの備蓄も必要ではないでしょうか。もちろんミルクを飲んでいる赤ちゃんの家庭では多少の備蓄はしていると思いますが、外出時に被災した場合は持っているミルクもそれほど多くはないでしょうし、ふだんは母乳で育てているお母さんも、災害時には疲れなどから母乳が出なくなってしまうことも考えられます。

また、保育園での保育時に大地震が発生し、保護者がすぐにはお子さんをお迎えに来られない場合、まだ完全には卒乳していないお子さんにはミルクが必要になるかもしれません。災害は生まれたての間もない赤ちゃんにも容赦なくやってくるものです。紙おむつに加え、ミルクの備蓄も必要であると思っております。

非常時の利便性を考えれば、衛生的な水や消毒器具がなくても赤ちゃんの栄養を守ることができる液体ミルクのほうがよいと思っております。賞味期限が短いのが難点ですが、ローリングストック方式で平時から保育園で使用する、出産お祝い品として贈呈するなどの工夫をし、備蓄化できないでしょうか。

また、牛乳アレルギー対応のミルクも加えていただけるとより安心かと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 粉ミルク・液体ミルク、また牛乳アレルギー対応のミルクの備蓄が必要ではという御質問でございます。

現在ミルクについては、備蓄食糧に含まれておりません。私も今ゼロ歳児を育てておりますので、そういった意味では危機感を感じております。災害時には、国からプッシュ型の物資支援として液体ミルクや哺乳瓶が届けられる仕組みにはなっておりますが、発災

後数日後に届けられることを踏まえ、それまでの間につきましては、各地方自治体のほうで備蓄を進めておく必要があると感じております。

議員御指摘のとおり、しかしながら液体ミルクについては、消費期限が長くて12か月と非常に短いものになっております。ほかの保存食と同じような形で確保しておくのは難しいのが現状でございます。ただ、それほど高価なものではありませんので、循環方法等、今ローリングストック法等教えていただきましたが、そういったものが確立できれば備蓄を進められると思います。

議員御指摘のとおりこういった形でということになりますと、保育所での給食の材料として消費期限が近いものは再利用したり、あとは防災に関する訓練や啓発活動において災害への備えとして正しい使用方法等を説明した上で、活用することなども例としては挙げられるかと思っております。

今後専門家の意見も聞きながら、導入に向けて検討を進めてまいりたいと思っておりますし、牛乳アレルギー対応のミルクにつきましても、その検討の中に含めて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 大規模災害時には様々な混乱が予想されるので、赤ちゃんのように手厚い保護が必要な存在を守るためには平時からの備えが必要です。紙おむつだけでは災害時の赤ちゃんの健康は守れません。突然の避難生活にも安心できるよう、備蓄をお願いします。

4 項目め、災害時支援用バンダナについてです。

視覚障がいや聴覚障がい、見た目では分かりにくい障がいを持つ方は、災害時に避難所などにおいて周囲からの手助けが遅れる恐れや必要な情報が伝わらない恐れがあります。

資料の4枚目を御覧下さい。

これは、大阪市住吉区が作成した災害時支援用バンダナと佐久市が作成した災害時支援用バンダナです。このバンダナを身につけることで、支援が必要であることを周囲の人に伝えることができ、また手話ができる支援者が身につけることで聴覚障がい者と手話ができるひとをつなぐ助けにもなります。

このようなバンダナを作成する自治体は増えてきており、各自治体工夫を凝らしたオリジナルのバンダナを無償配布しています。使い方は、バンダナに記されているメッセージが見えるように背中に羽織るなどして使用します。また、けがをしたときの止血用の布や包帯、風呂敷などの代用としても活用できます。

本村でも災害時支援用バンダナを作成し、対象者に無償配布また避難所に配備することができないでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 災害時支援用バンダナの作成についての御質問をいただいております。

これまで障がい者や難病患者に対しまして、災害時に避難所などにおいてその情報が届きにくく、支援から取り残されるといったことが課題としてあります。その課題を改善するために始まった取組の一つであると、今認識をしております。近年私も調べてみますと、多く

の自治体で制作が加速度的に進められているのかなとそういった印象を受けております。ただ実際の災害現場で本当に活用されているのか、そういったところはなかなか調べても出てこないの、実際にどのように活用されたのかとか改善点はないのかとか、そういった検証はまだまだこれからなのではないかなとそういったところも合わせて感じたところでございます。

村としてもこういった情報が届きやすくなる、トライすることは一つ手段として有効なものであると考えておりますので、無償配布という手段もあるんですけど、まずは避難所を開設する際の村から持っていく備品の中に一定数のバンダナを配備する形で研究を進めてはどうかと考えております。こういった準備品の中にありますと埋もれてしまうというところもありますので、そういったところはしっかりと配備をして、先ほどの一番最初の避難者カードの記載とかも含めて、しっかりとスタッフの中で共通認識として持つようなこともしっかりと配慮をして進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） バンダナの作成に当たっては、必要な支援を自分で書き込めるようにするとか英語表記も加えるとか、支援が必要な当事者や支援している人の意見なども取り入れて、よりよい物を作成していただきたいと思っています。

5 項目め、個別避難計画についてです。個別避難計画については、別の議員からも質問がありましたし、私自身も令和2年3月の定例会で質問させていただきましたが、改めて質問させていただきます。

今年5月の災害対策基本法改正で個別避難計画作成が市町村の努力義務になったものの、多くの市町村で作成が進んでいない状況です。今年の3月に策定した南箕輪村障がい者福祉計画の防災の推進についての施策の方向の中で、民生委員や村社協、区や自主防災会と協力し避難に関する具体的な支援方法を明確にし、支援者や関係者と連携した個別避難計画の作成を進めますとありますし、第5次総合計画後期基本計画でも基本目標3、安全・安心に暮らせる村の中で、個別避難計画作成と避難支援体制の確立を図るとしています。

個別避難計画作成に当たっては、日頃から関わりがあり信頼関係も期待できることから、介護支援専門員や相談支援専門員が関わるのが望ましいですし、多くの関係者との連携も必要となることから、なかなか進めるのが難しい現状もあると思います。しかし、大規模災害はいつ起こるか分かりませんし、少しずつでも計画作成に向けて進めることは必要です。

関係者が同じ意識を共有できるよう個別避難計画作成についての研修を行う、また計画作成優先順位の高い要配慮者を洗い出すなど、できることから初めてはいかがでしょうかという提案をさせていただこうと準備をしていたのですが、昨日の都志議員の答弁の中で、村における今年度の作業として計画作成優先度の基準を設けること、基準に基づいて個別避難計画を作成する対象者を絞り込むこと、職員の研修を行うこと、自主防災会や民生委員、福祉関係機関との研修会や調整会議を行うことから始めると回答いただいております。また、村長は人的・財政的負担が非常に大きい事業なので、次年度予算に必要な金額を計上したいとおっしゃっていました。

他県の取組としては、兵庫県では令和2年度よりケアマネジャーや相談支援専門員が平常時のケアプランの作成に合わせて避難計画を作成した場合に、1件につき7,000円の報酬を

介護事業者や相談支援事業所に支給する事業を実施しています。なるべく早期に個別避難計画を作成するために、本村では現時点ではどのようなところに予算を盛ることをお考えかお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 個別避難計画の早期作成をという中でどういったところに予算を計上するのか、そういった質問をいただきました。

議員からお話がありましたとおり、この個別避難計画については、令和2年第1回定例会において御提案をいただいたところでございます。その際の答弁においては、現状の村の職員体制の中では思うように進んでいないという内容がありました。それが示すとおり、やはり個別避難計画については昨日の答弁でも申し上げましたが、非常に労力がかかる作業でございます。その中で、優先的に作成が必要な人からまずは取り組んでまいり方向性でございます。

それを現在の職員体制で全てその作業を吸収するのは不可能でありますので、本当に一般的な計画をつくるのではなくて一人一人やっていくので、どちらかという国勢調査とかあっちのほうに近い分量になってまいります。それ以上かもしれません。そうなってまいりますと、現在の段階では既に要支援者・要配慮者をつながりのある、議員の紹介にもありましたケアマネジャーやそういった方への委託などを今考えて、基本的には外部の力を全面的にお借りして必要な体制構築を進めてまいりたいと思っております。

先日、こういったことに関するミーティングを役場の複数課をまたいで行いました。そういったところで、今各課のほうでそういった担当分けも進んでおりますし、どういったところに予算が必要なのかもこれから検討をさらに詳細に進めていく予定でございます。私も予算につきましては村長に就任して初めての予算になりますが、ここの部分は落ちがないようにしっかりと進めてまいりますので、また3月の予算特別委員会ではしっかりと御審議をいただくことをお願いして、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 6月定例会の丸山議員の一般質問に対して、村長は災害発生時の要配慮について災害時要配慮者は100名を超える登録があるが、手挙げ方式なので配慮が必要な全ての人が網羅できているわけではないと答弁されています。この辺りも課題であるとは思いますが。

地球温暖化に伴い、身近なところでも想定外の大きな災害が起きています。自然災害・大地震への備えや心構えが重要です。自助もちろん大切ですが、共助・公助でなければできない役割を村全体で共有して、安全・安心に暮らせる村であり続けることができたらと思っています。

以上で質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、5番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから、9時40分まで休憩とします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時40分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、山崎文直議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎文直です。

この議会最後の質問になりました。何でか、最初の順番と最後の順番が自分的には何か多いような気がします。最後というと、質問の項目の中にも既に同僚議員の皆さんから種々発言がされている部分があり、村長からも前向きな回答があった部分があります。そういう点についてはダブっているわけでありますので、できるだけ外していきたいなというふうには思っていますが、私は今回防災対策について何件か質問をしたいというふうには思います。

最初にこの間、長野県内もはじめとして各地でやっぱり多くの災害が発生しました。災害に遭われた皆さんには、お見舞いを申し上げるわけであります。そういう意味で今後の災害対策、防災対策についても本腰を入れて進めていくことが大事だなというふうには思います。

ちなみに、この頃異常気象というふうに言われていますけども、異常気象というよりも通常気象になりつつあるということで、私も天気予報をつけているわけです。7月の1か月で雨が降った日が15日ありました。8月にも15日もありました。本当ならこの範囲で、この辺りでは酷暑と言われる日が幾日も続くわけでありますけれども、7月の後半から8月のお盆の頃までこんなに雨が降ったことが今まであったのかなというふうに思い返すわけであります。私が小さい頃は、30度というのを超えると暑いなというふうに感じましたけれども、この頃は30度は当たり前、その当たり前な日も今年は割と少なくて雨の日が多かったなというように思っています。そういう意味では、これからは災害に対していろんな意味で対策を講じていかなければならないなというふうに思うところであります。

1番目の質問であります。7月13日に南部小学校に大雨が降って浸水をいたしました。局地的な豪雨というゲリラ豪雨とも言われていますけど、多分そういう豪雨の中で南部小学校の中に浸水する被害が発生したというふうに思われます。3名の先生が在籍していたというお話でした。いたことにより発見が早かったということで、それ以後の復旧活動や対策活動がスムーズにいったというふうなことだと思います。

余談になりますけれども、午後8時頃先生が何人も学校に残っていたということは、これまたいかがなものかなと。今後の教員の働き方改革という部分でも、これから何かの機会を取り上げることもあるかもしれません。そのことによって地域の消防団とか地域の方々、在宅していた教員も駆けつけて多くの皆さんの対応で対策が早くできたということは敬意を表すものであります。今回のこの災害で多くの人々が驚いたのではないかなというふうに思います。ということは、あの南部小学校の位置、付近に大きな用水路があるわけではありませんし、南側には戸谷川もかなりの格差があるところですから、戸谷川からの災害っていうわけでもありません。そういうところで水害ということが起きたということは、私自身もこの南部小学校が開設してから20年少したつ中で、初めてのことだなというふうに思っております。

そうしたときに、これからの中で思いがけないところで水害が発生するというのも、頭の中に入れていかなければならないのかなというふうに思います。

そういうことで、私は現地も見に行ってきました。以前からあの付近も通行しているつもりだったんですけども改めて現地を見てみますと、学校の西側には約500メートルの村道が西に東になって、西から見ると真っすぐ南部小学校に向かって道が直線的につながっております。その両脇には信州大学の牧草地があり、通常でいくと私も大芝地区にもやっぱり同じ

ような畑地帯に畑を持っていて、付近の牧草地があるところにおいては、少しの雨だと牧草地が保水帯になって水が道路に流れるということあまりないわけであれすけれども、今回の雨でその牧草地をも超えて大水が出て学校の敷地の中へ流れ込んだということで、やはり通常の間ではない大雨が降ったのではないかなというふうに思っているところであります。

特に、その500メートルの村道の学校から300メートルくらいで少し角度が急になっていて、雨脚が道路を流れるとかなりのスピードで流れるのではないかなというのを改めて思ったところでもあります。同時に私が注目したのは、道路と牧草地の間に耕作していない土がむき出しのところがあります。そのむき出しのところを見たときに、雨が土を削って小さな川みたいな状態で、土が削って東のほうに流れているふうになっております。

よくほかの地区のところでも、耕作していないところではそういう現象があります。そうするとかなりの水が下流に向かって流れる、ふだん耕作しているところだと石とかが少ないですから、細かい土が泥水のように流れていくっていうそういう傾向がございます。これからは、そういうことも頭の中においていかなければいけないだろうなというふうに思います。その泥の原因が学校の中にもありました。一つの原因なのかなというふうに思っています。

そこで質問に移っていくわけですが、今回の補正予算でこの対策の費用が盛られております。これから現地も調査をしながらどんなような対策、多分工作物もつくっていく必要があるだろうというふうに思いますけども、被害を受けた学校の敷地内における対策を講じること重要ですけども、その外部の要因に対しての調査も合わせてする必要はあると思うんです。そのことを参考にしながら対策の設計図を描いていくということが必要ではないかというふうに思いますが、この辺についてこの予算の中身、進め方について伺いたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号2番、山崎文直議員、防災対策についての中で南部小学校の浸水災害緊急対応措置に関する御質問でございます。

まず、今13日のお話にもありましたが、その週末になりましたら、議員の皆様全員が南部小学校のほうを心配されて学校の様子を見に来られたこと、本当にありがとうございます。

13日ですが、梅雨前線等上空の寒気の影響により、3時間で約50ミリという1時間18からもう少し超えたという話も聞いています大雨が降り、南部小学校は校舎1階の普通教室、それから集会等を行う多目的ホール、廊下等が床上浸水となりました。大きな被害を受けました。

当日、南部小学校では消防署へ通報、消防署へ通報というのはもしかして今後うんと大事になるかなと思っていて、用務員の方がこれは消防署へ通報だよと、そういうことを校長のほうへ進言して一報が入ったということでございます。消防署への通報、それから村教委にも連絡をいただきました。そして地元消防団や教職員等による排水作業を夜遅くまで行いました。協議しながらですが、教育委員会としては翌日を臨時休業とさせていただきます。子供さんには本当に申し訳ないなど、大事な学習の1日、学びの1日でございます。申し訳なく思っております。

翌14日ですが清掃業者、地域のボランティアの方々が20名近くの方においでいただいたりとかお力をいただきながら清掃・消毒作業を行い、その日も前日と同様な気象情報が予想されていたため、土側溝をバックで掘っていただいたりそれから土のうを設置する等の緊急対応措置を行いました。

ありがたいことに14日は予想されていた集中的な雨はなくて、15日から通常登校としたことであります。先ほど議員お話されましたが、職員が8時くらい、8時以降も作業で残ったんですが、次の日、その次の次ですか、私はその職員に会ったので、そんな遅くまで仕事しちゃ駄目って、でもありがとうねとそういう言葉をかけさせていただいたんですが、もし朝まで気がつかなかったら思うと大変なことになったなと思っています。本当にタイミングの中で、そういう状況として対応とさせていただきます。

今回の浸水被害の要因、原因でございますが、夏の時期の気温上昇による農地の乾燥と短時間の集中豪雨により、南部小学校の西側の農地において浸透ができなくて農地からの雨水が大量に流入したことと、平成8年に南部小学校が開校しているわけですが、児童数の増加に対応するため数回の増築を重ねてきております。それによって排水機能が十分に果たされていなかったことが要因かな、原因かなと受け止めております。

今回のような短時間の集中豪雨の発生は昨日や今日の議会でも話題になっておりますが、近年の気象状況からも今後も十分予想されることであります。二度と起こることのないよう現状の排水施設の状況検証、雨水排水の調査、排水経路の見直し等を行い、安心・安全な教育環境となるよう整備をする必要があります。

村長の昨日の答弁にもございましたが、今回補正予算測量調査設計として300万円をお願いしてあります。対策費につきましては、今回のような豪雨による雨水流入量の調査、現状の排水路、排水経路の問題点の把握、それから議員お話の西側農地、信大の農地からの流入対策、水の流れへの対策でございます。それから排水路の見直し計画等、対策費を計上させていただきます。ぜひお認めをいただきながら、子供たちの安心・安全な教育が受けられるよう環境が整備されることを願っております。何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） これからも発生するおそれがあるかと思えます。聞き忘れたかどうか分かりませんが、調査検討時間というのはどのくらいの期間を考えておられるのでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 教育次長からお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 教育次長。

教育次長（清水 勝宏） 検討時間といいますか、これから検討していく時間、時期でございますけれども、既に検討のほうは担当のほうで行っております。また、土木指導員のお力もいただく中で、今どんなふうやっていったらいいとかそこら辺も検討しております。できるだけ早急に原案のほうは作成をさせていただいて、それをまた皆さんにお諮りいただく中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。



議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 御苦労さまです。

ぜひ長い将来に向かってでもできるような感じで、多少時間がかかっても根本的な対策というかそれを検討していただくようお願いをいたします。

2項目めの質問であります。西部開発事業で整備した農道の防災対策ということでありませぬ。

1番目の質問にも関連してくるわけでありませぬけれども、南箕輪村のいわゆる西天竜関連水路の西側の地域が、かつて昭和47年頃から工事が始まったような記憶をしております。当初は、西天竜の水田地帯を夢見て第2西天竜というふうなように言われたこともあったようですが、そもそもは、現在の西天竜水路より西の畑地帯も将来的に開田をしていくというような構想があったようです。それを進めていくうちに、国の減反政策でお米はもうたくさん作るというのが廃止をされたというか、そのことによって事業がいろんな意味で大きく変わってきて、畑地帯のままに開発をしていくということでありませぬ。

辰野から箕輪、南箕輪、伊那市にかけての広大な地域の中で、土地改良を進めているという事業で、私どもも一般的には西部開発、西部開発とよく言っていますけれども、西部開発という事業が進めています。当初は、今の畑地帯も西天竜だとか高速道路だとか広域農道を走っていて西を見ると分かりますけれども、かなり大きな沢の跡というのか、そういうところがあります。

今回問題になっている焼却灰のところも、かつては物すごい大きな沢の跡でした。そこに埋めていったというそういう状況の中で、もともとはそういうところも西天竜地帯と同じように構造改善をして平らな土地を造って道路も造り、かんがい施設も造っていくという予定だったようですが、大きな計画の変更の中で畑地帯のまんまありませぬ、残念ながら南箕輪辺りにおいては一部の反対運動もあったわけでありませぬ。

そういうことでできることから進めていくということで、まず農道の整備が行われていったというふうに記憶しております。現在の大型農道は国か県の事業で進めていったんですが、村内の農地の間に通るのは広い幹線農道と主線農道が造られていきました。残念ながら、土地の圃場整備というところまでは行き着くことができず、できるところからということで農道の整備が進められていって、農地の間にも大きな農作業が交差できるような広い農道、それから農道の舗装ということも進められて、これは一定の前進があったというふうに思っています。今から考えると、残念ながらその道路の多くのところで通常ですと道路の排水だとかそういう排水設備、側溝等が設けられるわけなんですけれども、この西部地帯にはその側溝、排水の設備が完全にできていないところが多くみられます。

そういう状態の中で、近年この西部地帯にも宅地化が進んでいまして、その宅地が地域の東のほうから宅地化されているという状況の中で、水は西から流れて早くなり水量も多くなってくる、そういうところに宅地化が進んでいくという。それで水路の整備等も追いつかないという状況の中で、近年これからの水害というのがこの地域でも心配をされるわけでありませぬ。

それは、現在のところではそういう状況がこれから心配されてくることでありませぬので、今後これに対する対策も村としてはしていかなければならないだろうなというふうに思っています。そういう点で、全てのところに排水溝、それから大きな川に対する側溝を設けるという

のも大変なわけですので、そういう点ではかなりの計画的な進め方が必要になってくるだろうなというふうに思いますので、この辺について今後長い期間を要することだと思いますが、現時点での村の考え方をお聞かせいただきたいなというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2番、山崎議員の御質問にお答えをいたします。西部開発事業で整備した農道を中心とした防災対策についてでございます。

いろいろと過去からの経緯を教えてくださいましてありがとうございます。勉強になりました。近年は地球温暖化の影響と言われます集中豪雨、また台風の大型化など自然災害の発生頻度が増加しております。特に議員御指摘のとおり、南原区では農地の宅地化とそれに伴い舗装等が進みまして、保水能力が低下するとともに、短時間に集中的に雨が降る集中豪雨時には、降った雨が地形的に低い箇所や住宅地内、道路へ一気に集まる現状が見られます。

現在、雨水排水の流末は2か所に集中してございます。1か所は広域農道の側溝であります。農道から西側の私が住んでいるところですが、畑作地帯の雨水がそこに流れ込んでおります。もう1か所は中央道の側道にある水路となっております。広域農道の東から中央道間の雨水がここに流れ込んでおります。いずれも最終的には戸谷川へ放流されていますが、降った雨が短時間で集中的に流末の水路に流れ込むために、水路の排水能力を超えてあふれてしまう心配も御指摘のとおりでございます。

これらを解消するために、村といたしましては、土地の利用形態から雨水の浸透状況を調査した上で、ある強度の雨量があった場合どこをどれくらい雨水が流れるかを推計をしておく必要がございます。また、側溝を整備しますとより短時間に水の流れが速くなりますので、より短時間に集中して流れるために流末の水路をどのくらいの規模にしたらいいか、戸谷川の下流の影響はどうか、そういった様々な面も合わせて考慮していく必要がございます。

こういったいろいろな問題に対しまして、村では平成28年度に南原区と大芝区の雨水排水対策計画の調査を行っております。この結果に基づきまして、今年度南原区内では新たな雨水排水整備の設置や村道の側溝改修など雨水排水対策工事の実施をしております。この南原区の雨水排水設備の件ですが、やはり当初よりかなり工期が遅れたという経緯がございます。こういった集中豪雨、気候が変わった、そういったことも踏まえまして、本当に抜本的に変えていかなくちゃ今後持たないなというところで二度ほど設計を変えさせていただきまして、周辺住民の皆様には大変御迷惑をおかけしたところでございます。今年度しっかり進んでおりますので、お伝えいたします。今後も問題がある箇所につきましては地区要望等におきまして検討し、計画的に対策工事を実施してまいりたいと考えております。

南箕輪村は扇状地に位置する村で、特にこの南原区は昔は飲料水にも困るほど水がないと言われたところで、開発が遅れたところでございます。こういった扇状地ですと水は下にしみていきますが、集中豪雨ですと一気に降るためそういったことがかきません。なかなか難しい時代になったなと感じるところでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 平成28年度から南原・大芝区の調査をして、今年度も対策工事を進められているということで、抜本的な計画として設計の変更もしながら進められているということで、柔軟な対応をするということが大事で、そのとおりにかなというふうに思います。

同時に、今後まだまだ南原・沢尻地区は住宅化が進んでいくことだと思いますので、そういった見通しも含めて側溝の大きさだとかであります。

一つ心配なのは、戸谷川という川は、下流に行くところちょうど伊那市の伊那北駅の西のところから入船のほうに向かって行って、最終的には天竜川に流れ込むという川であります。今までもあの辺が川幅が狭くて結構増水してあふれて道路になったというようなこともあります。その戸谷川がさらに水量が増えるということになると、こういう点も上流側というかそういうことで、例えば伊那市との間の中での協議もしながら進めていく必要があるのかなというの我也思いますので、今後とも防災ですので早くやることは当たり前なんですけれども、慌てずにしっかりと計画を立てて、それに基づいて工事を進めていくというようなスタンスでいかれたらいいんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3番目の項目であります。高齢者避難対策の具体的な方針ということでもあります。

今議会でも、同僚の皆さんが数多く防災対策の中で個別避難計画等についても言及をされております。村長の答弁にもありました。この実際に進めていくとなると、大変な労力ということがあります。私が高齢者というのは自分自身も高齢者を抱えていまして、高齢者がこの災害のときになったら自分ではどんな対応ができるんだろうなというのをたまに考えるけれども、なかなかまい結論が出てこないという部分もありまして、こういう言い回しになっておりますけれども、今後も個別避難計画等をつくっていくということになります。村長からの先ほどの笹沼議員への答弁もありました。都志議員への答弁等もありました。前向きに進めていくっていうことでもあります。

現状を見ますと、私も南殿の出身ですけど南殿の地区防災会のメンバーになったこともあります。私のところについては区の役員が2、3年続けて防災会も数年防災会長も務めております。そういう意味では、ある意味での連携体制というのは取れているほうだというふうに思いますけれども、実際現場に立ったときにどうなるかっていう部分についてはまだ結論が出ていない部分もあります。

聞くところによりますと、村内の各地区の中でも区長が1年で交代をしていく、防災会の役員も交代していくっていうことの中で、実際の避難所における対策とかそういう部分で1年だけで済んでいると、実際現場でどういうふうな対応をしていいかっていうことが非常に心配になるところがあります。役員のなり手という問題もあつたりして、長く続けるのも大変だということでもありますけれども、役員が1年で交代するっていう部分でのデメリット等も考えられます。

そういう点で、私自身は将来的には、地区の防災会は区の区長の取りまとめの中で一緒に活動していくっていいのかなというふうに考えていますけれども、そういう点で短期間で役員が変わっていく、そういう部分での関係者の連携というのも大事なかなというふうに思います。

ですので、区と地区防災会の連携というのと、質問項目にありました実際に高齢者の避難になったときに、いわゆる介護事業所やケアマネジャー、民生委員などの皆さんが高齢者の避難等に関わる部分がありますけれども、自分自身も避難の対象になってくるというそういうふうにあります。回答にもありましたけれども、そういう関係する皆さんが定期的に情報を出し合って進めていくと、個別避難計画をつくるのは大変な労力でもありますけれども、そ

れまでに向けてのいろんな情報の機会をもう少し多くしていく必要があるんだろうなというふうに思いますので、この辺についての考え方を2点申し上げましたけれども、答弁がありましたらお願いをしたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 高齢者避難対策の具体的な方針という通告の中で、関わる方の体制の部分と、あとは自主防災会の中での情報交換や連携、あとは区との連携そういったところの考え方について御質問をいただきました。

前段の支える側のケアマネジャー、民生委員などそういったところの部分でございますが、こちらの部分から回答させていただきますと、実際に災害が起きたときにケアマネジャーや介護事業所、障害福祉事業者の専門職、そういった方々は確かに要支援者の方々の介護状況や障がい程度について熟知をされておりますが、災害のときに実際にこういった方々が支援者のところに赴いて対応するというのは適切ではないと思っております。その災害が起きる前に気になる方の情報を村にお寄せいただくとか、そういった関わりをまずはお願いしたいと思っております。それを具体的につくっていくのが個別避難計画になっております。

もう一点目の自主防災会、そういったところでは、自主防災会の連絡会等も行っております。そういったところの詳細については担当課長より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 唐澤総務課長。

総務課長（唐澤 英樹） 自主防災会の関係でございますけれども、先ほど山崎議員がおっしゃられましたとおり、区の役員につきましては1年交代ということでありまして、自主防災会の役員につきましては、できるだけ複数年ということをお願いをしております。また、各地区の自主防災におきましても全員が変わってしまうのではなく交代で変わっていただくような形で、できるだけ防災に対するノウハウを引き継いでいただくような形をお願いをしているところであります。実際にそのような形で進めていただいているところの区が多くなっております。

また、自主防災会の連絡会議は毎年数回開いております、その中で各地区の自主防災会というものの活動の状況、またよかった点やそういった活用できる点や何かを情報交換をしておりますので、そういった場面でもかなり役立っているのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 数回の連絡会等がされているということでありまして、自主防災会の役員さんも会長、副会長さんと交代というかずれていくとか、できるだけ複数年というのはそのとおりだと思います。ぜひその辺を向けて、村の中で同一レベルで安全対策が進むということに対しての御努力を、今後一層もお願いをしたいというふうに思います。

以上で、今回の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） 以上で一般質問を終わります。

明日17日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くこととします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午前10時17分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 9 月 1 7 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- |      |  |       |
|------|--|-------|
| 第 1  | 議案第 1 号～第 5 号                              | 討論～採決 |
| 第 2  | 議案第 6 号～第 11 号 (委員会 <small>の</small> 審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 3  | 議案第 12 号～第 17 号                            | 討論～採決 |
| 第 4  | 議案第 18 号                                   | 提案～採決 |
| 第 5  | 議案第 19 号                                   | 提案～採決 |
| 第 6  | 議案第 20 号                                   | 提案～採決 |
| 第 7  | 議案第 21 号                                   | 提案～採決 |
| 第 8  | 諮問   |       |
| 第 9  | 請願・陳情の採決 (審査結果 <small>の</small> 委員長報告)     | 質疑～採決 |
| 第 10 | 発議第 1 号～第 2 号                              | 提案～採決 |
| 第 11 | 継続調査事項                                     |       |
| 第 12 | 議員派遣                                       |       |

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

## 会議のてんまつ

令和3年9月17日 午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 本日、追加議案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

追加議案4件、諮問1件、発議2件が提出されていますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案4件、諮問1件、発議2件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村公共物管理条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕



議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村準用河川管理条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第5号の採決をします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号から議案第11号の質疑、討論、採決を行います。

議案第6号から議案第11号は決算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

三澤決算特別委員長。

決算特別委員長（三澤 澄子） 決算特別委員長報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました議案第6号から議案第11号までの6議案につきまして、審査の結果を報告いたします。

お手元に配付の報告書のとおり、議案第6号から議案第11号は審査の結果、認定すべきものと決しました。なお、審査の過程において各議員から出されました指摘事項等を十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り健全な業財政運営に当たるよう、また次年度の予算編成に生かしていただくよう要望いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症はいまだに収束が見えないことから、より住民に寄り添った丁寧な対応を求めます。

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号「令和2年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第6号は認定することに決定しました。

議案第7号「令和2年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第7号は認定することに決定しました。

議案第8号「令和2年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第8号は認定することに決定しました。

議案第9号「令和2年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第9号は認定することに決定しました。

議案第10号「令和2年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第10号は認定することに決定しました。

議案第11号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第11号は認定することに決定しました。

日程第3、議案に対する討論、採決を行います。

議案第12号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第18号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、南原住宅団地の焼却灰の再発見に伴い、現在の南箕輪村村政の最高責任者としての政治的結果責任をとるため、村長の給料を10月から12月までの3か月間10%減額するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

唐澤総務課長。

総務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第18号の細部説明を申し上げます。

議案1 ページの改正文を御覧いただきたいと思います。

既定の附則の次に、25項として給与月額の特例を加えるものであります。内容につきましては、令和3年10月から令和3年12月までの間、村長に支給する給料は第2条第1項の規定にかかわらず、同行の規定による給与月額からその額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給与月額及び退職手当の額の算出の基礎となる給与月額については、減額前の給与月額とする。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年10月1日から適用するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論・採決を行います。

議案第18号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 1番、丸山です。

村長、結果責任ということで3か月10%ということで出してきました。全員協議会のときもお話がありましたものですから、これは多いと思う人もおれば少ないんじゃないかという人もいて、様々な考え方もあろうと思います。南原の問題、焼却場の問題についてそれぞれの方が判断されるもんだなとそれぞれのところでございますが、私とすれば村長の気持ちを十分尊重してこの程度という、この程度と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、様々な年齢だとかそういうものも見た中で県のほうにも相談されたとは思いますが、そういう中で決められたものだと思いますので、賛成するつもりではおります。

ただ、ちょっと一言つけ加えさせて……。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員、すみません。マイクをちょっと自分の前のほうへ持っていつてもらいたい。すみません、お願いします。

1 番（丸山 豊） 申し訳ないです。

これは、信濃毎日新聞の9月11日に報じた記事でございます。村と公社、状況不十分。地権者への補償など対応へ、多額の財政負担避けられず。周辺住民困惑、使われるのは税金だというふうな、こういうことが記されというか記載されております。チェック機能が行き届かない第三セクター、土地開発公社でございますけれども、この案件であります、村が100%出資しているというこういう団体であります。

昨年、債務負担行為で債務保証が7億円というこういうことを決めたばかりであります、1年もたつところでこういう問題が発覚してきたというところでございます。だから、村長が頭を下げて済むような問題じゃないわけでございますけれども、先日全員協議会の席でも村長は村民の声、議員の中で聞いていたらお聞かせくださいというそんなようなお話がありましたので、複数の方に私はいただいたんですけども、個人に関わることはちょっと避けておきまして、全体の中でということでもちょっと言わせてもらえれば、最初から関わった人たち全員で責任をとっていただきたいと、こういうようなことが私のところへかかってきた電話の中でありました。税金が使われるということでもありますので、そういう気持ちになるのも当たり前なことかなんて、そんなふう思ったところでございます。

私個人の意見としては、この一大不祥事に議会が関われないとしたら、議員も住民でありますので住民の立場で物申し、村の信用・信頼の回復に努めるべきじゃないかということで、議員各位にもご協力をお願いしたいというそういうところでございます。

今後、議会としても関係する議員を窓口全員で村と協力しながら、この対応しっかりと考えていくべきでないかとそんなふう思うところでございますので、意見として申し上げたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はございせんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

議案第18号を採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第19号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第19号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉施設に対する国庫補助金の内示に伴うもの、また8月に発生した前線に伴う災害復旧工事費等が算定できましたので、追加で補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,242万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億6,958万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第19号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算の事項別明細書、こちらで説明をいたします。9ページをお願いいたします。

歳出から申し上げます。

3款民生費、1項3目高齢者福祉費、0311高齢者福祉総務事務でございます。2,049万5,000円でございますが、これは18節で負担金補助金及び交付金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金でございます。提案理由にもありますけれども、この補助金につきましては村が作成する防災・減災等事業整備計画に基づきまして、村または民間事業者の実施する施設等の整備事業に対し、村が補助する事業に対して交付を対象とするものでございまして、本村の社会福祉法人ふれあい、ふれあいの里でございますが、これに対する補助金でございます。

当該施設は、地域密着型特別養護老人ホームと小規模多機能型居宅介護事業者が併設されておりますが、それぞれの施設の老朽化に対する外壁等の大規模改修工事に対する補助金でございます。今回、国の内示を受けまして交付するものであります。全額、10分の10国庫補助金の対象となり、一般財源は伴わない事業となります。

次の10ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、今申しました8月の前線により被災した災害復旧費でございます。1項3目林道施設災害復旧費、1116林道施設災害復旧事業（村単）100万円でございますが、14節工事請負費で、村道大泉線それから支線を含めた4か所の土砂除去及び不陸整正に関する工事費でございます。2項1目道路橋梁災害復旧費、1121道路橋梁災害復旧事業（村単）でございます。51万3,000円は12節委託料で、村内約10か所675袋の土のう作製、それから設置の委託料でございます。2目河川災害復旧費、1122河川災害復旧事業（補助）でございます。200万円は14節工事請負費で、戸谷川の災害復旧工事でございます。場所につきまして

は南原住宅団地北になりますが、全長約12メートル、高さ約2メートルのブロック積みによる災害復旧工事費となります。1123河川災害復旧事業（村単）でございます。22万円は12節委託料で、今申しました戸谷川災害復旧工事に伴う測量業務委託料でございます。

なお、この11款の災害復旧費の一般財源およそ180万円でございますが、これにつきましては、災害分として特別交付税において措置される予定でございます。

おめくりいただきまして、11ページをお願いいたします。

14款予備費、1項1目予備費でございます。歳入歳出調整のために180万3,000円減額するものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。

16款国庫支出金、1項11目災害復旧費国庫負担金133万円は、戸谷川の災害復旧工事費の3分の2になりますけれども、国庫負担分でございます。2項3目民生費国庫補助金2,049万5,000円は、今申しましたふれあいの里大規模改修工事の国庫負担金、国庫補助金10分の10でございます。

次の8ページでございます。

23款村債、1項11目災害復旧費60万円でございますが、これは戸谷川災害復旧工事費の補助裏分の起債となりまして、充当率100%、措置率95%の災害普及事業債でございます。

4ページにお戻りいただきまして、第2表地方債補正でございます。戸谷川の災害復旧事業債の60万円を追加するものでございます。

以上、議案第19号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。

今説明いただきました民生費の国庫補助金に係る分ですが、北原にあるふれあいの支出のほうで外壁工事、収入のほうで大規模改修についてということであります。ふれあいについてはまだまだ施設的には新しい施設と思うんですけども、この時点で大規模改修をせざるを得ないという部分で、例えば災害部分等が影響しているのか、例えばふだんのメンテナンスというかそういうものが足りなかったのか何かそういうことで、もう少しその内容について詳しく説明いただければというふうに思いますが。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

伊藤課長。

健康福祉課長（伊藤千登世） ふれあいの里の工事に関してでございますけれども、施設の定期点検をする中で外壁にクラックが大分見つかったということで、点検する中で補修が必要と指摘されたということでございます。それに伴う改修工事となります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員、よろしいですか。

2番（山崎 文直） はい。よく分かりました。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。



議案に対する討論・採決を行います。

議案第19号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第20号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第20号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」提案理由を申し上げます。

林百代委員が9月30日で任期満了となるため、新たに田中博美氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

住所、南箕輪村7693番地、氏名、田中博美、生年月日、昭和43年3月15日、満52歳。略歴につきましては添付資料を御覧ください。よろしく御審議をいただき、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第20号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

議案第20号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第20号は同意することに決定しました。

日程第7、議案第21号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題と

します。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第21号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査する固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本村の固定資産評価審査委員会委員の任期が本年9月30日をもって満了となることに伴い、3名の方を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

住所、南箕輪村6276番地9、氏名、新村典久、生年月日、昭和36年1月26日、満60歳。

住所、辰野町大字伊那富3830番地3、氏名、三澤聡、生年月日、昭和48年4月10日、満48歳。

住所、南箕輪村7282番地3、氏名、田中一裕、生年月日、昭和32年8月12日、満64歳。

各委員の経歴につきましては、添付資料を御覧ください。よろしく御審議をいただき、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論・採決を行います。

議案第21号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

議案第21号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第21号は同意することに決定しました。

日程第8、諮問「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件につきまして、村長から配付資料のとおり議会に意見を求められております。本件について、説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法の規定により、市町村長は法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。

今回、2名の委員が本年12月末をもって任期満了となるため、長野地方法務局長から次期委員候補者の推薦依頼がありました。現在、人権擁護委員として御活躍いただいている高橋紀美代氏と原雅章氏につきましては、再任ということで推薦したまいりたく御意見をお聞きするものです。

お手元の資料を御覧ください。

まず、高橋紀美代氏であります。生年月日は昭和24年11月4日、満71歳。住所は上伊那郡南箕輪村4241番地6であります。経歴等につきましては、資料の履歴書のほうを御覧ください。

高橋氏は、長年村の男女共同参画推進委員や村づくり委員会など様々な委員を務められており、現在人権擁護委員2期目であります。人格は高潔で見識も豊かで、人権擁護委員として適任であると考えます。引き続き推薦してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、原雅章氏であります。生年月日は昭和24年10月18日、満71歳。住所は上伊那郡南箕輪村7787番地であります。経歴等につきましては、資料の履歴書を御覧ください。

原氏は、長野県社会福祉事業団の職員として永年勤務され、御退職後は神子柴区長などを務められ、現在人権擁護委員1期目であります。人格は高潔で見識も豊か、人権擁護委員として適任であると考えます。引き続き推薦させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

これから、本件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件につきまして、原案を適任者とする意見に決することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案を適任者とする意見に決定しました。

日程第9、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 総務経済常任委員会に付託されました陳情1件を、南箕輪村議会会議規則第91条に基づき委員長報告をいたします。

陳情 8 号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」。

9 月 1 日に委員全員、事務局長の出席で第 1 委員会室で行いました。

意見として、賛成意見。沖縄県民の気持ちを考えれば、沖縄以外に考えるべきである。県民の 7 割が反対している。民意に従うべきである。辺野古は軟弱地盤も分かり、工期も伸び費用も大きくなっている。基地建設を中止することに賛成ではないが、国民全体で議論を深めるべきである。

反対意見。長い年月をかけて日米で協議してようやく今の結論になった。辺野古以外の候補地は見つけれなかった。2010 年に出された防衛白書には、沖縄海兵隊の抑止力の必要性を強調している。現在も外国の脅威が続いている。辺野古に代わる代替案がない限り、日本の安全は守れない。遺骨混入土砂の問題と基地建設中止は分けて考えるべき。

継続審査、趣旨採択の意見はありませんでした。採択の結果、賛成 2、反対 2、同数のため委員長判断で不採択するものとします。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） 委員長報告に対する陳情第 8 号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9 番、三澤です。

賛成、反対の中で、反対理由が海兵隊抑止力と代替案がないということでありますけれども、この出された陳情は丁寧に提案理由が述べられております。陳情の趣旨が 3 ページ、その中でも 1 として沖縄の民意というところ、それから 2 として憲法違反というところ、それから 5 として法の下に平等に行うべきだということ、それで 6 として沖縄の民意に添った公正かつ民主的な解決を国に求める責任というところがあります。

これらのところについて、どのように審議したのかお聞きします。一つ一つ読み上げて一つ一つの項目についてきちんと受け止めたかどうか、通常は提出者が来て説明を求めるわけでありますけれどもこれはなかなかそういうわけにはいきませんので、これだけ丁寧にきちんと陳情趣旨を述べてありますので、これをきちんと受け止めて審議されたのかどうかをお聞きします。読み上げて、それぞれについて審議したのか、項目について。

議長（百瀬 輝和） 唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） そうです。丁寧に読み上げて慎重に審議した意見でございます。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

陳情第 8 号の討論を行います。

討論はありませんか。原案に賛成の討論。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

委員長、委員会としては不採択ということでありますけれども、これを不採択する理由が私には見当たりません。全く理解できない結論だというふうに思っております。なぜかといいますと、この辺野古米軍新基地建設の問題は破綻したとあえて言わせてもらいますけど、安倍、菅政権のときに始まりました。この強権政治の結果だというふうに思います。

2013年1月、県内全41市町村長と議長前県議らが署名し、普天間基地の県内移設断念を求めた建白書が就任間もない安倍首相に提出され、本来ならここで新基地は断念すべきだったと思います。同年11月に自民党の県選出国會議員と仲井眞県政に公約を撤回させ、集団的自衛権の行使容認と同じ14年7月に新基地建設を閣議決定しました。11月新基地建設反対のオール沖縄翁長県政が誕生し、辺野古埋立て承認を取り消しました。安倍政権は国と自治体は対等という地方自治の原則をゆがめ、国の権限を封殺して工事を強行しています。

そして、末期がんに侵された翁長知事が承認撤回をいたしました。お亡くなりになった後玉城デニー知事が誕生しました。オール沖縄県政を継承しますがさらに民意を無視し、12月に土砂投入を開始されました。その後県民投票、国政選挙で何回も民意を示しても、粛々と工事を進めると強弁してきた現在の菅首相であります。その方はもう退陣に追い込まれておりますが、8月27日コロナ禍の緊急事態宣言下でも護岸工事を再開しております。この間、埋立地でのサンゴ礁の大破壊や戦没者の遺骨が残る土を埋立てに使用することなどが大問題になっております。

民意を無視し憲法違反の辺野古基地建設を中止し、公正な解決を求めるのは当然だと思います。そして、同趣旨の陳情は全議会で採択されているものでありまして、議会の継続性からも採択するべきだと思います。不採択とする理由はないと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原案に対する反対の討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 陳情8号に対して、反対の討論をさせていただきます。

沖縄の基地問題につきましては、歴史を振り返れば県民の皆様に対していつものことではありますが、恐縮しながらの討論になってしまいます。三澤議員の言われていることも十分理解はできます。

しかし、数日前の報道でもありましたように、北朝鮮は人工ミサイルを発射し日本を射程に入れたと言われております。先日は、国連安保理決議案となる弾道ミサイルを日本海に向けて発射しました。我が国に対するこれらの挑戦的な行為は、まさに脅威そのものでございます。また、中国においては南シナ海、東シナ海の海洋進出、特に我が国の領である尖閣諸島周辺には、中国の工船の領海侵入が常態化しております。このような状況下の中で、危険な基地普天間に代わる辺野古基地建設は、国防上急がねばならないものと私は考えております。

かつて民主党政権下で国内、県外といった案件が頓挫した経過もありました。沖縄県の外ならいいのかというようなことでありましたけれども、そういうわけにはいきませんでした。

これから国民的議論をするというこの陳情は、国を守る意味においても私には全く理解できません。また、今三澤議員もいわれたように様々な意見はありますが、現在国が進めてい

る計画を愚直に進め、身の安全・安心を図るのが最善の策と考えます。よって、この陳情8号については、私は反対ということでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 賛成ということですか。

議長（百瀬 輝和） 賛成の討論ですね。

2番（山崎 文直） 賛成です。

今までのいろんな陳情等がこの種のものにも出てきているかと思いますが、今回新しい提案という実行委員会という名前で、少し趣が変わってきたのかなというふうに思います。

私が常々思うのは、沖縄に一番負担がいつているということをほかの県、いわゆる本土とかそちらのほうのところでは、我が身にかかってこない問題だというふうに受け流しているような感じがいつも受けるわけであります。

そういう点で、国民的な議論ということになると思うんですけども、現在工事がどんどん進んだりしている、非常に困難な工事ですけど何としてもやらないけないということになっていますけども、そういう点でこの種のやつ、日本全体でももう少しこの問題を共有すべき、そういうことではないかなということも思いながら、このものについては一応賛成をしていきたいなというふうに思うわけであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

加藤議員は。

7番（加藤 泰久） 賛成。

議長（百瀬 輝和） 原案に反対の討論はありませんか。

加藤議員は賛成の討論ですか。

7番（加藤 泰久） はい。

議長（百瀬 輝和） 7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 私も賛成ということで、普天間から辺野古の基地移転ということは前もありまして、その時点でも私は移転することで安全が確保されるものじゃないと。今までの過去の事例から見まして、日本の安全防衛、これは沖縄の犠牲の下に立っているということで、なぜ沖縄にこれだけアメリカ基地が7割以上存在しなきゃならないかということ考えたときに、日本国内には適当な場所がないというような形の中で、沖縄に全て寄せているものであります。そういう沖縄の犠牲の下になっていると。

沖縄は過去にさかのぼってみますと、太平洋戦争中に本土防衛のために最前線で激戦が行われ、南部地域においても一般国民、非戦闘員である女性だとか子供が爆撃から逃げて壕へ、ガマですよね。それが洞窟なんだけど、そこへ逃げ込んでいるところをアメリカ軍当たりが火炎放射器で焼くというような悲惨な事例があるわけでございます。またそこらの遺骨収集も、まだ完全に済まないというような状況であります。

そして、またこれは1945年にポツダム宣言を受諾して、一応戦争は終結して独立国家となっております。しかし、沖縄はアメリカの統治下にあつて、日本の国でありながらもパスポートがなければ行けないという統治下において大変な差別を受けてきた過去があります。そ

ういうことで、何でも沖縄に任せればいいというそういうことが常習化されておりますので、普天間基地沖縄県外移転とか、そういう米軍基地問題を国民的議論として行って、これを何とか解決するべきいい方法にもっていくようにみんなで議論することが必要だろうと、そういう意味におきまして賛成をしております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

陳情8号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立少数です。

したがって、陳情第8号は不採択とすることに決定しました。

日程第10、意見書案が提出されています。

発議第1号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について、趣旨説明を求めます。

2番、山崎文直議員。

2番（山崎 文直） 御苦労さまです。

趣旨説明をいたします。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書ということであり、沖縄戦で行われた南部戦跡のところに、いまだに多くの遺骨があるそうです。この地域は平和の礎なり、沖縄の戦跡国定公園として指定されております。いろんな国定公園とか国立公園といいますが、そこの石や植物を外へ持ち出すこと自体が規制をされています。そういう意味では、この遺骨についても同じ解釈ができるのではないかなというふうに思います。

さらに、いまだにここの地域では2番目にありますように、戦没者の遺骨収集がされ続けております。国が責任をもってやるということです。実際にやるのは法人等が主体になってやっているわけでありましてけれども、硫黄島や沖縄やいわゆる満州、そういうところでもいまだにいろんな地域で遺骨の収集がされています。そういうところに現実に遺骨が含まれている土砂をほかに移動してしまうということについては非常に問題があるのではないかと、こういうことの見解でございます。

記として1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

2、日本で唯一住民を巻き込んだ熾烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することということで、以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出することということであります。ということで、土砂を埋立てに使用しない、どこに持っていかないことではうたっておりません。

要するに、ここの遺骨の土砂をほかに移動しないように願うものであるという一つの一点に対する願いであるということでもありますので、どうか御賛同をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

9番、三澤議員。反対ですか。

9番（三澤 澄子） 賛成です。

議長（百瀬 輝和） すみません、反対の討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 賛成、反対の順序ですか。

意見書提出について、反対の立場で討論いたします。二転三転した結論でありまして、どっちにしようかさんざん迷った結果でございます。

今述べられた説明のとおり、遺骨の混じった土砂を使用することは言語道断であり、全く今山崎議員がおっしゃられたとおりでございます。ただ、この件について3月5日、沖縄防衛局の局長が次のようにコメントしております。防衛省の事業でも他の事業でも、遺骨の混入している土砂を資材として使うことはあってはならない。遺骨収集と埋立て工事は次元の違う話だと沖縄タイムズプラスニュースが報じております。このことにより、情報が少ないところではありますが、私としては国の事業として遺骨の混入していない土砂が提供されるものと理解・認識しますので、意見書の提出までは必要ないと考えます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 賛成討論はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 賛成討論です。

76年前に住民を巻き込む凄惨な地上戦が行われた沖縄戦であります。約20万人もの犠牲者の血が流されました。菅政権は辺野古新基地を造るために、犠牲者の遺骨が地中に眠る沖縄本島南部で埋立ての土砂採取を計画しました。死者を冒瀆する行為だとの声が上がっています。

先日、遺骨収集を続けるボランティアの方のテレビ放映があり見ましたが、今なお至るところでぼやけてっていうことはできません。至るところで遺骨が発見され、胸が詰まる思いがしました。これはあくまでも人道上の問題として、全会一致での採択を求めるものです。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について、趣旨説明を求めます。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） 4番、登内瑞貴。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書」について提案説明をさせていただきます。記を読むことで、提案説明とさせていただきます。

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、経済財務運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがされないよう、十分な総額を確保すること。

2、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、国庫補助金によって継続すること。市町村負担は廃止すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。負担調整措置をやめたときに、急激に上がることのないよう緩和措置等を検討すること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、緊急経済対策が必要な状況が続く間は特例措置を維持すること。ただし、税縮小の先例にはしない。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に財源配分すること。

以上です。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第11、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（百瀬 輝和） ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会、17日間の長い会期となりました。大変お疲れさまでした。また、全議案原案どおりお認めをいただきありがとうございました。

さて、早いものであと半月で今年度も半分が経過したことになります。私が就任をしてから5か月が経過したわけではありますが、その間新型コロナウイルス感染症対策、災害対応、開発公社の再建、そして土地開発公社の焼却灰の対応など、引き続いて優先的に取り組まなければならないことに囲まれております。新人村長には厳しい環境ではございますが、これまでの環境を生かしながら真摯に汗をかいて取り組んでまいります。

さて、9月議会が終了いたしますと新年度予算編成の時期となってまいります。公約とした内容につきましては、職員の皆様の御協力も得て準備を進めている段階です。私にとりましても初めての予算編成となりますので、いつまでも幸せに暮らせる村の実現に向けて、腰を据えて取り組んでまいります。

また、既に議員の皆様には2回の一般質問をいただいております。その中で、前向きに検討するあるいは実施すると答えた項目につきましては、こちらにつきましてもできる限り予算に反映してまいりたいと思っております。

収穫の秋を迎えますが、台風による被害もなく収穫の喜びを感じられるような秋になることを願い、また議員各位にも村の発展のために御協力いただくことをお願い申し上げ、また慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げながら、閉会の御挨拶とさせて

いただきます。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） 私たちの生活は陰の役割に徹して苦勞をいとわない方々に支えられています。ともすれば当たり前と思ひ、見過ごしてしまいがちなことに視線を注ぎ感謝を伝える人でありたいと思ひます。秋の訪れを感じさせるキンモクセイの花言葉は、謙虚であります。

これをもちまして、令和3年第3回南箕輪村議会定例会を閉会します。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願ひます。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

閉会 午後4時12分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員